建築物点検マニュアル

平成30年3月

平成31年3月改正

令和 2年3月改正

令和 3年3月改正

令和 4年3月改正

山梨県

目次

第 1	章 マニュアルの概要	•	 • 1
1	目的		
2	適用対象		
3	点検の種類		
4	点検の実施方法等について		
5	留意事項		
第 2	章 建築基準法に基づく点検について		 . 2
1	対象		
2	実施者		
3	実施方法		
4	実施時期		
5	点検結果の保管等について		
第3	章 他法令に基づく点検について		• 3
1	対象		
2	実施者		
3	実施時期及び方法		
	点検結果の保管等について		
第 4	章 長寿命化点検について		 . 3
1	対象		
2	実施者		
	実施時期		
	長寿命化点検結果の取り扱い		
	実施方法		
6	点検結果の保管等について		
第5	章 日常点検について		 • 14
1	対象		
_	実施方法及び時期		
	点検結果の保管について		
<様	式等>		
	紙 1 点検対象建築物一覧表		 • 15
	紙2 法令検査点検一覧表		 . 30
	式 1 建築基準法点検票		 • 31
	式 2 長寿命化点検票		 . 73
	式3 日常点検票		 · 84

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用(建築物の長寿命化)を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう(ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く)。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

- (1)建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票(様式1)により実施し、実施方法は 「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。
- (2)他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。
- (3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票(様式2)により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。
- (4) 日常点検は、日常点検票(様式3)を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点 検について」に示す。

5 留意事項

- (1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- (2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築 設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支 障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象 建築物一覧表」参照)。

(1)建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、 百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床 面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000 ㎡を超えるもの

(2) 建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、 防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設(指定管理施設を除く))で営繕課が必要と認めるものの点検(昇降機点検を除く)については、営繕課が実施する(<u>年度当初に、施設管理者から営</u>繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検(長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む)を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による。)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票(様式2)を基に、区分欄の①に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期 調査において、異常(外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きが確認等)が認め られた場合、竣工若しくは外壁改修後 10 年を越えてからの最初の定期調査の場 合(ただし、3年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を 除く)は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実 施すること。

なお、直近の調査結果を、<mark>資産活用</mark>課に提出する長寿命化点検票(様式2)に 反映させるとともに、調査結果が分かる資料を添付すること。

- ※ 平成20年4月1日の建築基準法に基づく告示の改正により規定
- ※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管する とともに、所管課に報告すること。

なお、資産活用課に提出する長寿命化点検票(様式2)は、直近の点検結果を反映する こと。

第3章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令(電気事業法、消防法等)で点検対象となっている設備等(別紙2「法令検査点検一覧表」参照)。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令(電気事業法、消防法等)に基づき実施する(別紙2参照)。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票(様式2)を基に、区分欄の②に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管する とともに、所管課に報告すること。

なお、資産活用課に提出する長寿命化点検票(様式2)は、直近の点検結果を反映する こと。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する(1)の長寿命化対象建築物の うち、(2)の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする(別紙1「点検対象建築物一 覧表」参照)。

(1) 長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)、鉄筋コンクリート造 (RC 造)、鉄骨造 (S 造) の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

(2) 予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備(熱源)

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考>保全管理の考え方(「県公共施設マネジメント実施方針」)

	分類	考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える 部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機 能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じ る前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の 兆候に応じて対応する
事	耳後保全	77120 == 10.7121 10.1121	劣化の進行や機能停止の発生状 況に応じて適宜対処する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など)については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する(<u>年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼</u>が必要)。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、資産活用課が別途通知する期日(5月末までの間)までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、資産活用課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設 全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

< 判断項目> 耐用年数の経過状況(耐用年数経過率)、劣化状況、不具合の状況(現在の発生状況、過去からの発生頻度等)、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘等

5 実施方法

(1) 点検様式

点検は、長寿命化点検票(以下、「点検票」という。)(様式2)を使用する(点検結果は電子データとして作成。)。

(2) 点検票区分

区分欄の①について

①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。

区分欄の②について

②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果 がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。

区分欄の③について長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B、Cの3区分とする。

- ・ A判定: 異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ B判定:劣化等が進行し機能上支障があるもの(改修の検討が必要なもの)
- ・ C判定:劣化等が著しく進行しており(又は壊れており)、<u>早急な改修の検討が必</u> 要なもの
 - ※ B・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等(後述)を記載するとともに、状況が分かる写真を添付すること。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備(熱源)等の設備機器にある点検口 を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双 眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用する など、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出すること。

(5) 点検の手順

点検票の項目ごとの説明及び記載要領は次のとおり。

【ファイル名称】

ファイル名称を次のとおり変更する。

- <様式2>長寿命化点検票
 - ⇒ 施設番号 (3 桁) -建物番号 (2 桁) 施設名称・建物名称 (例:005-01 八ヶ岳少年自然の家・管理棟)
 - ※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」 を参照。

【表紙】

点検票・表紙に次の各項目を記入する。

- <項目>施設番号、施設名称、建物番号、建物名称、建築年月日、延床面積、点検日、 点検者職・氏名
 - ※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」 の施設番号等を転記すること。
 - ※ 建築年月日、延床面積は、施設カルテ、公有財産台帳等を確認し正確に記入すること。

【点検票】

① 該当なし

点検票中の部位・設備自体がない場合は、「該当なし」欄に「●」とする(リストから選択。以下同じ。)こと。

- ※ 施設カルテの「4 建物部位・設備情報(長寿命化対象建築物)」表中の「〇」 と点検票の点検対象(部位・設備)が一致しているか必ず確認すること。
- ※ 確認のうえ、施設カルテに誤りがあった場合は、施設カルテを修正し、資産活用課に提出すること。
- ※ 点検票の「該当なし」と「異常なし・問題なし」を混同しないよう留意すること(部位・設備がない場合は、判定項目欄に「○」入力をしないこと)。

② 更新年度(西暦)

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度(西暦)を記載する。 また、今後、更新する予定がある場合(長寿命化改修含む)、更新予定年度を記載 する。

- ※ 部分的な更新や修繕は更新として扱わないこと。
- ※ 施設開設後に、設備を設置した場合は、設備の設置年度を記載すること。

③ 判定項目(A判定・B判定・C判定)

点検は、原則、目視等(双眼鏡等の使用を含む)により実施し、次の判定項目に該当する場合は当該欄に「○」をし、B・C判定項目に該当がある場合は、備考①又備考②欄に劣化等の状況を記載する(後述)。

		判定項目	説明等
A 判 定	異常	なし、問題なし	B・C判定項目のいずれにも該当しない場合
	建築	中程度の劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損そ の他の損傷が部分的な場合 シート系防水のトップコート(表面の塗装) に変退色や剥離がある場合
В	設	異音、異臭、異常振動が ある	
判定	備	耐用年数経過率が 1.2 以 上	耐用年数経過率=経過年数:耐用年数 ※建築年月日(及び更新年度)から自動計算 される
	共	不具合がある、機能上支 障がある	現に不具合、機能上の支障がある場合 現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修 繕履歴がある場合
	通	点検業者等の指摘がある	耐用年数経過等による <u>更新推奨の場合こちら</u> に該当

	建築	著しい劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損そ の他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は 部分的に大きなひび割れ等がある場合
C 判		雨漏りがある、剥落があ る、頻繁な誤作動がある	頻繁な誤作動がある:建具・自動扉の場合
定	設	機能しない	当該設備が作動はしているが機能していない 場合
	備	作動しない	当該設備が作動していない場合
	共通	点検業者等から早急な改 善の指摘がある	

- ※ 外壁:外部天井を含む。
- ※ 換気設備:換気扇は対象外。
- ※ 排煙機:排煙窓は外部建具に記載。
- ※ 消火設備:消火器は対象外。
- ※ 複数の機器で構成される設備がある場合 (例えば冷熱源=冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど) 及び同一の建築部位・設備が複数ある場合 (例えば窓、エアコン (空気調和機) など) は、それぞれの機器又は建築部位・設備について該当するB・C判定項目に「○」をし、備考欄にそれぞれの状況等 (冷温水機の状況と冷却塔の状況、4階会議室のエアコンの状況と1階事務室のエアコンの状況など) を記載すること。
- ※ <u>複数の棟にわたる設備</u>(自動火災報知設備、消火設備、給排水設備(給水ポンプ・給水タンク)等)は、一式として取り扱い、次の棟の点検票にのみ記載すること(各棟に記載しないこと)。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟の点検票に記載し、その旨を備考欄に記載すること(例:機械室に設置、屋外に設置)。

この場合、施設カルテの「4 建物部位・設備情報(長寿命化対象建築物)」 表中の「○」も同様の記載となることに留意すること。

- ●自動火災報知設備:受信機がある棟に記載
- ●給排水ポンプ・タンク:当該ポンプ・タンクがある棟に記載
- ●消火設備:消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載
- ※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。
- ※ 同じ棟で部位が複数ある場合 (アスファルト防水とシート防水など)、施設カルテの「4 建物部位・設備情報 (長寿命化対象建築物)」表中の「○」と一致しているかよく確認すること。部位の仕様 (種類) が判別できない場合はいずれかの部位の判定項目に「○」をし、写真を添付すること。
- ※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の状況について該当する判定項目に「○」をし、備考欄に記載すること(<u>この場合、写真は添付不要</u>)。

- ※ 備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄記載例」を参照。
- ※ 前年度B判定のものは、原則、B判定(又は C 判定)となることに留意する こと(修繕等しないでA判定にはならない)。

4) 備考(1)

③で「〇」をした判定項目について、劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定を含む))等を具体的に記載する((6)備考欄記載例を参照)。

- ※ ②で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること (例: R2 所属予算で更新予定、R3 長寿命化改修予定)。
- ※ 同一の設備が複数ある場合(例えばエアコン(空気調和機等)等)は、系統が 分かるようにすること。

5 備考②

③で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」に「〇」をした場合、指摘の内容を記載(指摘内容部分を転記)し、対応状況を記載する。

- ※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。
- ※ 該当する点検結果を参考に添付すること (PDF ファイル)。

⑥ 判定結果

更新年度及びA・B・C判定項目の記載により自動的に記載される。

⑦ 写真No.

写真帳(後述)に記載した写真ナンバーを記載する。

⑧ 業者見積書の有無

点検時点の業者見積書の取得状況を記載する。

※ 点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にB・ C判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とする 又は当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するための業者見積書の取得を 限られた期間の中で依頼する予定。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する (したい)場合等については、予め業者見積書の取得しておくこと。

9 見積額(千円)

⑧で業者見積書「有」とした場合、業者見積額(千円)を記載する。

⑩ 点検結果写真帳

B・C 判定の場合は、状況の分かる写真を様式 2 中の点検結果写真帳に添付する。 点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備の写真帳シートは削除すること (写真帳シート以外のシートは削除しないこと)。

- ※ 点検票の判定結果を必ず転記すること。
- ※ No.は「部位・設備番号ー連番」(例 1-1) とし、点検票「写真No.」欄に記載する こと。
- ※ 写真ごとに具体的な説明(どの部位・設備のどの部分の写真か等)を記載する こと。
- ※ <u>写真は</u>部位・設備ごとに、近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように) を必ず添付し、<u>状況説明に足りる枚数を添付</u>すること(枠を適宜コピー)。必要 に応じ、写真位置図(立面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること。
- ※ 建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること(代表的な写真としないこと)。
- ※ 設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)。

(6) 備考欄記載例

【備考①】: 劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定を含む))等を記載

●屋根(番号1~3)

- ・ アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇 所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- ・ 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がって おり、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- ・ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- ・ 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生する。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。
- ・ 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

●外壁(番号4~6)

- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。 今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

- 外壁面の複数個所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。
- ・ 外部天井の複数箇所で途装材に剥離がある。

●建具(番号7~8)

- ・ 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- ・ シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- ・ 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備(番号9~28)

- ・ 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- ・ 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- ・ 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- ・ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を 行ったが一時的によくなるものの改善されない。
- ・ 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作(確認)ができないため、この1ヶ月間、 退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるが、修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している(今年度修繕予定)。
- ・ 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。 業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を 中止している。
- ・ 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に 修繕する必要がある。
- ・ 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。 昨年、一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改善されないので使用中止している。
- ・ トイレに使用している井水の揚水ポンプ(給水)が作動していない。今のところ 自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため 更新が必要である。
- ・ 大雨の時、排水管の詰まりから、排水溝から水が溢れるので、今後、詰まりを改善するための改修が必要である。現状、未対応の状態で大雨の後は大きな水たまりができる。

【備考②】:点検業者等の指摘の内容(指摘内容部分を転記)及び対応状況を記載

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。
- H29.3の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。

- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障する かわからない状況であることから、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工 事を予定している。
- ・ H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に低濃度PCB (0.5超~ 5,000mg/kg) が使用されていることから、処理期限のR9.3.31までに更新する必要があると指摘された。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検(オーバーホール)の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が 低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度修繕を予定 している。
- ・ H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検(オーバーホール)を勧められた。
- ・ R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス (R22) がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。
- ・ H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新 を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。

6 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票(様式2)電子データを別途指 定する期日までに資産活用課に提出する。

長寿命化点検結果は、資産活用課において BIMMS (保全マネジメントシステム) に記録するとともに、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

<参考>建物部位・設備ごとの耐用年数表

- 中				計画	保全	事後	目標使
種別	区分		種別•内容	予防 保全	監視 保全	保全	用年数
		屋根防水+押さえコン	アスファルト防水	0			30
	長坦	シート系防水		0			20
	差 依	屋根長尺金属板	金属板葺き	0			30
		その他	スレート・かわら他	0			20
		壁ータイル		0			80
		外壁仕上塗材	複層仕上塗材	0			15
建	外壁	金属板その他		0			40
築		外部天井			0		20
		シーリング		0			15
工種 建築 内受発 電気設備 事別 全外 建一内受発 電気設備 空 換掛自給衛消昇		外部建具	外部アルミニウム建具、外部鋼製建具等		0		40
	净目	内部建具	内部鋼製建具、木製建具			0	30
	建 共	自動扉	ステンレス製自動両開扉		0		80
		ステンレス製建具	ステンレス製建具、鋼製シャッター			0	80
	内部	内部仕上等	床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、内部雑物			0	30
理機機機能	高圧受変電	0			30		
		非常用発電	自家発電装置、ディーゼル機関など	0			30
	発電·静止形電源	交流無停電電源	無停電電源装置	0			20
		太陽光発電				0	25
		電力	配管配線等			0	30
	電力	電線類	配線			0	30
		制御盤、分電盤、OA盤				0	25
			FL電球、Hf電球、LED			0	20
気 設		蛍光灯、他	非常灯			0	20
			誘導灯			0	20
	中央監視	中央監視	中央監視装置	0			15
			電話交換機			0	20
			情報·出退表示装置			0	20
	诵信•情報	LAN、電話、表示、映像、防犯等	放送(アンプ)			0	20
建築 電気設備 型 内受 発 中 通 空 換排自給衛消昇	ALL INTA		時計設備			0	20
			配管配線等			0	20
			自動火災報知		0		20
		温熱源	ボイラー	0			15
		冷熱源	吸収式冷温水機、冷凍機、冷却塔	0			20
			パッケージ型、ユニット型、FCU		0		20
	空調設備				0		15
			ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調		0		20
1414					0		20
					0		20
設					0		30
備			排煙機		0		25
			102 L. L WARD 10 14.1.55		0		15
	給排水設備	給排水	ポンプ、タンク、給湯用ボイラー、排水等		0		30
	衛生設備	衛生器具、他				0	30
	消火設備	消火設備一式			0		30
	昇降機その他	エレベーター	(L. + &)		0		30
	その他	舞台装置	体育館			0	30

第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的 に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設(建築部位・設備)の状況 把握や対応状況の蓄積(記録)が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施するこ と。

1 対象

すべての建築物

2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票(様式3)を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙1 点検対象建築物一覧表

		才家建築物一覧表					
通	施	施 =n.	建物	建	長寿	建築	営
し 番	設 番	設 名	物 番	物 名	命 化	基準法	繕
뭄	뭄	称	뭄	称	点検	点 検	課
1	1	県民文化ホール	1	山梨県県民文化ホール会館	0	0	
2	2	富士山世界遺産センター	4	富士山世界遺産センター北館	0	0	
3	2	富士山世界遺産センター	1	富士山世界遺産センター南館	0	0	
4	3	リニア見学センター	1	リニア見学センターわくわくやまなし館		0	
5	3	リニア見学センター	2	リニア見学センターどきどきリニア館		0	
6	4	図書館	2	県立図書館	0	0	
7	4	図書館	10	県立図書館(駐車場)		0	
8	5	八ケ岳少年自然の家	1	管理棟	0	0	
9	5	八ケ岳少年自然の家	2	宿泊棟	0	\circ	
10	5	八ケ岳少年自然の家	3	観測棟	0		
11	5	八ケ岳少年自然の家	5	屋内体育館	\circ	\circ	
12	5	八ケ岳少年自然の家	6	キャンプセンター	0		
13	5	八ケ岳少年自然の家	21	研修棟	0	0	
14	6	愛宕山少年自然の家	1	愛宕山少年自然の家		0	
15	7	科学館	1	科学館	0	0	
16	8	ゆずりはら青少年自然の里	1	本館棟·家族棟		0	
17	8	ゆずりはら青少年自然の里	2	一般棟		0	
18	9	山梨ことぶき勧学院	1	山梨ことぶき勧学院校舎	0		
19	10	博物館	1	県立博物館	0	0	
20	11	美術館	1	県立美術館·本館	0	0	
21	11	美術館	7	増築棟	0	0	
22	12	考古博物館	1	山梨県立考古博物館	0	0	
23	13	文学館	1	県立文学館·本館	0	0	
24	15	八ヶ岳スケートセンター	1	管理棟	0		
25	15	八ヶ岳スケートセンター	3	管理棟増設部	0	0	
26	15	八ヶ岳スケートセンター	4	倉庫兼休憩所		0	
27	16	八代射撃場	1	県営八代射撃場 管理棟	0	0	
28	16	八代射撃場	2	県営八代射撃場 スモールボアライフル射場	0	0	
29	16	八代射撃場	3	県営八代射撃場 エアライフル射場	0	0	
30	18	青少年センター	1	青少年センター本館		0	
31	18	青少年センター	4	青少年センター体育館・プール		0	
32	18	青少年センター	6	青少年センターリバース和戸館	0	0	
33	18	青少年センター	1	青少年センター別館		0	
34	19	アイメッセ山梨	4	管理棟	0	0	
35	19	アイメッセ山梨	5	展示棟	0	0	
36	20	産業技術短期大学校	5	南エリア 講義棟 (2号館)	0		
37	20	産業技術短期大学校	1	北エリア 実験・実習棟 (C棟)	0		
38	20	産業技術短期大学校	2	北エリア 体育館	0	0	0
				i .	i.		

別紙1 点検対象建築物一覧表

刀小爪 工	从快 处	t象建築物一覧表					
通	池	施	建	建	長寿	建 築	営
し 番	設 番	設 名	物番	物 名	命 化	基準法	繕
号	号	—————————————————————————————————————	号	石 称	点 検	点検	課
39	20	産業技術短期大学校	3	附属棟(給水ポンプ)	•		
40	20	産業技術短期大学校	11	南エリア 本部・講義棟(1号館)	0		
41	20	産業技術短期大学校	27	南エリア 実験棟(A棟)	0		<u> </u>
42	20	産業技術短期大学校	31	ポンプ室(給水ポンプ)	•		
43	20	産業技術短期大学校	33	南エリア 実習棟 (B棟)	0		<u> </u>
44	20	産業技術短期大学校	1	都留キャンパス校舎	0		
45	21	峡南高等技術専門校	2	電気システム科実習棟	0		
46	21	峡南高等技術専門校	8	自動車整備科実習棟及び洗車場棟	0		
47	21	峡南高等技術専門校	12	第2実習棟	0		
48	21	峡南高等技術専門校	19	高圧実習棟	0		
49	21	峡南高等技術専門校	20	本館	0		
50	22	就業支援センター	2	本館	0		
51	23	中小企業人材開発センター	3	中小企業人材開発センター本館	0	•	
52	23	中小企業人材開発センター	4	中小企業人材開発センター実習棟	0		
53	27	富士川観光センター	1	富士川観光センター展示場		0	
54	28	北岳山荘 (南アルプス市貸付)	1	北岳山荘		0	
55	29	富士北麓駐車場	1	インフォメーションセンター	0		
56	40	富士湧水の里水族館	1	淡水魚展示施設	0	0	
57	40	富士湧水の里水族館	2	淡水魚展示施設付属電気室(受変電·非常用電源)	•		
58	41	フラワーセンター	1	管理舎	0		
59	41	フラワーセンター	7	フラワーマーケット棟	0	\circ	
60	41	フラワーセンター	8	フラワー工房棟	0	\circ	
61	41	フラワーセンター	9	レストラン棟	0	0	
62	41	フラワーセンター	10	事務所棟	0	\circ	
63	41	フラワーセンター	11	展望棟	0	\circ	
64	42	まきば公園	4	畜産資料展示施設棟	0	0	
65	43	北杜高等学校	1	校舎棟	0	0	
66	43	北杜高等学校	2	屋内運動場棟	0	0	
67	43	北杜高等学校	23	農場職員室棟	0	0	
68	44	韮崎高等学校	14	定時制校舎	0	0	
69	44	韮崎高等学校	15	北館(特別教室棟)	0	0	
70	44	韮崎高等学校	30	屋内運動場	0	0	
71	44	韮崎高等学校	31	校舎	0	0	
72	45	韮崎工業高等学校	36	C館(特別教室·実習棟)	0	\circ	
73	45	韮崎工業高等学校	49	A館(電気科·情報技術科·制御工学科実習棟)	0	\circ	
74	45	韮崎工業高等学校	51	B館(電子機械科実習棟)	0	0	
75	45	韮崎工業高等学校	63	家庭科実習棟	0	0	
76	45	韮崎工業高等学校	67	D館(環境化学科実習棟)	0	0	

別紙1 点検対象建築物一覧表

	只快火	才象建築物一覧表					
通	施	施 =n.	建物	建 地加	長寿	建築	営
し 番	設 番	設 名	物 番	物 名	命 化	基準法	繕
믐	문	<u></u>	믕	称	点検	点検	課
77	45	韮崎工業高等学校	68	本館(管理・普通・特別教室棟)	0	0	
78	45	韮崎工業高等学校	70	屋内運動場	\circ	\circ	
79	46	甲府第一高等学校	45	屋内運動場	0	0	
80	46	甲府第一高等学校	46	校舎棟	0	0	
81	47	甲府西高等学校	1	本館棟	0	\circ	
82	47	甲府西高等学校	2	音楽美術棟	0	0	
83	47	甲府西高等学校	3	体育館棟	0	0	
84	47	甲府西高等学校	4	格技棟	0	0	
85	47	甲府西高等学校	5	南館	0	0	
86	48	甲府南高等学校	49	管理·普通教室棟	0	0	
87	48	甲府南高等学校	50	特別教室棟	0	0	
88	48	甲府南高等学校	55	屋内運動場	\circ	\circ	
89	49	甲府東高等学校	1	校舎	0	\circ	
90	49	甲府東高等学校	2	体育館	0	\circ	
91	49	甲府東高等学校	15	管理棟及び普通教室棟	0	\circ	
92	49	甲府東高等学校	17	特別教室棟(芸術棟)	0	\circ	
93	49	甲府東高等学校	18	格技場	0	0	
94	50	甲府工業高等学校	42	校舎(管理教室棟、実習棟1.2)	0	\circ	
95	50	甲府工業高等学校	43	屋内運動場	0	\circ	
96	50	甲府工業高等学校	61	甲府工業高校専攻科校舎	0	0	
97	51	甲府城西高等学校	18	実習棟(6号館)	0	\circ	
98	51	甲府城西高等学校	27	実習棟(3号館)	0	\circ	
99	51	甲府城西高等学校	30	実習棟(2号館)	0	0	
100	51	甲府城西高等学校	37	校舎	0	0	
101	51	甲府城西高等学校	41	屋内運動場	0	0	
102	52	甲府昭和高等学校	1	管理棟	0	0	
103	52	甲府昭和高等学校	2	普通教室棟(南館)	0	\circ	
104	52	甲府昭和高等学校	3	屋内運動場	0	0	
105	52	甲府昭和高等学校	4	格技場	0	\circ	
106	52	甲府昭和高等学校	13	普通教室棟(北館)	0	\circ	
107	52	甲府昭和高等学校	14	特別教室棟	0	0	
108	53	農林高等学校	36	農業土木科特別教室	0	0	
109	53	農林高等学校	40	造園科特別教室	0	0	
110	53	農林高等学校	44	新本館第3期分	0	\circ	
111	53	農林高等学校	49	生活科棟	0	0	
112	53	農林高等学校	50	林業科棟	0	0	
113	53	農林高等学校	53	特別教室棟	0	0	
114	53	農林高等学校	57	食品化学棟	0	0	
				I.			

別紙 1 点検対象建築物一覧表

週 ししまり 施 投 物 物 名名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名		
U 畫 書 名 3 報 名 金 名 金 名 金 名 金 名 金 名 金 名 金 名 金 名 金 名 金 金 名 金 名 金 金 名 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 <td< td=""><td>建築</td><td></td></td<>	建築	
日 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	基準	単 緑
115 53	法点検	点
117 53	0)
118 53 農林高等学校	0	0
119 54 巨摩高等学校 21 二号館 120 54 巨摩高等学校 26 三号館東 121 54 巨摩高等学校 27 三号館西 123 54 巨摩高等学校 28 芸術棟(特別教室) 124 54 巨摩高等学校 39 屋內連動場 ○ 125 54 巨摩高等学校 42 校舎 ○ 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 ○ 127 55 白根高等学校 2 格技場 ○ 128 55 白根高等学校 3 屋內連動場 ○ 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 ○ 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) ○ 131 59 身延高等学校 38 B館 ○ 132 59 身延高等学校 43 屋內運動場 ○ 134 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 135 59 身延高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) ○ 136 60 笛吹高等学校 2 <	0	C
120 54 巨摩高等学校 26 三号館東 121 54 巨摩高等学校 27 三号館西 123 54 巨摩高等学校 28 芸術棟(特別教室) 124 54 巨摩高等学校 28 芸術棟(特別教室) 125 54 巨摩高等学校 39 屋內運動場 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 127 55 白根高等学校 2 格技場 128 55 白根高等学校 3 屋內運動場 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 130 59 身延高等学校 34 校舎 C館 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎 (本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 <td< td=""><td>0</td><td>) </td></td<>	0)
121 54 巨摩高等学校 26 三号館東 123 54 巨摩高等学校 28 芸術棟(特別教室) 124 54 巨摩高等学校 39 屋內運動場 125 54 巨摩高等学校 42 校舍 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 127 55 白根高等学校 2 格技場 128 55 白根高等学校 3 屋內運動場 129 55 白根高等学校 7 災害復旧校舎(B館) 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 45 管理棟 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) ○ 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 ○ 138 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 ○ 139 60 笛吹高等学校 2 國	0)
122 54 巨摩高等学校 27 三号館西 123 54 巨摩高等学校 28 芸術棟(特別教室) 124 54 巨摩高等学校 39 屋內運動場 ○ 125 54 巨摩高等学校 42 校舍 ○ 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 ○ 127 55 白根高等学校 2 格技場 ○ 128 55 白根高等学校 3 屋內運動場 ○ 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 ○ 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) ○ 131 59 身延高等学校 38 B館 ○ 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 ○ 134 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 135 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) ○ 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 ○ 138 60 笛吹	0	C
123 54 巨摩高等学校 28 芸術棟 (特別教室) 124 54 巨摩高等学校 39 屋內運動場 125 54 巨摩高等学校 42 校舎 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 127 55 白根高等学校 2 格技場 128 55 白根高等学校 13 特別教室棟 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎 (B館) 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎 (本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 29 園芸棟 (園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 29 園芸棟 (園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	0	C
124 54 巨摩高等学校 39 屋內運動場 125 54 巨摩高等学校 42 校舎 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 127 55 白根高等学校 2 格技場 128 55 白根高等学校 3 屋內運動場 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎 (B館) 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室内練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎 (本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・縁地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	0	<u> </u>
125 54 巨摩高等学校 42 校舎 126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 127 55 白根高等学校 2 格技場 128 55 白根高等学校 3 屋内運動場 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) 131 59 身延高等学校 38 B館 132 59 身延高等学校 43 屋内運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 135 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 136 60 笛吹高等学校 53 多目的室内練習場 ○ 137 60 笛吹高等学校 2 屋内運動場 ○ 138 60 笛吹高等学校 2 屋内運動場 ○ 139 60 笛吹高等学校 2 國芸棟(園芸科管理棟) ○ 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 ○ 141 60 笛吹高等学校 24 格技場 ○ 142	0	С
126 55 白根高等学校 1 管理普通教室棟 ○ 127 55 白根高等学校 2 格技場 ○ 128 55 白根高等学校 3 屋内運動場 ○ 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 ○ 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) ○ 131 59 身延高等学校 38 B館 ○ 132 59 身延高等学校 43 屋内運動場 ○ 134 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 135 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) ○ 137 60 笛吹高等学校 2 屋内運動場 ○ 138 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(国芸科管理棟) ○ 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(国芸科管理棟) ○ 140 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 ○ 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 ○	0	C
127 55 白根高等学校 2 格技場 128 55 白根高等学校 3 屋內運動場 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	0	<u> </u>
128 55 白根高等学校 3 屋內運動場 ○ 129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 ○ 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) ○ 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 ○ 132 59 身延高等学校 38 B館 ○ 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 ○ 134 59 身延高等学校 45 管理棟 ○ 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 ○ 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) ○ 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 ○ 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) ○ 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) ○ 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 ○ 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 ○ 142 61 日川高等学校 24 格技場 ○	0	C
129 55 白根高等学校 13 特別教室棟 130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎(B館) 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室内練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農士実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	0)
130 59 身延高等学校 7 災害復旧校舎 (B館) 131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎 (本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟 (旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟 (園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ)
131 59 身延高等学校 34 校舎 C館 132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室内練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ	C
132 59 身延高等学校 38 B館 133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ	C
133 59 身延高等学校 43 屋內運動場 134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室內練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	0	C
134 59 身延高等学校 45 管理棟 135 59 身延高等学校 53 多目的室内練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館・中館・南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋内運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ	C
135 59 身延高等学校 53 多目的室内練習場 136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館·中館·南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境·緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ	C
136 60 笛吹高等学校 1 校舎(本館·中館·南館) 137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 138 60 笛吹高等学校 9 環境·緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ	0
137 60 笛吹高等学校 2 屋內運動場 ○ 138 60 笛吹高等学校 9 環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) ○ 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) ○ 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 ○ 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 ○ 142 61 日川高等学校 24 格技場 ○	\circ	C
138 60 笛吹高等学校 9 環境·緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館) 139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	\circ	C
139 60 笛吹高等学校 29 園芸棟(園芸科管理棟) 140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 142 61 日川高等学校 24 格技場	0	C
140 60 笛吹高等学校 30 園芸・農土実験室 ○ 141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 ○ 142 61 日川高等学校 24 格技場 ○	0	C
141 60 笛吹高等学校 37 農場管理実習棟 ○ 142 61 日川高等学校 24 格技場 ○	\circ	C
142 61 日川高等学校 24 格技場 〇	0	C
	0	С
1/2 61 口川喜笙学校 25 以 - 1 がわいか	0	C
143 61 日川高等学校 35 トレーニングセンター ○	0	C
144 61 日川高等学校 43 家庭科教室棟 ○	0	C
145 61 日川高等学校 53 屋内運動場 〇	0	C
146 61 日川高等学校 56 管理·普通教室棟 ○	0	C
147 61 日川高等学校 57 特別教室棟	\circ	0
148 62 山梨高等学校 10 校舎 (中館)	\circ	C
149 62 山梨高等学校 12 校舎 (南館) ○	0	O
150 62 山梨高等学校 13 校舎 (北館)	0)
151 62 山梨高等学校 16 昇降所 〇	0	C
152 62 山梨高等学校 47 屋内運動場 〇	0	0

別紙 1 点検対象建築物一覧表

別紙 1	点使火	才象建築物一覧表					
通	施	池 	建	建	長寿	建築	営
l b	設	設	物	物	命化	基準	繕
番号	番号	名 称	番号	名 称	点検	法点検	課
153		塩山高等学校		屋内運動場	0	0	
154	63	塩山高等学校	7	管理棟	\circ	\circ	
155	63	塩山高等学校	8	情報処理棟	\circ	\circ	
156	63	塩山高等学校	9	普通教室棟	0	0	
157	63	塩山高等学校	10	特別教室棟	0	0	
158	64	都留高等学校	12	南館	0	0	
159	64	都留高等学校	13	中館	0	0	
160	64	都留高等学校	17	北館	0	\circ	
161	64	都留高等学校	19	南館 – 中館昇降所	0	\circ	
162	64	都留高等学校	28	屋内運動場	0	0	
163	65	上野原高等学校	1	南館校舎	0	0	
164	65	上野原高等学校	2	昇降所	0	0	
165	65	上野原高等学校	7	体育館	0	\circ	
166	65	上野原高等学校	8	格技場	0	0	
167	65	上野原高等学校	14	北館校舎	0	0	
168	65	上野原高等学校	16	管理棟	0	0	
169	66	都留興譲館高等学校	9	屋内運動場	0	0	
170	66	都留興讓館高等学校	1	教室棟	0	0	
171	66	都留興讓館高等学校	25	実習棟	0	0	
172	67	吉田高等学校	32	体育館	0	0	
173	67	吉田高等学校	41	管理·特別教室棟(北館)	0	0	
174	67	吉田高等学校	42	普通·特別教室棟(南館・中館)	0	0	
175	68	富士北稜高等学校	34	3号棟	0	0	
176	68	富士北稜高等学校	35	4号棟	0	0	
177	68	富士北稜高等学校	42	家庭科実習棟	0	0	
178	68	富士北稜高等学校	48	体育館	0	0	
179	68	富士北稜高等学校		2号棟	0	0	
180	68	富士北稜高等学校	2	1号棟	0	0	
181		富士北稜高等学校	3	第二屋内運動場	0	0	
182		富士河口湖高等学校	7	普通教室(B棟)	0	0	
183		富士河口湖高等学校	8	特別教室(D棟)	0	0	
184		富士河口湖高等学校		屋内体育館	0	0	
185		富士河口湖高等学校		普通教室(A棟)	0	0	
186		富士河口湖高等学校		特別教室(C棟)	0	0	
187	69	富士河口湖高等学校		昇降口. 渡廊下(管理棟~A棟)	0	0	
188	69	富士河口湖高等学校		管理棟	0	0	
189		富士河口湖高等学校		格枝場	0	0	
190	70	中央高等学校	16	屋内運動場	\circ	\circ	

別紙1 点検対象建築物一覧表

いっかい エ	黒伏が	才象建築物一覧表					
通	池	施	建	選	長寿	建築	営
U	設	設	物亚	物	命化	基準	繕
番号	番号	名 称	番号	名 称	点検	法点检	課
191		中央高等学校	1	中央高校(管理·特別·普通教室棟)	0	0	
192	71	ひばりが丘高等学校	26	体育館	0	\circ	
193	71	ひばりが丘高等学校	28	校舎	0	\circ	
194	582	青洲高等学校	1	本館・実習棟1・渡り廊下(6)	0	\circ	
195	582	青洲高等学校	2	実習棟 2	0	\circ	
196	72	盲学校	19	校舎(北館・中館・南館)	0	0	
197	72	盲学校	21	屋内運動場	0	0	
198	73	ろう学校	1	校舎	0	0	
199	73	ろう学校	5	屋内運動場	0	0	
200	73	ろう学校	10	寄宿舎	0	0	
201	74	甲府支援学校	11	屋内運動場及びボイラー室	0	0	
202	74	甲府支援学校	12	訓練棟	0	0	
203	74	甲府支援学校	13	管理棟	0	0	
204	74	甲府支援学校	22	盲学校·甲府支援学校寄宿舎棟	0	0	
205	74	甲府支援学校	24	校舎	0	\circ	
206	75	あけぼの支援学校	1	管理棟	0	0	
207	75	あけぼの支援学校	2	小学部棟	0	0	
208	75	あけぼの支援学校	3	中高校棟	0	0	
209	75	あけぼの支援学校	4	重度棟	0	0	
210	75	あけぼの支援学校	11	屋内体育館	0	0	
211	75	あけぼの支援学校	13	特別教室棟	0	0	
212	75	あけぼの支援学校	14	校舎6号館	0	0	
213	75	あけぼの支援学校	16	重度心身障害児教室	0	0	
214	75	あけぼの支援学校	22	プール棟	0	0	
215	75	あけぼの支援学校	24	管理棟昇降口	0	0	
216	76	わかば支援学校	46	高等部棟	0	0	
217	76	わかば支援学校	47	特別教室棟B	0	0	
218	76	わかば支援学校		中学部棟	0	0	
219		わかば支援学校	50	寄宿舎棟	0	0	
220	76	わかば支援学校		特別教室棟A	0	0	
221		わかば支援学校		屋内運動場	0	0	
222		わかば支援学校		管理棟	0	0	
223		わかば支援学校		小学部棟A	0	0	
224		わかば支援学校		小学部棟B	0	0	
225	77	わかば支援学校ふじかわ分校	1	校舎	0	0	
226	78	やまびこ支援学校	27	管理棟	0	0	
227	78	やまびこ支援学校	36	屋内運動場	0	0	
228	78	やまびこ支援学校	29	車庫棟			

別紙1 点検対象建築物一覧表

別紙1		了家建築物一覧表 	/	/#			
通し	施設	施 設	建 物	建 物	長寿	建 築 基	営
番	番	設 名	番	₩ 名	命 化	準法	繕
믕	뭄	称	믐	称	点検	点 検	課
229	78	やまびこ支援学校	30	農園作業棟			
230	78	やまびこ支援学校	31	小学部棟		0	
231	78	やまびこ支援学校	32	中学部棟		0	
232	78	やまびこ支援学校	33	高等部棟		0	
233	78	やまびこ支援学校	34	特別教室棟		0	
234	78	やまびこ支援学校	35	寄宿舎·食堂棟		0	
235	78	やまびこ支援学校	37	渡り廊下		0	
236	79	富士見支援学校	3	富士見支援学校校舎改築(一部・連絡通路)	0	0	
237	80	富士見支援旭分校	1	富士見支援学校旭分校校舎	0	0	
238	81	ふじざくら支援学校	1	校舎	0	0	
239	81	ふじざくら支援学校	2	屋内運動場	0	0	
240	82	かえで支援学校	1	校舎棟	0	0	
241	82	かえで支援学校	4	屋内運動場	0	0	
242	82	かえで支援学校	5	プール棟(給水ポンプ)	•	0	
243	82	かえで支援学校	9	高等部普通教室棟	0	0	
244	82	かえで支援学校	10	管理棟	0	0	
245	82	かえで支援学校	13	小学部棟	0	0	
246	83	高等支援学校桃花台学園	21	特別教室棟	0	0	
247	83	高等支援学校桃花台学園	23	実習棟	0	0	
248	83	高等支援学校桃花台学園	31	普通教室棟(渡り廊下含む)	0	0	
249	83	高等支援学校桃花台学園		管理棟	0	0	
250		高等支援学校桃花台学園		寄宿舎	0	0	
251	83	高等支援学校桃花台学園	44	屋内運動場	0	0	
252	581	うぐいすの杜学園	2	普通教室棟·屋内運動場	0	0	
253	581	うぐいすの杜学園	3	特別教室棟(理科・図工・技術室)	0	0	
254		うぐいすの杜学園		特別教室棟(家庭科室)	0	0	
255		うぐいすの杜学園		渡り廊下	0	0	
256		うぐいすの杜学園		特別教室棟(図書・メディアルーム)	0	0	
257		<mark>うぐいすの杜学園</mark>		特別教室棟(音楽室)	0	0	
258		農業大学校		農業大学校校舎	0	0	0
259		農業大学校		農業大学校 体育館	0	0	0
260		農業大学校		農業大学校本館	0	0	0
261		総合教育センター		本館	0		
262		総合教育センター		別館(A棟)	0		
263		総合教育センター		情報教育棟	0	•	
264		青い鳥老人ホーム		老人木一厶	0	0	
265		育精福祉センター		育精福祉センター居住棟		0	
266	91	育精福祉センター	17	育精福祉センター作業棟		\circ	

別紙1 点検対象建築物一覧表

別紙 1	只快火	村象建築物一覧表					
通	施	施 	建 #	選	長寿	建築	営
U W	設	設	物	物	命化	基準	繕
番号	番号	名 称	番号	名 称	点検	法点検	課
267		育精福祉センター		育精福祉センター精神薄弱者重度更生施設		0	
268	91	育精福祉センター	33	育精福祉センター作業訓練棟		0	
269	91	育精福祉センター	42	エネルギー棟	0	\circ	
270	91	育精福祉センター	44	渡り廊下		\circ	
271	91	育精福祉センター	45	児童重度棟	0	0	
272	91	育精福祉センター	46	管理·療育棟	0	0	
273	91	育精福祉センター	47	ホール棟	0	0	
274	91	育精福祉センター	49	児童一般棟	0	\circ	
275	92	育精福祉センター成人寮	41	成人最重度棟	0	0	
276	92	育精福祉センター成人寮	48	成人重度棟	0	\circ	
277	93	あけぼの医療福祉センター成人寮	21	肢体不自由者更生施設棟	0	0	
278	95	あけぼの医療福祉センター	2	みだい体育センター (勤労身体障害者施設)	0	0	0
279	95	あけぼの医療福祉センター	19	重症心身障害児施設棟	0	\circ	\circ
280	95	あけぼの医療福祉センター	20	肢体不自由児施設棟	0	0	0
281	95	あけぼの医療福祉センター	26	医療·管理棟	0	0	0
282	95	あけぼの医療福祉センター	1	富士・東部リハビリテーション病院診療所	0	0	
283	96	富士ふれあいセンター	1	ふれあいセンター	0	0	0
284	96	富士ふれあいセンター	6	機械棟		0	0
285	97	甲陽学園	18	甲陽学園むつみ寮(男子寮)	0	0	0
286	97	甲陽学園	19	甲陽学園本館	0	0	0
287	97	甲陽学園	21	体育館	0	0	0
288	97	甲陽学園	23	ますみ寮(女子寮)	0	0	0
289	97	甲陽学園	24	のぞみ寮(個別支援寮)	0		
290	190	男女共同参画推進センター	1	ぴゅあ富士 本館		0	
291	190	男女共同参画推進センター	1	ぴゅあ峡南 本館		0	
292	190	男女共同参画推進センター	1	ぴゅあ総合 本館	0	0	
293	191	消防学校	11	教育管理棟	0	0	0
294		消防学校	_	宿泊棟	0	0	0
295	191	消防学校	14	車庫棟		0	0
296	192	防災安全センター	1	山梨県防災安全センター	0	0	
297	194	国際交流センター	1	国際交流センター 本館	1	0	
298		八ヶ岳自然ふれあいセンター	1	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	0	0	
299	579	やまなし地域づくり交流センター		やまなし地域づくり交流センター	0	0	
300		本庁舎	-	県議会議事堂	0	•	
301	196	本庁舎		本館	0	0	
302	196	本庁舎		北口大型車車庫		0	
303	196	本庁舎	2	別館	0	0	
304	196	本庁舎	7	道路下自動車車庫		\circ	

別紙1 点検対象建築物一覧表

ソノフリセクエ	黑(火)	才象建築物一覧表					
通	施	施 - 2	建	建	長寿	建築	営
U ₩	設 番	設々	物	物	命化	基準法	繕
番号	台号	名 称	番号	名 称	点検	点検	課
305	196	本庁舎	14	北別館	\circ	0	
306	196	本庁舎	25	防災新館	\circ	0	
307	196	本庁舎	27	県議会委員会室棟	0	•	
308	197	西八代合同庁舎	1	西八代合同庁舎(庁舎本館)	\circ		0
309	197	西八代合同庁舎	2	西八代合同庁舎(車庫及び倉庫)		0	0
310	198	南巨摩合同庁舎	1	南巨摩合同庁舎本館	0		0
311	198	南巨摩合同庁舎	2	南巨摩合同庁舎試験棟及び車庫		0	0
312	198	南巨摩合同庁舎	3	南巨摩合同庁舎車庫		0	0
313	199	南都留合同庁舎	1	南都留合同庁舎 庁舎棟	0	•	0
314	199	南都留合同庁舎	6	南都留合同庁舎 立体駐車場		0	0
315	200	北巨摩合同庁舎	1	北巨摩合同庁舎 本館	0	•	0
316	200	北巨摩合同庁舎	2	北巨摩合同庁舎 倉庫棟		0	0
317	200	北巨摩合同庁舎	3	北巨摩合同庁舎 車庫棟 B		0	\circ
318	200	北巨摩合同庁舎	4	北巨摩合同庁舎 車庫棟 C		0	0
319	200	北巨摩合同庁舎	8	北巨摩合同庁舎 別館棟	\circ		0
320	200	北巨摩合同庁舎	9	車庫棟A		0	0
321	201	東山梨合同庁舎	1	東山梨合同庁舎 本館	\circ	•	\circ
322	201	東山梨合同庁舎	2	東山梨合同庁舎 倉庫		0	0
323	201	東山梨合同庁舎	3	東山梨合同庁舎 車庫		0	0
324	205	東八代合同庁舎	1	東八代合同庁舎本館	0	•	
325	205	東八代合同庁舎	2	東八代合同庁舎車庫及び資材庫		0	0
326	206	自動車税部庁舎	1	本館(南館)	0		
327	206	自動車税部庁舎	3	新館(北館)	\circ		
328	208	富士吉田合同庁舎	1	富士吉田合同庁舎	\circ	•	\circ
329	208	富士吉田合同庁舎	2	倉庫・車庫棟		0	0
330	209	都留児童相談所	1	都留児童相談所	0	0	0
331	210	福祉プラザ	1	山梨県福祉プラザ	\circ	0	\circ
332	211	動物愛護指導センター	7	事務所(本館棟)	\circ		
333	577	子どものこころサポートプラザ	1	子どものこころサポートプラザ 本館棟	\circ	0	
334	577	子どものこころサポートプラザ	2	こころの発達総合支援センター プレイルーム棟等		0	
335	577	子どものこころサポートプラザ	3	子ども心理生活エリア棟		0	
336	212	中北建設事務所	2	中北建設事務所本館	\circ		0
337	212	中北建設事務所	8	中北建設事務所車庫		0	0
338	212	中北建設事務所	11	中北建設事務所グレーダー車庫		0	0
339	213	峡南建設事務所身延支所	1	本館	\circ		0
340	214	新環状道路建設事務所	1	本館	\circ		0
341	214	新環状道路建設事務所	3	車庫		0	\circ
342	215	富士·東部建設事務所	1	富士·東部建設事務所	\circ		\circ

別紙 1 点検対象建築物一覧表

力小瓜工	点快火	t象建築物一覧表					
通	池	施 =n:	建	建	長寿	建 築	営
し 番	設 番	設 名	物 番	物 名	命 化	基準法	繕
뭄	号	称	뭄	称	点検	点検	課
343	218	衛生環境研究所	1	衛生環境研究所本館	0		
344	219	食肉衛生検査所	5	食肉衛生検査所本館	0		
345	219	食肉衛生検査所	6	食肉衛生検査所機械室及び動物舎	•		
346	222	森林総合研究所	1	管理棟	0		
347	222	森林総合研究所	2	研究棟	0		
348	222	森林総合研究所	4	公用車車庫、機械室(給水ポンプ)	•	0	\circ
349	227	産業技術センター 富士技術支援センター	1	富士工業技術センター庁舎	0		
350	227	産業技術センター 富士技術支援センター	12	富士技術支援センター 研究開発支援棟	0		
351	228	産業技術センター 甲府技術支援センター (ワインセンター)	1	ワインセンター本館	0	•	
352	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	1	甲府技術センター デザインセンター	0	0	
353	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	2	甲府技術センター 研究管理棟	0	0	
354	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	3	甲府技術センター 実験棟	0	0	
355	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	8	高度技術開発センター	0		
356	230	水産技術センター	1	水産技術センター忍野支所 管理棟	0		
357	230	水産技術センター	1	水産技術センター 本館	0		
358	230	水産技術センター	1	水産技術センター 職員宿舎		0	\circ
359	231	総合農業技術センター	1	本館	0		
360	231	総合農業技術センター	3	機械室		0	0
361	231	総合農業技術センター	6	車庫		0	0
362	231	総合農業技術センター	1	八ヶ岳試験地 管理棟	0		
363	231	総合農業技術センター	1	果樹試験明野試験地棟	0		
364	231	総合農業技術センター	1	高冷地野菜・花き振興センター棟	0		
365	232	果樹試験場	18	果樹試験場本館	0		
366	233	畜産酪農技術センター長坂支所	34	酪農試験場 本館	0		
367	233	畜産酪農技術センター長坂支所	36	酪農試験場 格納庫・車庫(受変電・非常用発電)	•	0	0
368	233	畜産酪農技術センター長坂支所	47	バイオテクノロジー研究棟	0		
369	234	畜産酪農技術センター	1	管理棟	0		
370	234	畜産酪農技術センター	47	管理棟(小)	0		
371	235	東部家畜保健衛生所	1	東部家畜保健衛生所本館	0		
372	235	東部家畜保健衛生所	5	東部家畜保健衛生所検査棟	0		
373	236	八ヶ岳牧場	1	八ヶ岳牧場看視舎	0		
374	238	富士山科学研究所	1	富士山科学研究所本館棟	0	\circ	
375	238	富士山科学研究所	2	富士山科学研究所研究棟	0	0	
376	246	鑑識分庁舎	1	鑑識分庁舎	0		
377	246	鑑識分庁舎	5	鑑識分庁舎(食品工業開放試験室)	0		
378	247	本部分庁舎	1	本部分庁舎(旧交通部)	0	0	
379	248	ヘリポート	1	ヘリポート(管理棟)	0		<u> </u>
380	249	警察学校	1	警察学校体育館	0		

別紙1 点検対象建築物一覧表

別紙 1	点使火	才象建築物一覧表					
通		施 	建	選	長寿	建築	営
	設	設	物亚	物	命化	基準	繕
番号	番号	名 称	番号	名 称	点検	法点検	課
381		警察学校		警察学校西寮	0	0	
382	251	山梨県総合交通センター	1	山梨県総合交通センター事務棟	0	•	
383	251	山梨県総合交通センター	2	研修室	0		
384	251	山梨県総合交通センター	3	指導員事務室	0		
385	252	安全運転学校都留分校	1	安全運転学校都留分校(庁舎)	0		
386	253	甲府警察署庁舎	2	甲府警察署庁舎	0	0	
387	254	南甲府警察署庁舎	1	南甲府警察署庁舎	0		
388	254	南甲府警察署庁舎	7	南甲府警察署南別館	0		
389	254	南甲府警察署庁舎	8	南甲府警察署東別館	0		
390	255	南アルプス警察署庁舎	1	庁舎	0		
391	257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署庁舎	0		
392	257	北杜警察署庁舎	2	北杜警察署車庫·独身寮	0	0	
393	257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署東別館	0		
394	258	鰍沢警察署庁舎	1	鰍沢警察署庁舎	0		
395	259	鰍沢警察署市川分庁舎	1	警察署庁舎	0		
396	259	鰍沢警察署市川分庁舎	2	独身寮及び車庫	0	0	
397	260	南部警察署庁舎	1	南部警察署 庁舎	0		
398	260	南部警察署庁舎	2	南部警察署 車庫及び独身寮	0	0	
399	261	笛吹警察署庁舎	8	車庫·道場棟	0		
400	261	笛吹警察署庁舎	9	庁舎棟	0		
401	261	笛吹警察署庁舎	10	署長公舎	0		
402	261	笛吹警察署庁舎	11	独身寮	0	0	
403	262	日下部警察署庁舎	1	日下部警察署	0		
404	263	日下部警察署塩山分庁舎	1	日下部警察署塩山分庁舎	0		
405	263	日下部警察署塩山分庁舎	4	日下部警察署塩山分庁舎独身寮	0	0	
406	264	富士吉田警察署庁舎	1	富士吉田警察署庁舎	0	•	
407	266	大月警察署庁舎	1	大月警察署庁舎	0		
408	266	大月警察署庁舎	2	独身寮	0		
409	267	大月警察署都留分庁舎	1	大月警察署都留分庁舎	0		
410	268	上野原警察署庁舎	1	上野原警察署庁舎	0		
411		上野原警察署庁舎		車庫·独身寮	0	0	
412	586	甲斐警察署庁舎	7	甲斐警察署庁舎	0	0	
413		飯田待機宿舎	1	飯田待機宿舎	0	0	
414	417	宝待機宿舎		宝待機宿舎(A棟)	0	0	
415	417	宝待機宿舎	4	宝待機宿舎(B棟)	0	0	
416	418	住吉待機宿舎	1	住吉待機宿舍	0	0	
417	419	飯田職員宿舎	1	飯田待機宿舎	0	0	
418	420	徳行待機宿舎	1	徳行待機宿舎(B棟)	\circ	\circ	

別紙1 点検対象建築物一覧表

連し 施 提 は 設 物 番書 名 号 名 419 420 徳行待機宿舎 4 徳行待機宿舎 (A棟) 420 421 中小河原待機宿舎 1 中小河原待機宿舎 (B棟) 421 421 中小河原待機宿舎 1 峡中地区待機宿舎 (B棟) 422 422 峡中地区待機宿舎 1 竜王待機宿舎 (A棟) 423 竜王待機宿舎 6 竜王待機宿舎 (B棟) 425 423 竜王待機宿舎 10 竜王待機宿舎 (C棟) 426 424 美咲寮 1 美咲独身寮 B 427 424 美咲寮 1 美咲独身寮 A 428 425 清明寮 1 清明寮 429 427 南アルプス警察署署長宿舎 1 南アルプス警察署署長宿舎 430 428 南アルプス警察署次長宿舎 1 南アルプス警察署次長宿舎	長寿命化点検	建築基準法	営
番 日 	化 点 検	準	
長具新長新419420 徳行待機宿舎4 徳行待機宿舎 (A棟)420421 中小河原待機宿舎1 中小河原待機宿舎 (A棟)421421 中小河原待機宿舎5 中小河原待機宿舎 (B棟)422422 峡中地区待機宿舎1 峡中地区待機宿舎423423 竜王待機宿舎1 竜王待機宿舎 (A棟)424423 竜王待機宿舎6 竜王待機宿舎 (B棟)425423 竜王待機宿舎10 竜王待機宿舎 (C棟)426424 美咲寮1 美咲独身寮 B427424 美咲寮3 美咲独身寮 A428425 清明寮1 清明寮429427 南アルプス警察署署長宿舎1 南アルプス警察署署長宿舎	検		繕
420421 中小河原待機宿舎1 中小河原待機宿舎 (A棟)421421 中小河原待機宿舎5 中小河原待機宿舎 (B棟)422422 峡中地区待機宿舎1 峡中地区待機宿舎423423 竜王待機宿舎1 竜王待機宿舎 (A棟)424423 竜王待機宿舎6 竜王待機宿舎 (B棟)425423 竜王待機宿舎10 竜王待機宿舎 (C棟)426424 美咲寮1 美咲独身寮 B427424 美咲寮3 美咲独身寮 A428425 清明寮1 清明寮429427 南アルプス警察署署長宿舎1 南アルプス警察署署長宿舎	0	点 検	課
421 421 中小河原待機宿舎 5 中小河原待機宿舎(B棟) 422 422 峡中地区待機宿舎 1 峡中地区待機宿舎 423 423 竜王待機宿舎 1 竜王待機宿舎(A棟) 424 423 竜王待機宿舎 6 竜王待機宿舎(B棟) 425 423 竜王待機宿舎 10 竜王待機宿舎(C棟) 426 424 美咲寮 1 美咲独身寮 B 427 424 美咲寮 3 美咲独身寮 A 428 425 清明寮 1 清明寮 429 427 南アルプス警察署署長宿舎 1 南アルプス警察署署長宿舎		0	
422422 峡中地区待機宿舎1 峡中地区待機宿舎423423 竜王待機宿舎1 竜王待機宿舎 (A棟)424423 竜王待機宿舎6 竜王待機宿舎 (B棟)425423 竜王待機宿舎10 竜王待機宿舎 (C棟)426424 美咲寮1 美咲独身寮 B427424 美咲寮3 美咲独身寮 A428425 清明寮1 清明寮429427 南アルプス警察署署長宿舎1 南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
423423竜王待機宿舎1竜王待機宿舎 (A棟)424423竜王待機宿舎6竜王待機宿舎 (B棟)425423竜王待機宿舎10竜王待機宿舎 (C棟)426424美咲寮1美咲独身寮 B427424美咲寮3美咲独身寮 A428425清明寮1清明寮429427南アルプス警察署署長宿舎1南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
424423 竜王待機宿舎6 竜王待機宿舎(B棟)425423 竜王待機宿舎10 竜王待機宿舎(C棟)426424 美咲寮1 美咲独身寮 B427424 美咲寮3 美咲独身寮 A428425 清明寮1 清明寮429427 南アルプス警察署署長宿舎1 南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
425423竜王待機宿舎10竜王待機宿舎 (C棟)426424美咲寮1美咲独身寮 B427424美咲寮3美咲独身寮 A428425清明寮1清明寮429427南アルプス警察署署長宿舎1南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
426424 美咲寮1 美咲独身寮 B427424 美咲寮3 美咲独身寮 A428425 清明寮1 清明寮429427 南アルプス警察署署長宿舎1 南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
427424美咲寮3 美咲独身寮A428425 清明寮1 清明寮429427 南アルプス警察署署長宿舎1 南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
428 425 清明寮 1 清明寮 429 427 南アルプス警察署署長宿舎 1 南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
429 427 南アルプス警察署署長宿舎 1 南アルプス警察署署長宿舎	0	0	
	0	0	
430 428 南アルプス警察署次長宿舎 1 南アルプス警察署次長宿舎	0		
	0		
431 429 南アルプス警察署独身寮	0	0	
432 430 白根待機宿舎 1 白根待機宿舎	0	0	
433 432 峡北地区待機宿舎 1 峡北地区待機宿舎	0	0	
434 435 上町待機宿舎 1 上町待機宿舎	0	0	
435 436 本町待機宿舎 1 本町待機宿舎	0	0	
436 438 鰍沢警察署独身寮 1 鰍沢警察署独身寮	0	0	
437 440 鰍沢警察署次長宿舎 3 鰍沢警察署次長宿舎	0		
438 442 峡南地区待機宿舎 1 峡南地区警察官待機宿舎	0	0	
439 443 市川待機宿舎 1 市川待機宿舎	0	0	
440 448 南部待機宿舎 (昭和) 1 南部待機宿舎 (昭和)	0	0	
441 449 南部待機宿舎 (岬原) 1 南部待機宿舎 (岬原)	0	0	
442 453 石和地区警察官待機宿舎 1 石和地区警察官待機宿舎	0	0	
443 455 日下部警察署署長宿舎 1 日下部警察署署長宿舎	0		
444 456 日下部警察署次長宿舎 1 日下部警察署次長宿舎	0		
445 457 日下部警察署独身寮 1 日下部警察署独身寮	0	0	
446 458 峡東地区待機宿舎 1 峡東地区警察官待機宿舎	0	0	
447 459 日下部地区待機宿舎 1 日下部地区警察官待機宿舎	0	0	
448 461 日下部警察署熊野待機宿舎 1 日下部警察署熊野待機宿舎	0	0	
449 462 富士吉田警察署署長公舎 1 富士吉田警察署署長公舎	0		
450 463 富士吉田警察署副署長公舎 1 富士吉田警察署副署長公舎	0		
451 464 剣丸尾警察官待機宿舎 1 剣丸尾待機宿舎	0	0	
452 464 剣丸尾警察官待機宿舎 5 剣丸尾待機宿舎・ポンプ室(給水ポンプ、受	水槽)●	0	
453 465 船津警察官待機宿舎 1 船津警察官待機宿舎	0	0	
454 466 下宿警察官待機宿舎 1 下宿警察官待機宿舎	0	0	
455 467 松山待機宿舎 1 松山待機宿舎	0	0	
456 469 大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎 1 大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	0	0	

別紙1 点検対象建築物一覧表

日	別紙1	点使火	才象建築物一覧表					
日					·			営
□ 日							準	繕
458 471 大月待機宿舎							点	課
459 472 大月竇聚君書長公舎	457	470	都留独身寮	1	都留独身寮	0	0	
460 473 大月繁聚著副署長公舎 1 大月繁聚著副署長公舎 ○ ○ 461 474 下川遅待機宿舎 1 下川遅待機宿舎 ○ ○ ○ 462 475 上野原建聚署書長公舎 1 上野原建聚署署長公舎 ○ ○ 463 476 上野原産業署次長公舎 1 上野原産業署次長公舎 ○ ○ 464 477 松力后待傷宿舎 1 桜力后待傷宿舎 ○ ○ ○ 465 478 入少沢警察官待機宿舎 1 八少沢警察官待機宿舎 ○ ○ ○ 466 587 中斐産業署書長公舎 1 超大后待傷宿舎 ○ ○ 466 587 中斐産業署書長公舎 1 超長公舎 ○ ○ 466 587 中斐産業署書長公舎 1 超長公舎 ○ ○ 466 587 中斐産業署書長公舎 1 超長公舎 ○ ○ 467 588 甲斐富祭署披身寮 1 独身寮 ○ ○ 468 東京事務所職員宿舎 (野沢宿舎) 2 東京事務所職員宿舎 ○ ○ 470 481 東京事務所職員宿舎 (野沢宿舎) 1 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ 470 481 東京事務所職員宿舎 「野稲舎 8 音羽職員宿舎本館 ○ ○ 471 482 音羽職員宿舎 9 音羽職員宿舎 5 音羽職員宿舎 10 音羽職員宿舎 新ろ号棟 ○ ○ 473 482 音羽職員宿舎 9 音羽職員宿舎 10 音羽職員宿舎 5 富士吉田職員宿舎 ○ ○ 473 482 音羽職員宿舎 10 音羽県職員宿舎 「中井東 ○ ○ 474 482 音羽職員宿舎 18 書羽職員宿舎 5 富士吉田職員宿舎 18 書羽職員宿舎(中井東 ○ ○ 475 483 富士吉田職員宿舎 18 書羽職員宿舎(中井東 ○ ○ 5 富市・田職員宿舎 19身棟 ○ ○ 476 485 宮前職員宿舎 1 宮前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 3 宮前職員宿舎 3 号 身延高校育宿舎 (元五菜会館) ○ 481 481 482 上野原高等学校教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 483 485 身延高校幸宿舎 (中北建設事務所等 1 元別夕公管理事務所 2 広湖夕公管理事務所 6 年棟 ○ 5 元別夕公管理事務所 6 年棟 ○ 5 元別夕公管理事務所 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	458	471	大月待機宿舎	1	大月地区警察官待機宿舎	0	0	
461 474 下川渡待機宿舎 1 下川渡待機宿舎 ○ ○ ○ 462 475 上野原資際署署長公舎 1 上野原資際署署長公舎 ○ ○ 463 476 上野原資際署署失長公舎 1 上野原資際署次長公舎 ○ ○ 464 477 校り丘待機宿舎 1 投り丘待機宿舎 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	459	472	大月警察署署長公舎	1	大月警察署署長公舎	\circ		
462 475 上野原書祭署署長公舎 1 上野原書祭署署長公舎 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	460	473	大月警察署副署長公舎	1	大月警察署副署長公舎	0		
463 476 上野原業祭署次長公舎	461	474	下川渡待機宿舎	1	下川渡待機宿舎	0	0	
464 477 桜ヶ丘待機宿舎 1 桜ヶ丘待機宿舎 ○ ○ ○ 465 478 ハッ沢高祭官待機宿舎 1 ハッ沢高祭官待機宿舎 ○ ○ ○ 466 587 甲斐警察署署長公舎 1 嘉長公舎 ○ ○ 466 587 甲斐警察署署長公舎 1 嘉長公舎 ○ ○ 467 588 甲斐警察署副署長公舎 1 副署長公舎 ○ ○ 468 589 甲斐警察署副署長公舎 1 越身寮 ○ ○ 468 589 甲斐警察署副署長公舎 1 越身寮 ○ ○ 468 589 甲斐警察署出身寮 1 独身寮 ○ ○ 470 481 東京事務所職員宿舎 (野沢宿舎) 2 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ ○ 470 481 東京事務所職員宿舎 (下馬宿舎) 1 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ ○ 471 482 音羽職員宿舎 8 音羽職員宿舎新い号館 ○ ○ 6 碧羽職員宿舎 9 音羽職員宿舎 5 宮羽職員宿舎 5 宮羽職員宿舎 5 宮羽職員宿舎 6 日羽職員宿舎 6 日羽職員宿舎 6 日羽職員宿舎 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	462	475	上野原警察署署長公舎	1	上野原警察署署長公舎	0		
465 478 八ツ沢書祭官待機宿舎 1 八ツ沢書祭官待機宿舎 ○ ○ 466 587 甲斐警察署署長公舎 1 署長公舎 ○ 1 番長公舎 ○ ○ 467 588 甲斐警察署署長公舎 1 副署長公舎 ○ ○ 468 589 甲斐警察署署長公舎 1 財身寮 ○ ○ 468 589 甲斐警察署署與身寮 1 独身寮 ○ ○ 481 東京事務所職員宿舎(野沢宿舎) 2 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ 470 481 東京事務所職員宿舎(下馬宿舎) 1 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ 471 482 音羽職員宿舎 8 音羽職員宿舎新い号館 ○ ○ 6 音羽職員宿舎 9 音羽職員宿舎新い号館 ○ ○ 6 音羽職員宿舎 10 音羽県職員宿舎 5 音羽職員宿舎(丁馬宿舎) ○ 6 音羽職員宿舎(丁房宿舎) ○ 6 音羽職員宿舎 10 音羽県職員宿舎 10 音羽県職員宿舎 世帯棟 ○ ○ 6 本書 1 古間職員宿舎 世帯棟 ○ ○ 6 本書 1 古間職員宿舎 1 号館 ○ ○ 6 本書 1 古間職員宿舎 1 号館 ○ ○ 6 本書 1 日間 1 日	463	476	上野原警察署次長公舎	1	上野原警察署次長公舎	0		
466 587 甲斐警察署署長公舎 1 署長公舎 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	464	477	桜b丘待機宿舍	1	桜ヶ丘待機宿舎	0	0	
467 588 甲斐醫察署副署長公舎 1 副署長公舎 ○ 1 独身寮 ○ ○ 1 北京 中野務所職員宿舎 (野沢宿舎) 2 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ 1 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ 1 東京事務所職員宿舎本館 ○ ○ 1 本72 482 音羽職員宿舎 9 音羽職員宿舎は号館 ○ ○ 1 音羽職員宿舎 1 の 音羽限員宿舎 1 の 音羽限職員宿舎 1 の ○ 0 の 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	465	478	八ツ沢警察官待機宿舎	1	八ツ沢警察官待機宿舎	0	0	
468 589 甲斐寶聚署独身寮	466	587	甲斐警察署署長公舎	1	署長公舎	0		
469 480 東京事務所職員宿舍(野沢宿舎) 2 東京事務所職員宿舎	467	588	甲斐警察署副署長公舎	1	副署長公舎	0		
470 481 東京事務所職員宿舎(下馬宿舎) 1 東京事務所職員宿舎本館	468	589	甲斐警察署独身寮	1	独身寮	0		
471 482	469	480	東京事務所職員宿舎(野沢宿舎)	2	東京事務所職員宿舎		0	0
472 482 音羽職員宿舎 9 音羽職員宿舎は号館 ○ 10 音羽県職員宿舎は号館 ○ 10 音羽県職員宿舎 新3号棟 ○ 18 音羽職員宿舎に号館 ○ 18 音羽職員宿舎に号館 ○ 18 音羽職員宿舎 世帯棟 ○ 18 音羽職員宿舎 単身棟 ○ 18 音羽職員宿舎 単身棟 ○ 18 音羽職員宿舎 単身棟 ○ 18 音羽職員宿舎 単身棟 ○ 18 音前職員宿舎 単身棟 ○ 18 音前職員宿舎 単身棟 ○ 18 音前職員宿舎 19館 ○ 18 諸間 ○ 18 音前 ○ 18 諸間	470	481	東京事務所職員宿舎(下馬宿舎)	1	東京事務所職員宿舎本館		0	0
473 482 音羽職員宿舎 10 音羽県職員宿舎 新ろ号棟	471	482	音羽職員宿舎	8	音羽職員宿舎新い号館		0	
474 482 音羽職員宿舎 18 音羽職員宿舎 □帯棟 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	472	482	音羽職員宿舎	9	音羽職員宿舎は号館		0	
475 483 富士吉田職員宿舎 3 富士吉田職員宿舎 世帯棟 ○ ○ ○ 476 483 富士吉田職員宿舎 5 富士吉田職員宿舎 単身棟 ○ ○ ○ 477 484 職員宿舎メイブル飯田 3 職員宿舎メイブル飯田 ○ ○ 478 485 宮前職員宿舎 1 宮前職員宿舎 1 号館 ○ ○ ○ 485 宮前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 3 吉田地区教職員住宅 ○ ○ ○ 480 487 吉田地区教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 481 488 上野原高等学校教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 482 494 甲府工業高校高宿舎 (甲府工業高校高宿舎(中府工業高校高宿舎(元五葉会館) ○ ○ 483 495 身延高校寄宿舎 (身延高校同窓会貸し付け) 1 甲府工業高校寄宿舎 (元五葉会館) ○ ○ 484 509 広瀬ダム管理事務所等 1 広瀬ダム管理事務所 予務所、発電機室 ○ ○ 広瀬ダム管理事務所等 2 広瀬ダム管理事務所 倉庫 ○ ○ 6 元瀬ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 倉庫 ○ ○ 6 元瀬ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ 1 元川ダム管理事務所等 2 京川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ 1 芸川ダム管理事務所等 2 京川ダム管理事務所 丁介倉庫 ○ ○ 489 510 荒川ダム管理事務所等 2 京川ダム管理事務所 予備電源室棟(受変電・非常用発電) ● 490 511 琴川ダム管理事務所等 2 京川ダム管理事務所 予備電源室棟(受変電・非常用発電) ● 491 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○ ○ 492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ 493 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ 493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ 493 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ 493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 5 係船庫	473	482	音羽職員宿舎	10	音羽県職員宿舎 新ろ号棟		0	
476 483 富士吉田職員宿舎 5 富士吉田職員宿舎 単身棟 ○ ○ ○ 484 職員宿舎メイブル飯田 3 職員宿舎メイブル飯田 ○ ○ ○ 478 485 宮前職員宿舎 1 宮前職員宿舎 1 号館 ○ ○ ○ 485 宮前職員宿舎 2 号館 ○ ○ ○ 480 487 吉田地区教職員住宅 5 吉田地区教職員住宅 ○ ○ 481 488 上野原高等学校教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 483 495 身延高校寄宿舎 (甲州工業高校高宿舎(印州工業高校高宿舎(元五葉会館) ○ ○ 483 495 身延高校寄宿舎 (身延高校同窓会貸し付け) 1 身延高校寄宿舎 (元五葉会館) ○ ○ 484 509 広瀬ダム管理事務所等 1 広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室 ○ ○ 485 509 広瀬ダム管理事務所等 2 広瀬ダム管理事務所 倉庫 ○ ○ ○ 486 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ ○ 487 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ ○ 488 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 7 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	474	482	音羽職員宿舎	18	音羽職員宿舎に号館		0	
477 484 職員宿舎メイブル飯田 3 職員宿舎メイブル飯田 ○ ○ 1 宮前職員宿舎 1 号館 ○ ○ 1 宮前職員宿舎 1 宮前職員宿舎 1 号館 ○ ○ 1 宮前職員宿舎 1 号館 ○ ○ 1 宮前職員宿舎 2 宮前職員信舎 2 宮前職員信舎 2 宮前職員信舎 2 宮前職員信舎 2 宮前職員信舎 2 宮前職員住宅 ○ ○ 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 1 日中 日本 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 1 日中 日本 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 1 日中 日本 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 1 日本	475	483	富士吉田職員宿舎	3	富士吉田職員宿舎 世帯棟	0	0	
478 485 宮前職員宿舎 1 宮前職員宿舎 1 宮前職員宿舎 1 号館 ○ ○ 名前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 2 宮前職員宿舎 2 号館 ○ ○ 480 487 吉田地区教職員住宅 5 吉田地区教職員住宅 ○ ○ 481 488 上野原高等学校教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 482 494 甲府工業高校寄宿舎 (甲府工業高校司窓会貸し付け) 1 甲府工業高校寄宿舎(元五葉会館) ○ 3 身延高校寄宿舎 (身延高校同窓会貸し付け) 1 身延高校寄宿舎 (元済美寮) ○ ○ 484 509 広瀬ダム管理事務所等 1 広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室 ○ ○ ○ 2 広瀬ダム管理事務所等 2 広瀬ダム管理事務所 倉庫 ○ ○ ○ 2 京川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 倉庫 ○ ○ ○ 2 京川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ ○ 2 京川ダム管理事務所等 2 京川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ ○ 2 京川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ ○ ○ 2 京川ダム管理事務所等 2 京川ダム管理事務所 1 宮理棟 ○ ○ ○ 2 京川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○ ○ ○ 2 末門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保船庫 ○ ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理事務所 5 保証 ○ 2 大門ダム管理 ○ 2 大門	476	483	富士吉田職員宿舎	5	富士吉田職員宿舎 単身棟	0	0	
479 485 宮前職員宿舎 2 号館 ○ ○ 480 487 吉田地区教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 481 488 上野原高等学校教職員住宅 1 上野原地区教職員住宅 ○ ○ 482 494 甲府工業高校寄宿舎(甲府工業高校同窓会貸し付け) 1 甲府工業高校寄宿舎(元五葉会館) ○ ○ 483 495 身延高校寄宿舎(身延高校同窓会貸し付け) 1 身延高校寄宿舎(元済美寮) ○ ○ △ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	477	484	職員宿舎メイプル飯田	3	職員宿舎メイプル飯田	0	0	
480 487 吉田地区教職員住宅 5 吉田地区教職員住宅 ○ 2 2 2 2 2 2 2 2 2	478	485	宮前職員宿舎	1	宮前職員宿舎1号館	0	0	
481 488 上野原高等学校教職員住宅 482 494 甲府工業高校高宿舎(甲府工業高校同窓会貸し付け) 483 495 身延高校寄宿舎(身延高校同窓会貸し付け) 484 509 広瀬ダム管理事務所等 1 広瀬ダム管理事務所、発電機室 485 509 広瀬ダム管理事務所等 2 広瀬ダム管理事務所、倉庫 486 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 488 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 管理棟 488 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 489 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 音庫 489 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 491 511 琴川ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 5 係船庫 493 512 大門ダム管理事務所等	479	485	宮前職員宿舎	2	宮前職員宿舎2号館	0	0	
482 494 甲府工業高校寄宿舎 (甲府工業高校同窓会貸し付け) 1 甲府工業高校寄宿舎 (元五葉会館)	480	487	吉田地区教職員住宅	5	吉田地区教職員住宅		0	
483 495 身延高校寄宿舎(身延高校同窓会貸し付け) 1 身延高校寄宿舎(元済美寮)	481	488	上野原高等学校教職員住宅	1	上野原地区教職員住宅		0	
484 509 広瀬ダム管理事務所等 1 広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室 ○ 485 509 広瀬ダム管理事務所等 2 広瀬ダム管理事務所 倉庫 ○ 6 486 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム傍受局舎 (中北建設事務所内) ○ 6 487 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ 7 510 荒川ダム管理事務所等 3 荒川ダム管理事務所 管理棟 ○ 7 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 予備電源室棟 (受変電・非常用発電) ● 6 489 510 荒川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○ 7 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○ 7 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	482	494	甲府工業高校寄宿舎(甲府工業高校同窓会貸し付け)	1	甲府工業高校寄宿舎(元五葉会館)		0	
485 509 広瀬ダム管理事務所等 2 広瀬ダム管理事務所 倉庫 486 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム傍受局舎(中北建設事務所内) 487 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 488 510 荒川ダム管理事務所等 3 荒川ダム管理事務所 コア倉庫 489 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 予備電源室棟(受変電・非常用発電) 490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 491 511 琴川ダム管理事務所等 5 係船庫 492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 2 大門ダム管理事務所 5 休船庫 0 (年) 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 0 (年) 大門ダム管理事務所 1 大門ダム管理事務所 0 (年) 大門ダム管理事務所 1 大門ダム管理事務所 0 (年) 大門ダム管理事務所 1 大門ダム管理事務所	483	495	身延高校寄宿舎(身延高校同窓会貸し付け)	1	身延高校寄宿舎(元済美寮)		\circ	
486 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム傍受局舎 (中北建設事務所内) ○ 487 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 3 荒川ダム管理事務所 管理棟 3 荒川ダム管理事務所 コア倉庫 ○ 488 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 予備電源室棟 (受変電・非常用発電) ● 490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○ 491 511 琴川ダム管理事務所等 5 係船庫 ○ 6 492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ 2 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ 6 493 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	484	509	広瀬ダム管理事務所等	1	広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室	0		
487 510 荒川ダム管理事務所等 1 荒川ダム管理事務所 管理棟 3 荒川ダム管理事務所 管理棟 3 荒川ダム管理事務所 コア倉庫 0 (489 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 予備電源室棟 (受変電・非常用発電) ● 490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 0 (491 511 琴川ダム管理事務所等 5 係船庫 0 (492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 0 (493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 0 (493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 9 (受変電・非常用発電) ● 493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 9 (ラ変電・非常用発電) ● 493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 9 (ラ変電・非常用発電) ● 486 (フェール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファ	485	509	広瀬ダム管理事務所等	2	広瀬ダム管理事務所 倉庫		0	0
488 510 荒川ダム管理事務所等 3 荒川ダム管理事務所 コア倉庫 ○ (489 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 予備電源室棟(受変電・非常用発電) ● (490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○ (491 511 琴川ダム管理事務所等 5 係船庫 ○ (492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ (493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 ○ (511 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ (511 大門	486	510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム傍受局舎(中北建設事務所内)	\circ		0
489 510 荒川ダム管理事務所等 2 荒川ダム管理事務所 予備電源室棟 (受変電・非常用発電) ● 490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟	487	510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム管理事務所 管理棟	0		
490 511 琴川ダム管理事務所等 1 管理棟 ○	488	510	荒川ダム管理事務所等	3	荒川ダム管理事務所 コア倉庫		0	0
491 511 琴川ダム管理事務所等 5 係船庫 ○ ○ 492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ ○ 493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 予備電源室 (受変電・非常用発電) ●	489	510	荒川ダム管理事務所等	2	荒川ダム管理事務所 予備電源室棟(受変電・非常用発電)	•		
492 512 大門ダム管理事務所等 1 大門ダム管理事務所 ○ 493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 予備電源室 (受変電・非常用発電) ●	490	511	琴川ダム管理事務所等	1	管理棟	0		
493 512 大門ダム管理事務所等 2 大門ダム管理事務所 予備電源室 (受変電・非常用発電) ●	491	511	琴川ダム管理事務所等	5	係船庫		0	0
	492	512	大門ダム管理事務所等	1	大門ダム管理事務所	0		
404 513 佐川芹/ 管理事務所等 1 佐川芹/ 管理事務所	493	512	大門ダム管理事務所等	2	大門ダム管理事務所 予備電源室(受変電・非常用発電)	•		
494 513 温川ダム自连事務が一	494	513	塩川ダム管理事務所等	1	塩川ダム管理事務所	\circ		

別紙1 点検対象建築物一覧表

1	ד אינוניני	/// I///	1					
世			施 - n	. —	選 45			営
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	_	_				命	準	繕
495 513 塩川ダム管理事務所等 2 塩川ダム係船庫 ○ ○ 1 管理事務所 ○ ○ 1 管理事務所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						点	法点检	課
497 514 深城グム管理事務所等 3 深城グム艇庫 ○ ○ 498 526 小瀬スボーツ公園 6 小瀬スボーツ公園 4 6 6 小瀬スボーツ公園 8 小瀬スボーツ公園 4 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 6 7 7 8 土北麓公園 10 小瀬スボーツ公園 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			300				0	0
498 526 小瀬スボーツ公園 6 小瀬スボーツ公園陸上競技場メインスタンド - ○ 199 526 小瀬スボーツ公園 8 小瀬スボーツ公園 8 小瀬スボーツ公園 8 小瀬スボーツ公園 10 小瀬スボーツ公園 野球場内野スタンド - ○ 190 526 小瀬スボーツ公園 15 小瀬スボーツ公園 野球場内野スタンド - ○ 190 526 小瀬スボーツ公園 20 武道館 - ○ 190 526 小瀬スボーツ公園 20 武道館 - ○ 190 526 小瀬スボーツ公園 22 アイスアリーナ - ○ 190 526 小瀬スボーツ公園 22 アイスアリーナ - ○ 190 526 小瀬スボーツ公園 27 陸上競技場ホセサイドスタンド - ○ 190 527 富土北麓公園 1 富土北麓公園 1 富土北麓公園 4 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	496	514	深城ダム管理事務所等	1	管理事務所	0		
8 小瀬スボーツ公園 4 青館 - ○	497	514	深城ダム管理事務所等	3	深城ダム艇庫		\circ	0
500 526 小瀬スポーツ公園 10 小瀬スポーツ公園 野球場内野スタンド -	498	526	小瀬スポーツ公園	6	小瀬スポーツ公園陸上競技場メインスタンド	-	\circ	
501 526 小瀬スポーツ公園 15 小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟 -	499	526	小瀬スポーツ公園	8	小瀬スポーツ公園 体育館	-	\circ	
502 526 小瀬スボーツ公園 20 武道館 - ○ 503 526 小瀬スボーツ公園 22 アイスアリーナ - ○ 504 526 小瀬スボーツ公園 26 陸上競技場北サイドスタンド - ○ 505 526 小瀬スボーツ公園 27 陸上競技場ホサイドスタンド - ○ 506 527 富士北麓公園 1 富士北麓公園 メインスタンド - ○ 507 527 富士北麓公園 2 富士北麓公園 体育館 - ○ 508 527 富士北麓公園 10 富士北麓公園野球場スタンド - ○ 509 527 富士北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富士北麓公園 13 富士北麓公園 ブリーウエイトトレーニング室 - ○ 511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スボーツ公園 1 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 513 528 緑が丘スボーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スボーツ公園 5 県営体育館 アポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウエルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の社 1	500	526	小瀬スポーツ公園	10	小瀬スポーツ公園 野球場内野スタンド	-	0	
503 526 小瀬スポーツ公園 22 アイスアリーナ - ○ 504 526 小瀬スポーツ公園 26 陸上競技場北サイドスタンド - ○ 505 526 小瀬スポーツ公園 27 陸上競技場南サイドスタンド - ○ 506 527 富土北麓公園 1 富土北麓公園 メインスタンド - ○ 507 527 富土北麓公園 2 富土北麓公園 体育館 - ○ 508 527 富土北麓公園 10 富土北麓公園 野球場スタンド - ○ 509 527 富土北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富土北麓公園 13 富土北麓公園 アリーウエイトレーニング室 - ○ 511 527 富土北麓公園 14 富土北麓公園 アリーウエイトレーニング室 - ○ 511 527 富土北麓公園 14 富土北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内ブール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウエネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 12 健康の森森林学習展示館 ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森森林学習展示館 <	501	526	小瀬スポーツ公園	15	小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟	-	0	
504 526 小瀬スポーツ公園 26 陸上競技場北サイドスタンド - ○ 505 526 小瀬スポーツ公園 27 陸上競技場南サイドスタンド - ○ 506 527 富土北麓公園 1 富土北麓公園 メインスタンド - ○ 507 527 富土北麓公園 2 富土北麓公園 体育館 - ○ 508 527 富土北麓公園 10 富土北麓公園野球場スタンド - ○ 509 527 富土北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富土北麓公園 13 富土北麓公園 アリーウエイトトレーニング室 - ○ 511 527 富土北麓公園 14 富土北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スボーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウエルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○	502	526	小瀬スポーツ公園	20	武道館	-	\circ	
505 526 小瀬スポーツ公園 27 陸上競技場南サイドスタンド - ○	503	526	小瀬スポーツ公園	22	アイスアリーナ	-	\circ	
506 527 富士北麓公園 1 富士北麓公園 メインスタンド - ○ 507 527 富士北麓公園 2 富士北麓公園 体育館 - ○ 508 527 富士北麓公園 10 富士北麓公園野球場スタンド - ○ 509 527 富士北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富士北麓公園 13 富士北麓公園 7リーウエイトトレーニング室 - ○ 511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	504	526	小瀬スポーツ公園	26	陸上競技場北サイドスタンド	-	\circ	
507 527 富士北麓公園 2 富士北麓公園 休育館 - ○ 508 527 富士北麓公園 10 富士北麓公園野球場スタンド - ○ 509 527 富士北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富士北麓公園 13 富士北麓公園 ブリーウエイトレーニング室 - ○ 511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 M属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内ブール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 ブルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	505	526	小瀬スポーツ公園	27	陸上競技場南サイドスタンド	-	0	
508 527 富士北麓公園 10 富士北麓公園野球場スタンド - ○ 509 527 富士北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富士北麓公園 13 富士北麓公園 フリーウエイトトレーニング室 - ○ 511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 アポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館	506	527	富士北麓公園	1	富士北麓公園 メインスタンド	-	0	
509 527 富士北麓公園 12 倉庫 - ○ 510 527 富士北麓公園 13 富士北麓公園 フリーウエイトトレーニング室 - ○ 511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	507	527	富士北麓公園	2	富士北麓公園 体育館	-	0	
510 527 富士北麓公園 13 富士北麓公園 フリーウエイトトレーニング室 - ○ 511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	508	527	富士北麓公園	10	富士北麓公園野球場スタンド	-	0	
511 527 富士北麓公園 14 富士北麓公園 屋内練習走路 - ○ 512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	509	527	富士北麓公園	12	倉庫	-	0	
512 528 緑が丘スポーツ公園 1 山梨県営体育館 - ○ 513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	510	527	富士北麓公園	13	富士北麓公園 フリーウエイトトレーニング室	-	0	
513 528 緑が丘スポーツ公園 2 山梨県営体育館 附属棟 - ○ 514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	511	527	富士北麓公園	14	富士北麓公園 屋内練習走路	-	\circ	
514 528 緑が丘スポーツ公園 5 県営体育館 スポーツの家、屋内プール - ○ 515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	512	528	緑が丘スポーツ公園	1	山梨県営体育館	-	0	
515 531 笛吹川フルーツ公園 4 フルーツミュージアム - ○ 516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	513	528	緑が丘スポーツ公園	2	山梨県営体育館 附属棟	-	0	
516 531 笛吹川フルーツ公園 7 栽培温室管理棟 - ○ 517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	514	528	緑が丘スポーツ公園	5	県営体育館 スポーツの家、屋内プール	-	0	
517 532 桂川ウェルネスパーク 1 里山交流館(管理棟) - ○ 518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	515	531	笛吹川フルーツ公園	4	フルーツミュージアム	-	0	
518 538 武田の杜 1 鳥獣センター管理棟 ○ 519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○	516	531	笛吹川フルーツ公園	7	栽培温室管理棟	-	0	
519 538 武田の杜 12 健康の森 森林学習展示館 ○ ○	517	532	桂川ウェルネスパーク	1	里山交流館(管理棟)	-	\circ	
	518	538	武田の杜	1	鳥獣センター管理棟	0	\circ	
520 538 武田の杜 36 鳥獣センター展示館 ○ ○	519	538	武田の杜	12	健康の森 森林学習展示館	0	0	
	520	538	武田の杜	36	鳥獣センター展示館	\circ	\circ	

※長寿命化点検:○は、予防保全又は監視保全の建築部位・設備が点検対象

●は、予防保全又は監視保全である()内の設備のみ点検対象

※建築基準法点検:高等学校、警察の建物のうち、長寿命化点検対象外のものは一覧から除く

県営住宅、企業局、清里の森の建物は一覧から除く

●は、昇降機のみ点検対象

※営繕課:施設管理者の依頼により、営繕課が点検を行うもの

別紙 2 法令検査点検一覧表

	検査等の対象	検査等内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
	消化器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、	機器点検	1回/6月	消防法第17条3の3	消防設備士または	
	消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設	₩90 ±+A	18/68	消防庁告示(昭和50年第3号)	消防設備点検資格者	
		総合点検	1回/6月	-		
	III、一致に灰系有人設備、ハログンに初有人設備、初末有人設備、 屋外消火栓設備、動力消防ボンブ設備、自動火災報知設備、ガス		1回/1年			
消防用設備	漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避					
寺	難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線					
	部分を除く)並びに操作盤					
		40 A 54A	10/16	-		
	配線 屋内外消火栓のホース、連結送水管	総合点検 耐圧試験	1回/1年 1回/3年	4		ホースまたは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く
	産内が消火柱のホーム、連結送が官 指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所及び地下貯油		1回/3年	消防法14条の3の2	危険物取扱者または危険物施設保安員	ボースまだは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く 指定数量とは危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をいう。
	指定数量の10台以上の危険物を取り扱う 一般取扱が及び地下別油 槽を有する一般取扱所	周的伝第10米第4項の基準に 適合しているかの点検	1四/14	た。 危険物の規制に関する政令第8条の5、第	心陝物取扱有または心陝彻旭設休女員	第1石油類(ガソリン等)=200L
危険物	TECH 9 0 MX4XJX/I	過日のでいるがの無快		62条の4		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
厄陕彻				02201		第2石油類(灯油等) = 1000L
						第3石油類(重油等) = 2000L
	ボイラー (小型ボイラーを除く)	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1	兴励中令德州计第41名 第4E名	労働基準監督署長または検査代行機関	第4石油類(ギア油等) = 6000L 他 ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器
	ハイノー(小宝パイノーを除く)	ITRUXE	年を超え2年以内)	ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、	万側を学品自省及よだは快直1011版例	は、労働安全衛生法施行令第1条による
ボイラー		定期自主検査	1回/1月	第38条		100 52 100 - T-120 T-120 13 13 13 1 3 1 10 0
	小型ボイラー	定期自主検査	1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条		-
	第1種圧力容器(小型圧力容器を除く)	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1	ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、	労働基準監督署長または検査代行機関	-
	NI THE TOTAL OF THE CONT.	定期自主検査	1回/1月	第38条、第67条、第73条、第88条、第	万歲至十五百百尺6/206人五141700人	†
圧力容器	第2種圧力容器	定期自主検査	1回/1年	94条	ボイラー及び圧力容器安全規則第92条で定	†
	小型圧力容器	7.77.17.11	, - :		める教育を受けたもの	
	積載荷重1トン以上	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1	労働安全衛生法第41条、第45条	労働基準監督署長または	
			年を超え2年以内)			
エレベーター		定期自主検査	1回/1年	クレーン等の安全規則第154条、第159条	検査代行機関	1
	積載荷重0.25トン以上1トン未満	定期自主検査	1回/1年			1
		作業環境測定	1回/2月	労働安全衛生法第65条		事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
事務所		機械換気設備定期点検	1回/2月	事務所衛生基準規則第7条、第9条、第		
		照明設備定期点検	1回/6月	10条、第15条		
	中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備	空気環境の測定	1回/2月	ビル管理法(建築物における衛生的環境	講習修了者	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ
特定建築物	給水設備	遊離残留塩素の検査	1回/7日	の確保に関する法律)第4条	建築物環境衛生管理技術者でかつ実務の経	面積が3000㎡以上、及び学校の用途に供される部分の延べ面積が8000㎡以
付足建架彻				同施行規則第3条~4条、第4条の2、3	験のあるもの	上の建築物をいう。
		飲料用水質の検査	1回/6月		監督を行うものは講習終了者	
	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	保安検査	3年に1回以上	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン(フロンガスの場合50トン)以
冷凍機		危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定
	第1種製造者となる冷凍機	危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			める冷媒を使用する製造所をいい、フロンの場合は含まれる。
		ばい煙量と濃度の測定	1回/2月	大気汚染防止法第2条、第16条		ばい煙発生施設とは、伝熱面積10㎡以上及びバーナーの燃焼能力が重油換算
ばい煙発生施設	T. Z.			同施行規則第15条		で50L/h以上のボイラー、火格子面積2㎡又は焼却能力200kg/h以上の焼却
						炉をいう。
		外観検査	1回/1年	水道法34条の2	地方公共団体の機関または厚生労働大臣が	簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10m3を超えるものをいう。
簡易専用水道		水質検査		同施行規則第55条,56条	指定するもの	
		書類検査				
		排出水の特定	400m3/日以上:1回/1日	水質汚濁防止法第14条		特定施設とは、処理対象人員が500人を超えるし尿浄化槽(指定地域は201
特定施設(指定	地域特定施設)		200~400m3/日未満:1回/7日	同施行規則		人以上500人以下)及び300床以上の病院の厨房施設他
,	·		100~200m3/日未満:1回/14日			
			50~100m3/日未満:1回/30日	而与市界计算 4 3 4		表类用表层工作的 以 好别会区域表现供 会区域是现代 一个老子的
売業の売左 て	l have like on	保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月	電気事業法第42条	電気主任技術者(電気保安協会他)	事業用電気工作物とは、特別高圧受電設備、高圧受電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
事業用電気工	省中初		年次(A) 1回/1年 年次(B) 1回/2年			WH、 日 豕
ボフンロン曲もりロ	(是中孙军)	消費機関の住宅 トの目後/田川	年次(B) 1回/3年	#7 車業計 40名の2	ガフ州公市学学	ザフタかり 空をザフの光乗号が10 000kggl/b/リエのたのでもって空へ締体
ガス湯沸かし器		消費機器の技術上の基準(規則 108条)	1四/3年	ガス事業法40条の2	ガス供給事業者	ガス湯沸かし器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全燃焼 時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
ガス風呂釜(屋		100米)		ガス事業法施行規則第84条		
及びこれらの排作	K, D	小畑松本	1回/1年	冷ル構汁等10タ	マロ ママン マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マ	
海ル 嫌		水質検査 保守点検	1回/1年 1回/1週~6月	浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	水質検査は指定検査機関が行う。 浄化槽保守点検業者	処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。
浄化槽		本り 一代	1四/1四~0月	/于TUTE/公第11末	/#10個床寸点快来有	処理方式、処理対象人員により無快周期が異なる。 501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。
		l		1	1	JOITハグエッテiU目はJX門日生日で巨VCC/Jが安。

様式1 建築基準法点検票

点検区分	建築物・建築設備
*	該当するものに○を付ける。
施設番号	
施設名称	
建物番号	
建築物名称	
点検日	
点検者名	
(資格)	(
*	資格欄には、建築士 <u>、特定建築物調査員、防火設備検査員、</u> 昇降機等検査員、建築設備検査員のいずれかを記入する。

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

	戊1 建築基準	达思	俠祟			(建築物	-									
番号	箇所	項目 番号		(L1)	調査項	目	(ろ) 調査 方法	(は) 判定 基準	該当 なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤				目視により	建築物周 辺に陥没が あり、安全 性を著しく 損ねている こと。		異常なし	建物周辺 に陥没は あるが、安 全上支障 なし	_	建築物周 辺に陥没 があり、安 全性を著 いる			
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀			の塀又	目視、下げ 振り等により 確認する。			異常なし	び割れ、 破損又は	ひび割 れ、破損	著しいひ び割れ、 破損又は 傾斜があ る			
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁		;	劣化及 び損傷 の状況	を使用し目	著しい傾斜 若しくはひび 割れがある こと又は目 地部より土 砂が流出し ていること。		 異常な∪ 			当 若しい傾 斜、ひび 割れがあ る、又部よ り土砂 が 流いる いる			
4	建築物の外部	2-(1)	基礎			沈下等	具の開閉具	地盤沈下に 伴う著しい ひび割れが あること又は 建具開閉 等に支障が あること。		 異常なし	地盤沈下に伴う軽	地盤沈下に伴う中	型 地盤沈下 に伴う著 しいひび 割れがあ る、又は 建具具関 等に支障 ある			
5	建築物の外部	2-(2)	基礎		:		確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著せいひび割れ、欠損等があること。		異常なし	コンクリート面に軽 微なひび割れ、欠損等がある	コンクリー ト面に中 程度のひ び割れ、 欠損等が ある	使石にずれがある、 又はコンク リート面に 鉄筋露出 若いいび 割れ、欠 損等がある			
6	建築物の外部	2-(3)	土台(木造建築物)	En l		沈下等 の状況	目視及び建 具の開閉具 合等により 確認する。			□ 異常なし □	-		□ 土台にた わみ、傾 ある、又 見開防 ある こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ し し し し に し の こ し に し し し し し し し し し し し し し			

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

	式1 建築基準		快示		(建築物					,	,	1			
番	箇所	項目	(1	い) 調査項	百日	(ろ)調査	(は) 判定	該当	Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号	回り	番号	(0	リーの目り	유디	方法	基準	なし	А	DI	DZ.	C	定	No.	개与
	建築物の外部	2-(4)	十台		土台の	目視及び手	木材に著し		異常なし	木材に軽	木材に中	木材に著			
	ACSIC13-571 III	_ (. ,	(木造		劣化及	の届く範囲	い腐朽、損		2(1)3-0-0		程度の腐				
			建築		び損傷	をテストハン	傷若しくは				朽、損傷				
			物)		の状況	マーによる打	虫害がある			若しくは虫	若しくは虫	若しくは虫			
						診等により	こと又は緊			害がある、	害がある、	害がある、			
_							結金物に著				又は緊結				
7						PEDO 7 Os	い錆、腐	ш			金物に中				
							食等がある					しい錆、			
							こと。			腐食等が	錆、腐食	腐食等が			
										ある	等がある	ある			
									_		_				
	建築物の外部	2-(6)	外壁	躯体等	木造の	必要に応じ	木材に著し		異常なし	木材に軽	木材に中	木材に著			
					外壁躯	て双眼鏡等	い腐朽、損			微な腐	程度の腐	しい腐			
					体の劣						朽、損傷				
					化及び	視により確	虫害がある				若しくは虫				
					-										
					損傷の	認する。	こと又は緊					害がある、			
8					状況		結金物に著				又は緊結				
							しい錆、腐			金物に軽	金物に中	金物に著			
							食等がある			微な錆、	程度の	しい錆、			
							こと。			腐食等が	结. 腐食	腐食等が			
							C C0			ある		ある			
										める	立いのの	6) (a)			
	建築物の外部	2-(7)	小辟	躯体等	組積浩	必要に応じ	わんが 石		異常なし			れんが、			
	建来 10071101	2-(/)	八至						共市ない						
					の外壁	て双眼鏡等						石等に割			
					躯体の	を使用し目	ずれ等があ					れ、ずれ			
					劣化及	視により確	ること。					等がある			
9					び損傷	認する。		ш							
					の状況										
					97 ///// 0										
	建築物の外部	2-(8)	서양	躯体等	油尘	必要に応じ	日地工川力		異常なし			目地モル			
	建架物のグロ	2-(0)	グト空						共市なし						
					ンクリー	て双眼鏡等				-	-	タルに著し			
					トブロッ	を使用し目	欠落がある			微な欠落	程度の欠	い欠落が			
					ク造の	視により確	こと又はブ			がある	落がある	ある、又は			
					外壁躯	認する。	ロック積みに					ブロック積			
10					体の劣		変位等があ					みに変位			
					化及び		ること。								
					-		೨८८°					等がある			
					損傷の										
					状況										
	7+441세~ ~ 시 수기	2 (2)	시 P호	白にノナケケ	ᄽᇋᄮ	ンボルナバ	2 □+-1-+-1								
	建築物の外部	2-(9)	沙型		鉄骨造	必要に応じ			異常なし		鋼材に中				
					の外壁	て双眼鏡等				微な錆、		しい錆、			
					躯体の	を使用し目	等があるこ			腐食等が	錆、腐食	腐食等が			
11					劣化及	視により確	ک 。			ある	等がある	ある			
11					び損傷	認する。									
					の状況										
					♥ノ1人ルし										
	建築物の外部	2-(10)	外壁	躯体等	鉄筋コ	必要に応じ	コンクリート		異常なし	コンクリー		コンクリー			
	~_ ^_ r//// LIP	` - '	/ -		ンクリー	て双眼鏡等			7511300		ト面に中	ト面に鉄			
					卜造及	を使用し目	出又は著し			微な白	程度の白				
					び鉄骨		い白華、ひ			-	-	は著しい			
					鉄筋コ	認する。	び割れ、欠			割れ、欠	割れ、欠	白華、ひ			
					ンクリー		損等がある			損等があ		び割れ、			
12					ト造の		こと。			3	3	欠損等が			
							<u> </u>			۵					
					外壁躯							ある			
					体の劣										
					化及び										
					損傷の										
					状況										
		-										-			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番	以1 建杂基件	項目			(建来1	(ろ) 調査	(は) 判定	該业					判	写真	
	箇所			(い) 調査」	頁目				Α	B1	B2	С			備考
号		番号	,,			方法	基準	なし					定	No.	
	建築物の外部	2-(11)	外壁	外装仕		開口隅部、	外壁タイル		異常なし	外壁タイ		外壁タイ			
					石貼り	水平打継	等に剥落等			ル等に軽	ル等に中				
				等	等(乾	部、斜壁部	があること又			微な白	程度の白				
					式工法	等のうち手の	は著しい白					る、又は			
					によるも	届く範囲をテ	華、ひび割					著しい白			
					のを除	ストハンマー	カッツキ笠			き等があ		華、ひび			
					(。)、	による打診等									
						により確認	があること。	-		る	る	割れ、浮			
					モルタル	し、その他の						き等があ			
					等の劣	部分は必要						る			
					化及び	に応じて双眼									
					損傷の	鏡等を使用									
					状況	し目視により									
						確認し、異									
						常が認められ									
						た場合にあっ									
						ては、落下に									
						より歩行者等									
						に危害を加え									
						るおそれのあ									
						る部分を全									
					1	面的にテスト									
					1	ハンマーによ					1				
					1	る打診等によ									
						り確認する。									
					1	ただし、竣工									
						後、外壁改									
						修後若しくは									
						落下により歩									
						行者等に危									
						害を加えるお									
						それのある部									
						分の全面的									
						なテストハン									
						マーによる打									
1,0						診等を実施									
13						した後10年									
						を超え、かつ									
						3年 以内に									
						落下により歩									
						行者等に危									
						害を加えるお									
						それのある部									
						分の全面的									
						なテストハン									
						マーによる打									
						診等を実施									
					1	していない場									
						合にあって									
					1	は、落下によ									
					1	り歩行者等									
					1	に危害を加									
					1	えるおそれの									
						ある部分を全									
					1	面的にテスト									
					1	ハンマーによ					1				
					1	る打診等によ									
					1	り確認する									
					1	(3年以内					1				
					1	に外壁改修									
					1	等が行われる					1				
						ことが確実で									
					1	ある場合又					1				
					1	は別途歩行					1				
					1	者等の安全									
					1	を確保するた					1				
						めの対策を									
					1	講じている場									
						合を除									
					1	<。)。									
					1										
	t .					1		1	·			·			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

(抜)	式1 建築基準	达思	快汞		(建築物	勿)									
番号	箇所	項目 番号		(い) 調査項	— <u>—</u>	(ろ)調査 方法	(は) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
_	建築物の外部	2-(12)	外壁	等		必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、		異常なし	-	_	ひび割 れ、欠損 等がある	}	1101	
15	建築物の外部	2-(13)	外壁	上げ材等	金属系パ(をからののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	は取合い部		異常なし	_		パネル面 又は取合 い部が著 しい錆等 により変 形している			
16	建築物の外部	2-(14)	外壁	等	リート系 パネル	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	たひび割		異常なし	-		請汁を 伴ったびび 割れ、欠 損等があ る			
17	建築物の外部	2-(15)	外壁	等	サッシ等 の劣化 及び損 傷の状 況	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認し又は開 閉により確 認する。			異常なし	_	_	サッシ等の 腐食又は ネジ等の 緩みにより 変形して いる			
18	建築物の外部	2-(17)	外壁	緊結さ れた広	体の劣 化及び 損傷の	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	著しい錆又		異常なし	機器本体に軽微な 請又は腐食がある	に中程度 の錆又は	に著しい			
19	建築物の外部	2-(18)	外壁	緊結さ れた広 告板、	支持部 分等の 劣化及 び損傷 の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し相により確認し又は範囲をテストハンマーによる打診により。 できる できる かいまし できる できる かいまし できる いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	緊結不良が あること又は 緊結金物に		 異常なし □	緊結金物 に軽微な 錆、腐食	緊結金物 に中程度 の錆、腐 食等があ る				

様:	式1 建築基準	生法点	検票	(建築	物)									
番	箇所	項目	(1	い)調査項目	(ろ)調査			Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号	回り	番号	(0	7 過且項目	方法	基準	なし	А	DI	DZ	C	定	No.	1佣与
20	屋上及び屋根	3-(1)	屋上面	屋上面 の劣化 及び損 傷の状 況	目視により 確認する。	歩行上危 険なひび割 れ若しくは 反りがあること又は伸縮 目地材が欠 落し値してい ること。		異常なし	-		歩行ない 大ない はなる がい ない ない ない ない ない ない ない ない ない な			
	017400	2 (2)		11°= -0		T !! !!! !!! !!								
21	屋上及び屋根		屋上回り(屋を り(屋を 除く)		目視及びテ 5 ストハンマー による打診 等により確 認する。			異常なし	の仕上げ 材に軽微 なの白 華、ひび	華、ひび	の仕上げ			
22	屋上及び屋根		屋上回り(屋 上面を 除く)		-	モルタル面に 著しいひび 割れ、欠損 等があるこ と。		異常なし	に軽微な ひび割					
23			屋上回 り (屋 上面を 除く)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマー による打診 等により確認する。	笠木に著しい い錆若しくは 腐食がある こと又は笠 木接合部に 緩みがあり 部分的に変 形していること。		異常なし	· ·	程度の錆 又は腐食 がある				
24			屋上回 り(屋 上面を 除く)	(ドレ- ンを含 む。) <i>0</i>	目視及びテ-ストハンマーによる打診)等により確認する。	排水溝のモ ルタルに著し いひび割 れ、浮き等 があること。		異常なし	モルタルに 軽微なひ び割れ、	モルタルに 中程度の ひび割 れ、浮き				

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

	式1 建築基準		1875		(建築物										
番	箇所	項目	(1	ハ) 調査」	百日	(ろ)調査	(は) 判定	該当	Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号	山川	番号	(// 响且	2 —	方法	基準	なし	A	DI	DZ	C	定	No.	1/HI/5
	屋上及び屋根	3-(7)	屋根		屋根の	必要に応じ	屋根ふき材		異常なし	緊結金物	緊結金物	屋根ふき			
	111/01111	- ()	1212		劣化及	て双眼鏡等			2(1)3-0-0		に中程度				
					び損傷	を使用し目	ること又は				の腐食等				
					の状況	視により確	緊結金物に			ある	がある	は緊結金			
						認し又はテ	著しい腐食					物に著し			
						ストハンマー	等があるこ					い腐食等			
25						による打診	خى سەر كى	ш				がある			
							C.					17.00.0			
						等により確									
						認する。									
	屋上及び屋根	3-(8)	機器及		機器、	目視及びテ	機器若しく		異常なし	機器若し	機器若し	機器若し			
	/	3 (0)	び工作		工作物	ストハンマー			20113-0-0			くは工作			
			物(冷		本体及	による打診	体又はこれ				物本体又				
			却設		び接合	等により確	らと屋上及			はこれらと	はこれらと	はこれらと			
			備、広		部の劣	認する。	び屋根との			屋上及び	屋上及び	屋上及び			
۵.			告塔		化及び		接合部に著			屋根との		屋根との			
26		Ī	等)		損傷の						接合部に				
		Ī	守)				しい錆、腐								
		Ī			状況		食等がある			軽微な	中程度の				
							こと。			錆、腐食	錆、腐食	錆、腐食			
		Ī			1					等がある		等がある			
		Ī			1										
		Ī		1											
	屋上及び屋根	3-(9)	機器及		支持部	目視及びテ	支持部分に		異常なし	竪結全物	緊結金物	支持部分			
	建工 次0 建版	5 (5)							X m%∪						
		Ī	び工作	1	分等の	ストハンマー					に中程度				
			物(冷		劣化及	による打診	若しくは緊				の腐食等				
			却設		び損傷	等により確	結金物に著			ある、又は	がある、又	緊結金物			
			備、広		の状況	認する。	しい腐食等			コンクリー	はコンク	に著しい			
			告塔		** / (// 0	0000	又はコンク				リート基礎				
27			等)				リート基礎	_			等に中程				
27							等に著しい			ひび割		コンクリー			
							ひび割れ、			れ、欠損	割れ、欠	ト基礎等			
							欠損等があ					に著しい			
										77 07 0		ひび割			
							ること。								
												れ、欠損			
												等がある			
	建築物の内部	4-(5)	防火区	防火区	令第	目視により	令第112条		異常なし	_	_	令第112			
		, ,	画			確認する。	第10項に					条第10			
				周部	第10項	PEDD 7 00	規定する外					項に規定			
				IPJDP											
					に規定		壁等、同条					する外壁			
		Ī		1	する外		第11項に			1		等、同条			
		Ī			壁等及		規定する防			1		第11項に			
					び同条		火設備に損					規定する			
		Ī		1	第11項		傷があるこ			1		防火設備			
28		Ī								1					
		Ī			に規定		と。	_		1		に損傷が			
					する防							ある			
		Ī		1	火設備					1					
		Ī			の劣化					1					
		Ī								1					
		Ī			及び損					1					
					傷の状										
		Ī			況					1					
		Ī			1										
-	7.井台州 4. 十二二	1 (0)	中 小 亡	白豆(上 ケケ	±\# ^	ンボルナバ									
	建築物の内部	4-(6)	壁の室	躯体等	木造の	必要に応じ	木材に著し		異常なし		木材に中				
		Ī	内に面		壁の室	て双眼鏡等	い腐朽、損			微な腐	程度の腐	しい腐			
		Ī	する部		内に面	を使用し目	傷若しくは			朽、損傷	朽、損傷	朽、損傷			
1			分		する部	視により確	虫害がある				若しくは虫				
		Ī	75			認する。									
		Ī			分の躯	心りる。	こと又は緊	l _				害がある、			
29		Ī			体の劣		結金物に著				又は緊結				
					化及び		しい錆、腐			金物に軽	金物に中	金物に著			
		Ī			損傷の		食等がある			微な錆、	程度の	しい錆、			
		Ī			状況		1247000 こと。			腐食等が		腐食等が			
					1/\ <i>I</i> //L		دده								
		Ī		1						ある	等がある	ある			
		Ī		1											
							l								

	八1 建采萃华	<u> </u>	1/2/2/2		(建架机	.5,									
番		項目	(1	ハ)調査エ	百日	(ろ)調査	(は) 判定	該当	Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号		番号		// 响且名		方法	基準	なし		DI	DZ		定	No.	7/81/5
30		4-(7)	壁の室面する分分	躯体等	の壁の 室内に 面する				異常なし	-	-	れんが、 石等に割 れ、ずれ 等がある			
31		4-(8)	壁の室内に面する部分		ンクリー トブロッ ク造の	視により確 認する。			異常なし		タルに中 程度の欠	目地モル タルに著し い欠落が ある、又は ブロック積 みに変位 がある			
32		4-(9)	壁の室内に面する部分	躯体等	の壁の 室内に 面する				 異常なし	鋼材に軽 微な錆、 腐食等が ある	鋼材に中 程度の 錆、腐食	鋼材に著 しい錆、 腐食等が ある			

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

番号	箇所	項目 番号	((ハ)調査エ	頁目	(ろ)調査			Α	B1	B2	С	判定	写真	備考
33	建築物の内部		壁の室内に面する部分	躯体等	鉄ントび鉄ント壁内す分体化損状筋リー及骨コーの室面部躯劣びの		基準 コンクリート 面に鉄筋露 出又は著し い白華、ひ び割れ、欠 損等がある こと。	<u> </u>	異常なし	損等がある	コンクリー ト面に中 程度の白 華、ひび 割れ、欠 損等があ る	は著しい 白華、ひ び割れ、 欠損等が ある	<u>化</u>	No.	
34	建築物の内部	4-(12)	壁の室内に面する部分	防火区画を構る	部材の 劣化及 び損傷 の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。		□ 異常なし □ □	-	-	日 各部材及 び接合部 に穴又は 破損があ る			
35		4-(13)	壁の室内に高部分	防火区画を構成する壁	鉄骨の 耐火の の の みび の り 状況	設計図により 等により 等により を が行わ、か い い い い い い い い い い い い い い い い い い い	耐火被覆の 剥がれ等に より鉄骨が 露出してい ること。		異常なし	_	_	耐火被覆 の剥がれ 等により 鉄骨が露 出している			

番	以1 连来签件	項目		(, ,) === + -	(X±**/	(ろ)調査	(は) 判定	該当	_			_	判	写真	,,,, ±.
号	箇所	番号		(い)調査エ		方法	基準	なし	Α	B1	B2	С	定	No.	備考
36		4-(17)			木造の 床躯体 の劣化 及び引 傷の状 況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に対しい錆、腐食等があること。		異常なし	微な腐 朽、損傷 若しくは虫 害がある、 又は緊結	錆、腐食	しい腐 朽、損傷 若しくは虫 害がある、 又は緊結			
37	建築物の内部	4-(18)	床			目視により確認する。	鋼材に著し い錆、腐食 等があるこ と。		異常なし	微な錆、腐食等がある	錆、腐食 等がある	しい錆、 腐食等が ある			
38		4-(19)	床		鉄かりで鉄ント床の及傷況コー及骨コーの体化損状	目視により	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひい白華、ひび割れ、欠損等があること。		異常なし	ト面に軽微な白華、ひび欠割れ、欠がある	ト面に中程度の白華、ひび割れ、欠あがある	は著しい 白華、ひ び割れ、 欠損等が ある			
39		4-(21)	床 一	成する		目視により確認する。	各部材又は 接合部に穴 又は破損が あること。		異常なし	-	-	各部材又 は接合部 に穴又は 破損があ る			
40		4-(24)	天井	の5 (特殊 建築物 の内 装)		必要に応じ て双眼鏡目 視により確 認している ストハンン による打強 による打確 認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化者しくは損傷があること又は刺落等があること。		異常なし	-	_	室内に面する部分の仕上げに浮等等では の状態をある。 がある、 は対象る。 は対象る。 は対象る。 は対象る。 は対象る。			

様:	式1 建築基準	法点	検票		(建築物	勿)									
番	答記	項目		ハ)調査エ	百日	(ろ)調査			Α	B1	В2	С	判		備考
号 41	建築物の内部	番号 4-(25)			特定天 井の天 井材の 劣化及	て双眼鏡等 を使用し目		<u>なし</u>	異常なし	-	_	天井材に 腐食、緩 み、外れ、 欠損、た わみ等が ある	定	No.	и ⊞*-ъ
	737 (17 11/10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	4 (20)	8 ±.1.=0.				**************************************								
42			防火筋の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水			目視により確認する。	常設又よの能性第14規定備防によりで変化は、11項第一次大阪ででは、11項第一次大阪では、11項第一次大阪では、11項第一次大阪では、11項目が、11可用的に可能的は、11可用的に可能的は、11可用的に可能的は、11可能的的は、11可能的的は、11可能的的は、11可能的的的は、11可能的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的		異常なし			常開防の変揚を受ける。 とのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			
	7.4.75460 0 -1.40	4 (24)	07100.00		0710000	**'	070000								
43			照明器具、懸垂物等		具、懸 垂物等 の落下 防止対	を使用し目	又は懸垂物 に著しい 錆、腐食、		異常なし	又は懸垂 物に軽微 な錆、腐 食、緩	腐食、緩	又は懸垂			
44			石綿等を添加した建築材料		石綿等 の劣化	実施した劣	のくずれ、た		異常なし		_	表羽をはいる。 表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			

	以1 建采签件		1747		(建来1		(1+) Nul÷	= #\\\		1			7/11	一 一 一	
番号	箇所	項目番号	(L	N) 調査I	頁目	(ろ)調査 方法	(は) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	建築物の内部		石綿等 を添加 した建 築材料		囲い込は めによる 飛ばされる がである のの での での での での での での での での での での での での	必要に応じ て双眼鏡等	毎年 石綿飛散 防止剤又は 囲い込み材 に亀裂、剥 落等の劣化 又は損傷が あること。		異常なし	_		石綿飛散 防止削い込み材に鬼裂、剥材に亀裂、引力を 要の劣化 又は損傷がある	λ.	140.	
46	避難施設等	5-(8)	避難上 有効な バルコ ニー		手すり 等の劣 化及び 損傷の 状況	目視及びテストハンマー による打診 等により確 認する。	著しい錆又は腐食があること。		異常なし	軽微な錆 又は腐食 がある	錆又は腐				
47	避難施設等	5-(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、 錆、腐食等があること。		異常なし	_		歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある			
48	避難施設等	5-(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁 の劣化 及び損 傷の状 況	目視により確認する。	防煙壁にき 裂、破損、 変形等があ ること。		異常なし	-		防煙壁に き裂、破 損、変形 等がある			
49	その他	16-(1)	構造等	建築物 の膜 体、取	膜体及 び取付の 劣化及 び損傷 の状況	必要な使視認し、内に強力を視認し、内に原境による。年間では、3年にのでは、3年にはいるのでは、3年にはいるのでは、はいいでは、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年には、3年に	留、接合部 の剥がれ等		異常なし			膜体に破れ、留、筋に がれ等がれる			
L															

番	箇所	項目	(1	ハ)調査項	百目	(ろ) 調査			Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号		番号				方法	基準 膜張力又は	なし	異常なし		_		定	No.	WD 3
50		6-(2)	特殊な構造等	建築物 の膜 体、取	張力の 状況	必要 で で 使 で で で で で で で で で で で で に は で の の に は の の の に し の に し の に が あ の に の に の ら が の ら の に の ら の に の ら の ら に ら ら に ら ら ら に ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	ケーブル張 力が低下し ていること。		美吊な し			膜張力又 はケーブル 張力が低 下している			
51			特殊な構造等	造建築 物の免 震層及	置の投票の がでかり ででである。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい	確認するとと もに、3年以			異常なし		に中程度 の錆、腐				
52		6-(5)	避雷設備		針、避 雷導線 等の劣	て双眼鏡等	避雷針又は 避雷導線が 腐食、破損 又は破断し ていること。		異常なし	-	-	避雷針又は避雷導線が腐食、破損 又は破断している			
53		6-(6)	煙突	に設ける 煙突	建築物 との接		煙突本体 及び建築物 との接合部 に著しいひ び割れ、肌 分かれ等が あること。			物との接 合部に軽 微なひび 割れ、肌	煙突本体 及び建築 物との接 合部に中 程度のひ び割れ、 肌分かれ	煙突本体			
54		6-(7)	煙突	に設ける 煙突	物の劣 化及び	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。			異常なし		に中程度				

1末:	以】 建染基準	■法宗	快汞		(建架》	勿)									
番号	箇所	項目 番号	((ハ) 調査エ	頁目	(ろ) 調査 方法	(は) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
55	その他	6-(8)	煙突	138条	煙突本 体のみび 化 損 状況	を使用し目 視により確 認する。			異常なU	に軽微な 錆、錆 汁、ひび 割れ、欠	汁、ひび 割れ、欠 損等があ る				
56	その他	6-(9)	煙突	138条	付帯金 物のみび 化優の 状況	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。		異常なし	軽微な 錆、腐 食、緊結 不良等が	ルト等に 中程度の 錆、腐 食、緊結 不良等が	ルト等に 著しい 錆、腐 食、緊結			

禄〕	式1 建築基 準	隼法点	検票		(建築語	设備)									
番	箇所	項目	(い) ≣	間査項目	(ろ) 検				Α	B1	B2	С		写真	備考
1	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	番号 1-(2)	機械換気設備	式の空 気調和 設備を 含む。)	査事項 給外別の取れび排のの が機気の の状況の が機気の の状況の が表現の が表現の がより の が の の の の の の の の の の の の の の の の の	方法目視又は触診により確認する。	基準取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<u>なし</u>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	腐食、損傷等がある	取付けが 堅固でな い、 著しい 籍 食、 損傷 等がある	定	No.	
	_^		1661 514	1667 014	A	D#2	T- / 1. 1 / "~~			+7/11/+> 15					
	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	1-(4)	機械換気設備	気設備 (中央 管理方 式の空	各室の 給気口 及び排 気口の 取付け の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があること。		異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	腐食、損	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
3	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	1-(5)	機械換気設備	機気(中質式気設含の)機械設果方空和を)観点の外観のの場所をのいません。	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。		異常なし		_	風道の接続部に損傷があり空気が漏れている、 又は取付けが堅固でない			
	法第28条第2項	1 (7)	地址出	機械換	給気機	目視又は触	₩ 907-+2 <i>1</i> 有		<u></u> 異常なし	軽微な腐	中記度の	機器に損			
	法第20条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)		気機袋 気設備	気設備 (中央 管理方	又は排 気機の	診により確 認する。	機能に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		共吊なし		腐食、損	機能に 傷がある、 取付けで 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し 取し			
	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)		機械換気設備	気設備 (中央		目視により確認する。	外気の流れにより著しく 使気能力が 換気能力が 低下する構造となっていること。		異常なし	気能力が 多少低下	れにより換 気能力が 低下する 構造となっ	れにより換 気能力が 著しく低			
			1		1										

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

	式1 建築基準		検票		(建築語		•								
番号	箇所	項目 番号		間直項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当 なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	1-(12)	中央管式 の空気 調和設 備	空気調 和設備 の主器 機器 で の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと 又は著しい 腐食、損傷等があること。		異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	腐食、損	取付けが 堅固でない、又は 著しい腐食、損傷 等がある			
'	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	1-(13)		和設備 の主要 機器及	空気設備 及管の及管 化損状 がの がある がある がある がある での での での での での での での での での での での での での		空気調和機器又は配管に変形、破損又は著いの食があること。		□ 異常なし	空気調和 機器又は 配管に軽	空気調和 機器又は 配管に中 程度腐食 がある	空気調和 機器又は 配管に変			
8	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	1-(14)		空気調 和設備 の主要 機器配 び配外観	空気調和設備 の運転 の状況	目視又は触 診により確 認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。		□ 異常なし	-	-	運転に 異常な 音、異動又 は異常な 発熱がある			
	換気設備を設け るべき調理室等 (別表第1)	2-(2)	自然換 気び機 械換気 競備		排気 筒、排 気びが煙 及びののの 付け況	認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。			軽微な腐	中程度の 腐食、損	取付けが			
	換気設備を設け るべき調理室等 (別表第1)	2-(5)	自然換 気び機 税 競 機 気 設 機 気 設 の 機 気 の の の の の の の の の の の の の の の の の		給口気排口気排フがの が高気が がいたで がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。		鳥の巣等に より給排気 が妨げられ ていること。		異常なし	_	-	鳥の巣等 により給 排気が妨 げられてい る			

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

1兆.	式1 建築基準	手还只	以快 示		(建築設										
番号	箇所	項目 番号	(い) ≣	周査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
11	るべき調理室等 (別表第1)		自然換 気び機 械換気 設備		排気筒 及び煙	目視又は触 診により確			異常なし	-	1	断熱材が脱落又は損傷している	<i>A</i>	NO.	
12	換気設備を設け るべき調理室等 (別表第1)	2-(12)	機械換気設備		給気機 又は排 気機の 設置の 状況	目視又は触 診により確 認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと、取固でな著しい、腐食、損傷等があること。		異常なし		腐食、損	機器に損傷があるがない。 取付けがない。 をしていい。 をしていい。 をしていい。 をがある。 をがある。			
13	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 等(別表第 1)	3-(2)	防火ダンパー等			目視又は触 診により確 認する	平成12年 建設省告 示第1376 号第1の規 定に適合し ないこと又は 著しい腐食 があること。		異常なし □	軽微な腐		平成12 年建設第 1376号 第1の適 にない、 は著しい は著しい る			
	法第28条第2項	3-(3)	防火ダ		防火ダ	作動の状況	ダンパーが		異常なし			ダンパーが			
14	又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 等(別表第	3 (3)	ンパー等		ンパーの作動の状況		円滑に作動しないこと。					円滑に作動しない			
	计符30名符3 字	2 (1)	7+ J · 다		7+ 11 · 43		Π+ .1 . <i>Ε</i> "\								
15	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 等(別表第 1)	3-(4)	防火タンパー等			目視又は触 診により確 認する	防火タン パー本体に 破損又は著 しい腐食が あること。		異常なし	パー本体 に軽微な	パー本体 に中程度				

1來.	式1 建築基準	毕达只	快汞		(建築語	え1用)									
番号	箇所	項目番号	(い)	調査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
16	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の 取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	軽微な腐食がある		基礎架台 の取付け が堅固で ない、又 は著しい 腐食があ る			
17	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口 ピー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)			の外観	排煙風道との接続の	確認する。	接続部に破 損又は変形 があること。		異常なし	-	-	接続部に破損又は変形がある			
18	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(7)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	聴診又は触 診により確 認する。	排煙機の運動機又は送風 機に異常な場合を 機に異常な 音又は異常な振動があること。		異常なし	_	-	排煙機の 運動機の 電送異文な は と異文な がある			
19	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口 ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(13)	排煙口		排煙口の取付けの状況	目視により 確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なU	軽微な腐 食、損傷 等がある	腐食、損	取付けが 堅固でな い、又は 著しい腐 食、損傷 等がある			
20	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(17)	排煙口	機械排 煙設備 の排煙 口の性 能	排煙口の開放の状況	目視又は聴 診により確 認する。	常時閉鎖状態を保持し開放を保持の開放を明成との関係により閉びる著しいないがあることとでいます。		異常なし □	軽微な振動がある		常時間鎖 状持時が は は りる いる で は 振動 で と い あ る き り が る る き り が る る き り が る る し が る る し が る る し が る る る る る る る			

様:	式1 建築基準	隼法点	枝票		(建築語	设備)									
番	箇所	項目	(い) ま	周査項目	(ろ) 検				Α	B1	В2	С	判	写真	備考
号 21	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		排煙風道	機械排 煙設備 の排煙	査事項 排煙風 道の劣 化及び の 状況		基準排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	なし 🗆		排煙風道 に軽微な	排煙風道 に中程度	排煙風道	定	No.	VII 3
22	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		排煙風 道	煙設備 の排煙	排煙風が付けのが、状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。		異常なし	_	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又はとくはを損がある			
23	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		排煙風道	防火ダンパー	防火ダ ンパーの 作動の 状況	作動の状況 を確認す る。	ダンパーが 円滑に作動 しないこと。		異常なし	-	-	ダンパーが 円滑に作 動しない			
24	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの 劣化及 び損傷 の状況	認する。	防火ダン パー本体に 破損又は著 しい腐食が あること。			ー 防火ダン パー本体	防火ダン パー本体 に中程度				
25	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		特殊な 構造の 排煙設 備	構造の	排煙口 及び給 気口の 取付け の状況	目視により 確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		異常な し	軽微な腐	中程度の 腐食、損	取付けが 堅固でない、又は 著しい 食、損傷 等がある			

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

1来]	式1 建築基準	手压片	快乐		(建築語										
番号	箇所	項目番号	(L1)	調査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	Α	В1	В2	C	判定	写真 No.	備考
26	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		特殊な 構造の 排煙設 備	排煙の 気隠 が は が は が は る り は る り は り り り り り り り り り り り り り	給気風 道のみび 化損状況 状況		給気風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。		異常なU	に軽微な	に中程度	給気風道 に変形、 破損又は 著しい腐 食がある			
27	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(42)	特殊なの設備	構造の 排煙設	給気風 道の取 付けの 状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び 吊りボルトの 取付けが堅 固でないこと 又は変形若 しくは破損が あること。		異常なし	_	_	接続部及び吊りボルトの取倒してないでは変形していた。又は変形していた。とはないではない。というではない。というではない。というではない。というでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに			
28	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(44)	特殊な 構造の 排煙設 備	構造の 排煙設	給気送 風機の 状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の 取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし		腐食、損	基礎架台の取付けが堅固では、著食、がある。			
29	項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13	1-(45)	特殊な 構造の 排煙設 備	構造の 排煙設	給気風 道との 接続の 状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。		異常なし □	-	-	接続部に 空気漏 れ、破損 又は変形 がある			
30	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(47)	特殊な 構造の 排煙設 備	特殊な 構造の 排煙の送の 気 後の性 能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運 転時の電動 機又は送は 音又は異常 な振動があ ること。		異常なし □	-	-	送風機の 電動機の に異又は 管型と では で で で で で で で で で で の で の で り で り で り で			

	て1 建染基準	+ <i>\(\D\)</i>	*1/\		(建築語										
番号	箇所	項目 番号	(い) 🏻	周査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	Α	В1	B2	С	判定	写真 No.	備考
31	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(3)		道(隠 蔽部分 及び埋	排煙風 道のみび 化場のの 状況		排煙風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	-		排煙風道 に変形、は 著しい腐 食がある			
	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	. ,		道(隠 蔽部分	道の取	目視又は触 診により確 認する。	接続部及び 吊りボルトの 取付けが堅 固でないこと 又は変形若 いくは破損が あること。		異常なし □	_		接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変はをは変しましてはなる。 日本			
	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(7)	加圧防排煙設備	給気口の外観	給気口 の取付 けの状 況	目視により 確認する。	取付けが堅固でないこと 又は著しい 腐食、損傷等があること。		異常なし	軽微な腐 食、損傷 等がある	腐食、損	取付けが 堅固でな い、又は 著しい損 食、損傷 等がある			
34	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備	-	の開放	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること 又は著しい 振動があること。			軽微な振		開放時に 気流により閉鎖する、又は 著しい振動がある			
33	項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13	2-(12)	加圧防排煙設備	蔽部分 及び埋	道の劣 化及び	目視により。確認する。	給気風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。			ー 給気風道 に軽微な	ー 給気風道 に中程度				

様:	式1 建築基準	隼法点	長検票		(建築語	设備)									
番	箇所	項目	(い) 🏻	周査項目	(ろ)検				Α	B1	B2	С		写真	備考
号 36	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口 ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備	給気風 道(隠 酸部分 及び部分 を除 く。)	道の取付けの状況	診により確 認する。	基準 接続部及び 吊りボルトの 取付けが堅 固でないこと 又は変形若 しくは破損が あること。	<u>なし</u>	異常なし	_	-	接続部及び吊りボルトの取付けが配回でない、又は変はいま形はははなる	定	No.	
37	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防 排煙設 備	給気送風機の外観	風機の	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐失がある	基礎架台の取付けが堅固では著食、大いは著食がある。			
38	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備	給気送 風機の 外観	給気風 道との 接続の 状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。		異常なし	-	-	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある			
39	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備	給気送 風機の 性能	風機の	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機とは送は、電子は送りでは、はまままでは異常ない。こと、		異常なし □	-	-	送風機の 電動送異又は に異又な おある			
40	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備	空気逃 し口の 外観	空気逃 し口の 取付け の状況	目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし	軽微な腐 食、損傷 等がある	中程度の 腐食、損 傷等があ る	取付けが 堅固でな い、又は 著しい腐 食、損傷 等がある			

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

		式1 建築基準		快景		(建築語		T 7. 3	=2.11			1	1			
中衛12条条形 243) 加田的		箇所		(い)	周査項目					Α	B1	B2	С			備考
田田之口に成立						宜事垻			なし					正	No.	-
本の報告型は (別 4-(7) 自薬用 日本用 日本用 四本に 2) 日本に 2) 日			2-(31)							異常なし						
本学・							確認する。									
2013/303/303/367 31 10 10 10 10 10 10 10				備	の外観						等がある					
1												る				
関係文は無知に		条の13の3第13				況							食、損傷			
関係文は無知に	41	項に規定する昇						と。					等がある			
京の		降路又は乗降□														
対象 日本等		ビー、令第126														
対象 日本等		条の2第1項に規														
(別表帝2)		定する居室等														
今第126年の2 3-(5) 可動筋 回動的 回動的 一型により 関係文は欠 関係文は欠 関係文は 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一											_					
新山東東京 旅屋等 開表 原産 原産 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日															ļļ	
5月電電源 (別 本-(1) 自東用 自東用 自東用 自東用 自東用 東部 (別 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大			3-(5)							異常なし	-	-				
第2				煙壁			確認する。									
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1																
4-(1) 自家用		第2)				画							動を妨げ			
予備電源 (別 表第2)								ないこと。					る効果が			
予備電源 (別 表第2) 4-(1) 自家用 免電装 充電談 別の電装 高の状 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の	42												ない			
予備電源 (別 表第2) 4-(1) 自家用 発電接 園の状 児の両 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の																
予備電源 (別 表第2) 4-(1) 自家用 発電接 園の状 児の両 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の																
予備電源 (別 表第2) 4-(1) 自家用 発電接 園の状 児の両 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の																
予備電源 (別 表第2) 4-(1) 自家用 発電接 園の状 児の両 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の																
予備電源 (別 表第2) 4-(1) 自家用 発電接 園の状 児の両 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の																
表第2						 		= 								
20 20 3 3 3 3 3 3 3 3 3			4-(1)							異常なし	-	-				
4-(7) 自家用		表第2)					確認する。									
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本				置												
43 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日					況											
元								措置に欠損								
元	43					置の状		又は脱落が					に欠損又			
予備電源 (別表案2) 4-(7) 自家用 自家用						況		あること。					は脱落が			
予備電源 (別表第2) 4-(7) 自家用 発電装 充電装 図の状 次の漏 洩の状 況 目視により 確認する。 配管類の接続部等に漏 洩の状 別 の状													ある			
予備電源 (別表第2) 4-(7) 自家用 発電装 充電装 図の状 次の漏 洩の状 況 目視により 確認する。 配管類の接続部等に漏 洩の状 別 の状																
予備電源 (別表第2) 4-(7) 自家用 発電装 充電装 図の状 次の漏 洩の状 況 目視により 確認する。 配管類の接続部等に漏 洩の状 別 の状																
予備電源 (別表第2) 4-(7) 自家用 発電装 充電装 図の状 次の漏 洩の状 況 目視により 確認する。 配管類の接続部等に漏 洩の状 別 の状										П	lп					
表第2 発電装 発電装 発電装 で添加 一		予備電源(別	4-(7)	白家用	白家用	燃料及	日視により	配管類の接								
Tangle			. (,)							2(1)3.00						
2		102)														
3元 1 1 1 1 1 1 1 1 1				<u> </u>												
予備電源 (別表第2) 日家用 日家用 日家用 計器類					<i>//</i> L			دده					73.00.0			
						兀										
予備電源 (別表第2) 4-(8) 自家用発電装置	44								Ш							
予備電源 (別表第2) 4-(8) 自家用発電装置																
予備電源 (別表第2) 4-(8) 自家用発電装置																
予備電源 (別表第2) 4-(8) 自家用発電装置																
予備電源 (別表第2) 4-(8) 自家用発電装置																
表第2																
表第2		予備電源(別	4-(8)	自家用	自家用	計器類	目視により	発電機板、		異常なし	_	_	発電機			
置		表第2)			発電装	及びラン	確認する。	自動制御					板、自動			
1		-														
び点灯 の状況 類等に指示 不良若しく は損傷があること又は 運転表示ランプ類が点 灯しないこと。	1			_												
A5 の状況 不良若しく は損傷があること又は 運転表示ランプ類が点 灯しないこと。 プ類が点 灯しない 大刀しない 大刀しない																
は損傷があること又は 運転表示ランプ類が点 灯しないこと。 はある。 フは運転表示ランプ類が点 灯しないこと。																
ること又は 運転表示ラ ンプ類が点 灯しないこと。						-> IX/I/L										
運転表示ランプ類が点 欠は運転 表示ラン ブ類が点 欠しないこと。 プ類が点 灯しない																
フプ類が点																
大力しないこと。 と。 大力が点 大力であい	45															
と。 フ類が点 灯しない																
灯しない																
								Co								
													とうつない			

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

画 一	(标:	式1 建 氮	学型2	毕达只	快汞		(建築設										
予備電源 (別 4-(1) 自家用 自家用 自家用 日歌用 日歌日 日歌		答記	:		(L) =	中町本庫		(は)検査	(に) 判定	該当	۸	D1	B 2	C		写真	備考
表第 2 発電波 発電波 発電波 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対	号	回の		番号	(())	明旦坎口	查事項	方法	基準	なし	A	DI	DZ		定	No.	1/H1/5
予備電源 (別	46	表第2)	(別		発電装	発電装 置の状	自家用 発電装 置の取 付けの	目視又は触 診により確	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ		異常なし	食、損傷	腐食、損 傷等があ	の取付け が堅固で ない、又 は著しい 腐食、損 傷等があ			
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			(別	4-(11)	発電装	発電装	の接続		部に緩み又			接続端子 部に軽微	接続端子 部に中程	接続端子 部に緩み			
予備電源 (別 表第2)	47						<i>57</i>		食があるこ					い腐食が			
表第2 発電装置 一																	
予備電源(別表第2) 4-(16) 自家用発電装置 排気の発電装置の性能 排気の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。 49 子備電源(別表第2) 4-(17) 自家用発電装置 コンプ 作動の状況を確認す常な音文は異常な話の性能 東常なし ー 運転中に異常な音文は異常な活動があること。 東常なし ー 運転中に異常な音文は異常な振動があること。 50 50 1	48		(別		発電装	発電装 置の性		又は触診に より確認す	常な音、異 常な振動等			_		異常な 音、異常 な振動等 がある			
表第2 発電装 発電装 選回性 能																	
予備電源 (別 表第 2) 名 (17) 自家用 自家用 日家用 子術電談 発電装 発電装 発電装 光電談 光電談 光電影	49		(別		発電装	発電装 置の性		確認する。	音器等の変形、損傷、 き裂等による排気漏れ					消音器等 の変形、 損傷、き 裂等によ る排気漏 れがある			
表第2) 発電装	<u> </u>	7 # -	/ Du'	4 (17)	46			/L=1 = 1 10	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\								
	50	表第2)	(万川		発電装	発電装 置の性	レッサポプ、ポ等機がある。	を確認す	常な音又は 異常な振動					異常な音 又は異常な振動がある			

様	式1 建築基準	隼法点	検票		(建築語	设備)									
番	箇所	項目		調査項目	(ろ) 検	(は)検査	(に) 判定	該当	А	B1	В2	С	判	写真	備考
号	固州	番号		洞且垻日	查事項	方法	基準	なし	А	BI	B2	C	定	No.	佣名
	予備電源(別表第2)	4-(18)	直結エンジン	直結エ ンジンの 外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触 診により確 認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐ることでは換気が十分でないこと。		異常なし	ルト等に 軽微な腐 食がある	腐食がある	堅固でない、アンカーボルト 等に著しい腐食がある、が十分でない			
52	予備電源(別表第2)	4-(20)	直結エンジン		セル始蓄の地域をあった。	確認するとと もに、蓄電 池電圧を電 圧計により	電圧が定ない。 電圧がは、 電圧がない。 では、		異常なし			電格下電が表たよい電ブ続みで電が展示で解機示値少又気に部液がある。 これの はっぱん しゅう はっぱん かんしゅう はっぱん しゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいいん はいしょう はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいい			
53	予備電源(別 表第2)	4-(21)	直結エンジン		計器類及びランプ類の指示及び点状況の状況		制御盤等の 計器類、等に 指示人は表 若しがある 表は 表は 表しますが まますが ままずが はここと ままずが はこと ままずが はいこと。		異常なし	_	_	制御盤等の計器、スイッチ類示スインに良力があ運ったはは、又はまったは、又はまったがないがしない。			
<u> </u>	7 ## T / C'	4 (22)		±4±-	4∧ ← ±=	D+B/- 1 /2	*** ID			ļ					
	予備電源(別表第2)	+-(22)	直結エンジン	直結エ ンジンの 外観	給気部 及び排 気管の 取付け の状況	目視により確認する。	変形、損 傷、き裂等 があること。		異常なし			変形、損 傷、き裂 等がある			

	式1 建築基		限宗		(建築語										
番	箇所	項目	((,))	調査項目	(ろ)検			該当	Α	B1	В2	С	判	写真	備考
号		番号			查事項	方法	基準	なし		D1	52		定	No.	- m
55	予備電源(別表第2)	4-(23)	直結エ ンジン	直結エ ンジンの 外観	マベルト	目視又は触 診により確 認する。	ベルトに損 傷若しくはき 裂があること 又はたわみ が大きいこ と。		異常なし	_	-	ベルトに 損傷若し くはき裂が ある、又は たわみが 大きい			
	文件表版 / 叫	4 (24)	直結工		1 ウェル・ウ		1ウ/キャルフ								
56	予備電源(別表第2)	+ (2+)	世紀上ンジン	直結エ ンジンの 外観		目視により 確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。		異常なし		接続場合	部に緩み			
										l –					
	予備電源(別	4 (27)	直結工	直結工	運転の	T+=0 71=0	運転中に異		異常なし			運転中に			
57	表第2)		ンジン	というというというというというというというというというというというというというと	状況	又は目視に より確認す る。	常な音、異常な振動等があること。					異常な 音、異常 な振動等 がある			
	照明器具(別	1-(1)	非常用		照明器	目視及び触	天井その他		異常なし	_	_	天井その			
58	表第3)		の照明器具			診により確 認する。	の取に定な予内ント器場込が定せ接て若せ易状ではいれて又源では、ラミカン等にた続いはかりないのでは、からないではないではないでは、からないでは、からないでは、からないではないでは、からないでは、からないでは、からないではないでは、からないではないでは、からないではないではないでは、からないではないでは、からないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは					他のおことでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			
Щ.			1	1	l										

	式1 建築基準		NIXX		(建築設										
番	箇所	項目	(い) ፤	凋查項目	(ろ)検				Α	B1	В2	С		写真	備考
号		番号		1	查事項	方法	基準	なし					定	No.	
	電池内蔵形の蓄	4-(1)				目視により	点滅スイッチ		異常なし	_	_	点滅スイッ			
	電池(別表第		び充電			確認する。	を切断して					チを切断			
	3)		ランプ		灯の状		も充電ラン					しても充			
					況		プが点灯し					電ランプが			
							ないこと。					点灯しな			
59												U 1			
35															
	電源別置形の蓄	5-(3)	蓄電池	蓄電池	蓄電池	目視又は触	変形、損		異常なし	_	_	変形、損			
	電池(別表第	` '		等の状			傷、腐食、					傷、腐			
	3)			況		認する。	液漏れ等が					食、液漏			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			,,,	-> () ()	10.700	あること。					れ等があ			
							070000					れ は がめ る			
												િ			
60															
	力空中交通性	C (2)	白宝田	力宝田	~ == +#k	ᄆᇷᄀᆣᅉ	出フ切る谷			_	_				
		0-(3)		自家用			端子部の締		異常なし	_		端子部の			
	置(別表第			発電装		診により確	め付けが堅					締め付け			
	3)		置			認する。	固でないこ					が堅固で			
				況	状況		と、計器若					ない、計			
							しくは制御					器若しくは			
							盤の表示ラ					制御盤の			
							ンプ等に破					表示ラン			
							損があること					プ等に破			
							又は原動機					損がある、			
							若しくは燃					又は原動			
61							料タンクの					機若しくは			
							周囲に油漏					燃料タン			
							れ等がある					クの周囲			
							こと。					に油漏れ			
												等がある			
	自家用発電装	6-(6)	自家用	自家用	ヤルか	目視により	電圧が定格		異常なし	_	_	電圧が定			
	置(別表第	5 (0)	発電装	発電装			電圧以下で		大市なり			電圧が足 格電圧以			
	道(別衣朱 3)		光电衣 置				もること、電								
	3)						めること、電 解液量が機					下である、			
				I								電解液量			
							器に表示さ					が機器に			
					の接続	定する。	れた適正量					表示され			
					の状況		より少ないこ					た適正量			
							と又は電気					より少な			
							ケーブルとの					い、又は			
_							接続部に緩	_				電気ケー			
62							み、液漏れ					ブルとの接			
							等があるこ					続部に緩			
							ک. د					み、液漏			
							0					れ等があ			
												11寺がの			
												۵			
			•		•										

	八1 建梁基準	_	17.21		(建築記		(1-) WILE	=+:\/		ı	1	1	Mal	고속	
番	箇所	項目	(い) 訓	間査項目	(ろ) 検				Α	B1	В2	С		写真	備考
号	自家用発電装	番号 6-(7)		自家用	查事項 燃料及		基準 配管の接続	なし	異常なし	-	-	配管の接	定	No.	V
	置(別表第		発電装	発電装	び冷却	確認する。	部等に漏洩					続部等に			
	3)		置	置の状	水の漏		等があるこ					漏洩等が			
				況	洩の状		と 。					ある			
					況										
63															
63															
	自家用発電装	6-(8)	自家用	自家用	計器類	目視により	発電機盤、		異常なし	_	_	発電機			
	置(別表第	. (-)				確認する。	自動制御					盤、自動			
	3)		置	置の状	プ類の	- Hand 9 00	盤等の計器					制御盤等			
	3,		_	況	指示及		類、スイッチ					の計器			
				<i>//</i> L	び点灯		等に指示不					類、スイッ			
					の状況		良若しくは					チ等に指			
					ツルル										
							損傷がある					示不良若			
							こと又は運	_				しくは損傷			
64							転表示ラン					がある、又			
							プが点灯し					は運転表			
							ないこと。					示ランプが			
												点灯しな			
												()			
<u> </u>		C (0)	<u></u>				甘味加いる					_			
		0-(9)					基礎架台の		異常なし		中程度の				
	置(別表第						取付けが堅					の取付け			
	3)		置	置の状	置の取	認する。	固でないこと			等がある		が堅固で			
				況	付けの		又は著しい				る	ない、又			
					状況		腐食、損傷					は著しい			
65							等があるこ					腐食、損			
							と。					傷等があ			
												る			
											_	_			
		6-(11)	自家用		接地線		接続端子		異常なし		接続端子				
	置(別表第				の接続	確認する。	部に緩み又				部に中程				
	3)		置	置の状	の状況		は著しい腐			な腐食が	度の腐食	又は著し			
				況			食があるこ			ある	がある	い腐食が			
							と。					ある			
66															
00								_							
L	<u></u>														
	自家用発電装	6-(15)	自家用	自家用	音、振	聴診、触診	異常な音、		異常なし	_	_	異常な			
	置(別表第		発電装	発電装	動等の		異常な振動					音、異常			
	3)		置	置の性	状況	より確認す	等があるこ					な振動等			
			_	能		る。	٤,					がある			
				.,,,		30						.,, ,, ,,			
1.															
67															
ь	l .	<u> </u>		i	i	i .	1								

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

	式1 建築基準		WINAN		(建築設										
番	箇所	項目	(L1)	調査項目	(ろ) 検	(は) 検査			Α	B1	В2	С	判	写真	備考
号		番号			查事項	方法	基準	なし					定	No.	C : 0114
		6-(16)	自家用	自家用			排気管、消		異常なし	_		排気管、			
	置(別表第		発電装		状況	確認する。	音器等の変					消音器等			
	3)		置	置の性			形、損傷、					の変形、			
				能			き裂等によ					損傷、き			
							る排気漏れ					裂等によ			
60							があること。					る排気漏			
68							3 0 0000					れがある			
												1 6/3 6/3			
	自家用発電装	6-(17)	自家用	自家用	コンプ	作動の状況	運転時に異		異常なし	_	_	運転時に			
	置(別表第		発電装			を確認す	常な音、異		2013-0-0			異常な			
	3)		置		サー、燃		常な振動等					音、異常			
	3)		旦		料ポン	%	があること。					は振動等			
				用它			かめること。								
					プ、冷却			_				がある			
69					水ポンプ										
					等の補										
					機類の										
					作動の										
					状況										
-	Abilist Co		Abito -	<u> </u>	#7 <i>6</i> 4-	D40::	#7 <i>////</i> /								
	飲料用の配管設	1-(2)			配管の		配管に腐食		異常なし	_	_	配管に腐			
	備及び排水設備		配管及			確認する。	又は漏水が					食又は漏			
	(別表第4)		び排水		び漏水		あること。					水がある			
			配管		の状況										
			(隠蔽												
70			部分及												
70			び埋設												
			部分を												
			除(。)												
			かい,												
	飲料水の配管設	2-(5)	飲料用		給水ポ	水圧計によ	運転中に異		異常なし	_	_	運転中に			
	備(別表第	, ,	の給水			り測定すると						異常な			
	4)		タンク及				常な振動等					音、異常			
	.,		び貯水			の状況を確						な振動等			
			タンク									があること			
						認する。	は定格水圧								
			(以下「				がないこと。					又は定格			
71			給水夕									水圧がな			
′ ¹			ンク等」					_				()			
			という。)												
			並びに												
			給水ポ												
			ンプ												
<u></u>															
	飲料水の配管設	2-(10)			給湯設	目視により	本体に腐食		異常なし	-	_	配管に腐			
	備(別表第		備(循			確認する。	又は漏水が					食又は漏			
	4)		環ポンプ	•	食及び		あること。					水がある			
			を含		漏水の										
			む。)		状況										
72			/												
72								٦							
			•		•		•		•			•			

	式1 建築基準		水火汞		(建築語				1			, ,			
番号	箇所	項目	(U)	調査項目	(ろ)検				Α	B1	B2	С		写真	備考
亏	飲料水の配管設 備(別表第 4)	番号 2-(11)				方法 目視又は触 診により確 認する。	基準 昭和45年 建設省告 示第1826	なし	異常なし	_	_	昭和45年建設省告示第	定	No.	
			を含 む。)		だ が 結排 気部の 構造	BIO 9 00	号第4第2 号若しくは 第3号の規					1826号 第4第2 号若しくは			
					件足		定に適合し ないこと又は					第3号の 規定に適			
73							腐食若しくは漏水があること。					合しない、 又は腐食 若しくは漏 水がある			
	排水設備(別	3-(3)	排水槽		排水漏	目視により	漏れがある		異常なし			□ □ 漏れがあ			
	表第4)	3-(3)	孙小怕		れの状況	確認する。	こと。		共市なし	_		る			
74															
	排水設備(別	3-(4)	排水槽		#****	目視により	取付けが堅		□ 異常なし	□ 軽微な腐	□ 中程度の	団の付けが			
	表第4)	5 (1)				確認する。	固でないこと 又は著しい 腐食、損傷		2411760	食、損傷等がある	腐食、損傷等がある				
75					<i>//</i> L		等があること。				(a)	食、損傷等がある			
	排水設備(別	3_(5)	排水槽		#キッレポ	水圧計によ	海転巾/-男		□ 異常なし			運転中に			
	表第4)	3-(3)	3F/JVIE		ンプの運 転の状	り測定すると ともに、作動	常な音、異 常な振動等		共市なり			異常な 音、異常			
76					況	の状況を確認する。	かめること又は定格水圧がないこと。					な振動等がある、又は定格水			
												圧がない			
	排水設備(別	3-(10)	排水再		雑田水	目視により	取付けが堅		 異常なし	軽微な腐	中程度の	取付けが			
	表第4)	. (=0)	利用配管設備(中水		タンク、 ポンプ等 の設置	確認する。	固でないこと 又は著しい 腐食、損傷		>< m'&U	食、損傷等がある	席食、損傷等がある	型目でない、又は 著しい腐			
77			道を含む。)		の状況		等があること。				٥	食、損傷等がある			

様式1 建築基準法点検票 (建築設備)

	式1 建梁基準		快汞		(建築語										
番号		項目番号	(い)	調査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
78	排水設備(別 表第4)		その他	排水管		目視により 確認する。	排水勾配が ないこと又は 流れていな いこと。		異常なし	_		排水勾配 がない、 又は流れ ていない		No.	
	排水設備(別	3-(20)	その他	排水管	間接排	目視により	昭和50年		異常なし			□ □ 昭和50			
79	表第4)				水の状況	確認する。	建設省告 示第1597 号第2第1 号口の規定 に適合しないこと又は 損傷があること。					年建設省 1597号 第2第1 号ロの適 にない、 は損傷が ある			
80	表第4)	3-(22)	その他	通気管	通気管の状況	認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適と又は、いこと又は損傷があること。		異常なし	_		四和50 年建設省 告示第 1597号 第2第2 号イ又は 第5号にない、 会しな損傷 がある			

	式1 建築基準	毕达只	快票		(防火部										
番号	箇所	項目番号	(L1)	調査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	防火扉(別表 第1)		防火扉	及び金	扉の取	目視又は触 診により確 認する。			異常なし □	-	_	取付けが 堅固でな い		-	
2	防火扉(別表 第1)	1-(3)	防火扉	及び金 物	扉、枠 及び金 物の劣 化及び 損傷の 状況	目視又は触 診により確 認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。			軽微な腐		変形、損傷又は著しい腐食がある			
3	防火扉(別表 第1)		連動機 構	御器	況	診により確 認する。	の緩み、脱 落又は損傷 等があるこ と。		異常なし □	-	_	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
4	防火扉(別表 第1)	3-(10)	構	連動制 御器	接地の 状況		接地線が接地端子に緊結されていないこと。		異常なし	- 	_	接地線が 接地端子 に緊結さ れていな い			
	防火扉(別表 第1)	3-(12)	連動機 構	構用予		目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし □			変形、損 傷又は著 しい腐食 がある			
6	防火扉(別表 第1)	3-(14)	連動機 構		設置の状況	目視又は触 診により確 認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。			軽微な腐	中程度の	取付けが 堅固でない、死、損 傷若しくは 著しい腐 食がある			
7	防火シャッター (別表第2)	1-(2)	防火 シヤツ ター	置((2) 項から (4)の項 までの点 検につい ては、日 常的に	部のブラ ケット、 参取り シャフト 及び機の 閉機の	又は触診に	取付けが堅 固でないこと。		異常なし	_	-	取付けが 堅固でな い			

	式1 建築基準		快景		(防火部										
番号	箇所	項目 番号	(U)	調査項目	(ろ)検 査事項	(は) 検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	防火シャッター (別表第2)	1-(3)	防火 シャッ ター	置((2)	スプロ ケットの 設置の	目視により確認する。	巻取りシャフ トと開閉機 のスプロケッ トに心ずれ があること。		異常なし	_	-	巻取りシャ フトと開閉 機のスプロ ケットに心 ずれがあ る	₹		
9	防火シャッター (別表第2)	1-(4)	防火 シャッター	項から (4)の項 までのい ては、い 間閉 るものに	部のブラ ケット、ングロケット アリングストロープと の劣化	目視、聴診 又は触診に より確認す る。			異常なし		中程度の腐食がある	変形、は傷というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			
	叶小 、	4 (5)	7+.1.	サロギエッナ			ウムバナフ								
10	防火シャッター (別表第2)	1-(5)	防火シヤツター	置((2) 項から	チェーン 又はワイ ヤロープ の劣化 及び損 傷の状	目視、聴診 又は触診に より確認す る。			異常なし			腐食がある、			
11	防火シャッター (別表第2)	1-(6)	防火シャッター	部	スラット 及びの 板の等の 化状況	防火シヤツ ターを閉視に より確認す る。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があることとがあること、 大田 があること は 出着 があること。		異常なし	軽微な腐	は座板に 中程度の	スラットを はまない はいました はいまない はいまい はいま			

(末)	式1 建築基準	华达只	快票		(防火部										
番号	箇所	項目 番号		調査項目	(ろ)検 査事項	方法	基準	該当 なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
12	防火シャッター (別表第2)	1-(7)	防火 シャッ ター	部	吊り元 の劣化 傷の の状が が で の 状況 が で の 状況 が で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の で の	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しい腐食があること又はいのないはいのの締め付けが堅固でないこと。		異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある。 又は固定 ボルトの が堅固 ない			
13	防火シャッター (別表第2)	1-(8)	防火 シヤツ ター		劣化及 び損傷 の状況	目視により確認する。	ケースに外 れがあるこ と。		異常なし	-	-	ケースに 外れがあ る			
14	防火シャッター (別表第2)	1-(9)	防火 シヤツ ター	まぐさ及 びガイド レール		目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、ははない。ないは、はないは、はないは、ないは、といい、は、といいは、関系があることがは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、と		異常なし	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽 微な高、又は遮煙材	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙	まぐさ若し くはガイド レールの 本体に変 形、損傷 若しくは著			
15	防火シャッター (別表第2)	1-(10)	防火 シヤツ ター	止措置	危害防 止用連 動中継 器の状 線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷 又は脱落が あること。		異常なし	-		労化、損 傷又は脱 落がある			
16	防火シャッター (別表第2)	1-(11)	防火 シヤツ ター	止措置	危害防 止装備 電源の 劣化傷 の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。		出 異常なし	軽微な腐食がある		変形、損 傷又は著 しい腐食 がある			
17	防火シャッター (別表第2)	1-(13)	防火 シヤツ ター	止措置	座板感 知化及 び損傷 び近動の 作状況	目視により 確認するとと もに、座板 関知させ、から 火シヤットが の降すること 確認する。	防火シャッ ターの降下		異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は防火シャッターの降下が停止しない			

禄	式1 建築基準	隼法点	検票		(防火部										
番	箇所	項目	(L) =	周査項目	(ろ)検	(は)検査	(に) 判定	該当	Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号	回刀	番号		内且块口	查事項	方法	基準	なし	Α	DI	DZ	C	定	No.	·IHI-5
	防火シャッター	2-(17)	連動機	温度	設置の	目視により	温度ヒュー		異常なし	軽微な腐	中程度の	温度			
	(別表第2)		構	ヒューズ	状況	確認する。	ズの代わりに			食がある	腐食があ	ヒューズの			
				装置			針金等で固				る	代わりに			
							定されてい					針金等で			
							ること、変					固定され			
							形、損傷若					ている、変			
							しくは著しい					形、損傷			
18							腐食がある					若しくは著			
							こと又は油					しい腐食			
							脂、埃、塗					がある、又			
							料等の付着					は油脂、			
							があること。					埃、塗料			
												等の付着			
												がある			
									_		_				
	DE II. S. F	2 (10)	V+=1.166	\±41##	7 / 7		7 / 2***					7 (***			
						目視により	スイッチ類に		異常なし	_	_	スイッチ類			
	(別表第2)		構	御器		確認する。	破損がある					に破損が			
					表示灯		こと又は表					ある、又は			
					の状況		示灯が点灯					表示灯が			
19							しないこと。					点灯しな			
												(1)			
	防火シャッター	2-(19)	連動機	連動制	結線接	日視マは触	断線、端子		異常なし	_	_	断線、端			
	(別表第2)		構	御器		診により確	の緩み、脱		X m%U			子の緩			
	(1)11(352)		1 113	ממיושר	況	認する。	落又は損傷					み、脱落			
					<i>//</i> L	心りる。									
20							等があるこ					又は損傷			
20							と。					等がある			
	防火シャッター	2-(20)	連動機	連動制	接地の	回路計、ド	接地線が接		異常なし	-	_	接地線が			
	(別表第2)		構	御器	状況		地端子に緊					接地端子			
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		""		5 117 5		結されてい					に緊結さ			
						る。	ないこと。					れていな			
21						٥,	رماندر. ماراندر					()			
												C1			
		2-(22)	連動機	連動機	少ルロ	目視により	変形、損傷		異常なし	軽微な腐		変形、損			
	防火シャッター								共吊なし						
	(別表第2)		構			確認する。	又は著しい			食がある		傷又は著			
22				備電源	の状況		腐食がある				る	しい腐食	Ì		
							こと。					がある			
	防火シャッター	2-(24)	連動機	自動閉	設置の	目視又は触	取付が堅固		異常なし	軽微な腐	中程度の	取付けが			
	(別表第2)		構		状況	診により確	でないこと又					堅固でな			
						認する。	は変形、損				3	い、又は			
				1	1		傷若しくは				-	変形、損	Ì		
							著しい腐食					傷若しくは			
							があること。					著しい腐			
23				1			13 W) WCC0					名がある	Ì		
												はいめの	Ī		
			l	1	1	l									

様	式1 建築基準	隼法点	検票		(防火部										
番号	箇所	項目番号	(い)	調査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	防火シャッター (別表第2)		連動機構		設置の状況	目視により 確認するとと もに、必要 に応じて構	速動が置れと、障強ないで、 に作ことはさいで、 にいる者がでは、 にい、 にい、 にい、 にい、 にい、 にい、 にい、 にい		異常なし			速作るきにれいにが作な形若しがは窓っしいでもかさが位置い周害好で、損く腐るちのトナロロでせて置きな囲物操き変傷著食又破プ脱る			
	耐火クロススク リーン(別表第 3)	1-(2)	耐火クC ススク リーン	置	ローラー チェーン の劣化 及び損 傷の状 況	目視、聴診 又は触診に より確認す る。			異常なし	-	-	腐食がある、異常ない。 育ないはいる、大きないできる。 ではいる、大きないできる。 ではいる。 ではいる。 はない。 はな。 はない。 はない。 はない。 はな。 はな。 はな。 は。 はな。 は。 は。			
	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(3)	耐火クC ススク リーン	部	ス及び 座板の 劣化及	耐火クロス スクリーンを 閉鎖し、目 視により確 認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある			
	耐火クロススク リーン(別表第 3)		ススクリーン	部	傷並び に固定 の状況	目視又は触 診により確 認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと又は固 定ポルトの 締め付けが 堅固でない こと。		異常なU □		中程度の腐食がある	変形、損 傷いの いがある、定 がある。 で が が が り いが の で が が の る 、 で が が め に り に り の る 、 で が り だ り い り け け け い り で り い り い り い い い い い い い い い い い い			
	耐火クロススク リーン (別表第 3)	1-(5)	耐火クC ススク リーン		劣化及 び損傷 の状況	目視により 確認する。	ケースに外 れがあるこ と。		異常なし □	-	_	ケースに 外れがあ る			
		•					•	•							

禄	戊1 建築基準	毕法点	快票		(防火部										
番	箇所	項目	(い) ≣	周査項目	(ろ)検				Α	B1	B2	С	判实	写真	備考
号 29	耐火クロススク リーン (別表第 3)	番号 1-(6)	耐火クロ			方法 目視により 確認する。	基準 まぐさ若しく はガイドレー ルの本、損著しい腐食がは ること又はは脱落 しい損傷を対して もいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	なし	異常なし	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微なる。又は遮煙材に軽微なに軽く	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程	まぐさ若し くはガイド レールの 本体に変形、損傷 若しくは著しい腐食	定	No.	С ⁻ :НИ
	耐火クロススク リーン (別表第 3)		耐火クロ ススク リーン			目視により確認する。	劣化、損傷 又は脱落が あること。		異常なし	<u> </u>	<u> </u>	くは脱落 がある 口 劣化、損 傷又は脱 落がある			
30		1_(9)	耐火クロ	会 実际	器の配線の状況	目視により	変形、損傷		□ 異常なし	軽微な腐	中程度の	変形、損			
31	リーン (別表第 3)		ススク リーン	止装置		確認する。	若しくは著しい腐食があること。			食がある	腐食があ る	傷若しくは 著しい腐 食がある			
32	リーン (別表第 3)	1-(10)	耐火クロ ススク リーン		知部の 劣化及 び損傷 並びに 作動の		耐火スクリー ンの降下が 停止しない		国 異常なし		中程度の腐食がある	□ 変形、損傷若い腐る、又は耐火の降上しない。			
33	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(14)	連動機 構	連動制御器		目視により確認する。	スイッチ類に 破損がある こと又は表 示灯が点灯 しないこと。		異常なし	-	_	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない			
34	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(15)	連動機構	連動制御器		目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。		異常なし	-	_	□ 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある			

	禄コ	式1 建築基準	基法点	快票		(防火部									
The product of th		箇所		(い)	調査項目	(ろ)検 香事項			Α	B1	В2	С			備考
耐火クロススク 2-(24) 調助機 調助機 調節機 列化及 間部成立 以注 以注 以注 以注 以注 以注 以注 以		リーン (別表第 3)				接地の	回路計、ド ライバー等に より確認す	接地線が接地端子に緊結されてい	異常なし	_	_	接地端子に緊結されていな	~	140.	
3-2 (別表第 2-242) 運動機 自動相 図画の 日限文は版 図画の 日限文は成 図画の 日限文は成 図画の 日限文は成 図画の 日限文は成 図画の 日限文は成 図画の 図画															
新火クロススク		リーン (別表第 3)	2-(18)		構用予	び損傷		又は著しい 腐食がある	異常なし		腐食があ	傷又は著 しい腐食			
D-ン (別表第															
耐火クロスク		リーン(別表第	2-(20)				診により確	出ないこと 又は変形、 損傷若しく は著しい腐 食があるこ		食がある	腐食がある	堅固でない、又は 変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある			
Ju		耐ルカロフフカ	2-(21)	油動機	千動門	記罢の	日担に FD	油やかに作							
Fレンチャー等		リーン(別表第 3)	2 (21)				確認するとと もに、必要 に応じて構 成巻尺等に より測定す	動させる位された、障害ないできる位された、障害を表してい、周をないでは、関係をできるでは、関係をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		食がある	腐食がある	作るきにれいにが作な形若いがはりと落動と位置い周害的で、損く腐るちのトにせて置さな囲物操き変傷著食又破プ脱る			
(別表第4)		131 2 65	. (2)	In .	#/ 1	**/ 1.		1.#4.							
(別表第4) チャー等 の状況 確認する。 又は著しい 腐食がある こと。 食がある 腐食があ 傷又は著しい腐食がある こと。			1-(2)		F	ドの設 置の状 況	確認する。	に形成できない位置に設置されていること又は 塗装若しくは異物の付着等がある				常に形成 できない 位置に設 置されて いる、又は 塗装其し くは異物 の付着等 がある			
			1-(3)					又は著しい 腐食がある	異常なし		腐食があ	傷又は著 しい腐食			

	式1 建築基準	旱 法点	快票		(防火討										
番号	箇所	項目 番号	(い) 訓	間直項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
41	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(5)	ドレン チャー等	水源	貯水槽 の劣化 及び損 傷、水 傷、並び に水状況		変形、損傷をおいること、水はは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水のでは、水		異常なし	食がある、 又は水質 に軽微な 腐敗があ	腐食があ る、又は 水質に中	変形、ははは のである。 である。 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
42	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(6)	ドレン チャー等	水源	給水装 置の状 況	目視により確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし □		中程度の 腐食があ る	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある			
43	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(7)	ドレン チャー等		ポンプ制 御盤の スイッチ 類及び 類示灯 の状況	目視又は作動の状況により確認する。			異常なし	_	_	スイッチ類に破る。 に破る。 示灯しない、 又はスイッチ類が能しない			
44	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(8)	ドレン チャー等			目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。		□ 異常なし	-	-	□ 断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
45	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(9)	ドレン チャー等		接地の状況		接地線が接 地端子に緊 結されてい ないこと。		異常なし	-	-	接地線が接地端子に緊結されていない			

	式1 建築基準		快示		(防火部						1				
番	箇所	項目	(い) 割	間直項目	(ろ)検				Α	B1	B2	С		写真	備考
号		番号			査事項	方法	基準	なし					定	No.	,,,, ,
	ドレンチャー等	1-(10)					回転が円滑		異常なし	-	_	回転が円			
	(別表第4)		チャー等	水装置		診により確	でないこと、					滑でな			
					機の状	認する。	潤滑油等が					い、潤滑			
					況		必要量ない					油等が必			
							<i>こ</i> と、装置					要量な			
							若しくは配					い、装置			
							管への接続					若しくは配			
							に緩みがあ					管への接			
46							ること又は					続に緩み			
. •							基礎への取					がある、又			
							付けが堅固					は基礎へ			
							でないこと。					の取付け			
												が堅固で			
												ない			
		1-(12)				目視により	変形、損傷		異常なし			変形、損			
	(別表第4)		チャー等	水装置	水装置	確認する。	又は著しい			食がある	腐食があ	傷又は著			
					予備電		腐食がある				る	しい腐食			
47					源の劣		こと。					がある			
7/					化及び 損傷の										
					損傷の 状況										
					1人/兀										
	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(14)	ドレン チャー等		圧力 計、呼	目視又は作 動の状況に			異常なし			変形、損傷若しくは			
	(別衣第4)		ナヤー寺	小衣但	水槽、	動の人流に より確認す	お腐食があ			艮がめる	商民がある	湯石しい。著しい腐			
					起動用	る。	ること又は				<u>م</u>	食がある、			
					圧力ス	۵,	正常に作動					又は正常			
40					イッチ等		しないこと。	_				に作動し			
48					の付属		0.80.00					ない			
					装置の							76.0			
					状況										
						目視又は触			異常なし	_	_	断線、端			
	(別表第4)		構				の緩み、脱					子の緩			
					況	認する。	落又は損傷					み、脱落			
							等があるこ					又は損傷			
49							と。					等がある			
	In	2 (12)	\+ = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	44/6555	1-1-11/		1 de 111 - Arte - N. 1								
	ドレンチャー等			制御器	接地の		接地線が接		異常なし	_	_	接地線が			
	(別表第4)		構		状況		地端子に緊					接地端子			
50						より確認する	結されてい					に緊結さ			
						る。	ないこと。					れていな			
												<i>ν</i> 🗆			
		2-(20)		制御器		常用電源を			異常なし	_	_	自動的に			
	(別表第4)		構				備電源に切					予備電源			
51						動の状況を						に切り替			
					の状況	確認する。	こと。					わらない			
	ドレンチャー等					目視により	変形、損傷		異常なし			変形、損			
	(別表第4)		構			確認する。	又は著しい			食がある	腐食がある	傷又は著			
52				備電源	の状況		腐食がある				る	しい腐食			
							こと。					がある			
	•			•	•	•			•						

惊	式1 建梁基準	毕达只	限宗		(防火部	爻 1 用)									
番号		項目 番号	(い) 言	周査項目	(ろ)検 査事項	(は)検査 方法	(に) 判定 基準	該当 なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
53	(別表第4)	2-(23)	連動機構		設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。		異常なし		వ	取付が堅 固で又以、形 の表 を表しいの をまたいの をまたい をまたいの をまたい をまたい をまたい をまたい をまたい をまたい をまたい をまたい			
54	(別表第4)	2-(24)	連動機構		状況	に応じて構	速やかに作作とかっている。これと、ではいるできるできるできるできるできるできるできるできないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		異常なし		腐食がある	速作るきにれいにが作な形若しがはりと落い動きがで、 で動きがで、 でもかがい、 はのでで置いででである。 ではででできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			

点検結果写真帳

NO.	
	写真スペース
NO.	
	写真スペース

番号	箇所	項目 番号		(い) 調査	 項目	(ろ)調査 方法	(は) 判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考	1
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤		地盤沈 下等に よる不 陸、傾 斜等の 状況	目視により確認する。	建築物周 辺に陥没が あり、安全 性を著しく 損ねている こと。		異常なし	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし	_	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている	-	110.		
					1,											
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀		組積明補カリーの明治ののののののでは、これののでは、これのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	目視、下げ振り等により 確認する。	割れ、破損 又は傾斜が 生じているこ と。 4	区分の こチェッ	異常なし	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある	中程度の ひび割 れ、破損 又は傾斜 がある	著いひ び割れ、 破損又は 傾斜があ る	В1		敷地北側の塀 ・B2・Cの場 箇所を記載)
1	 . 点検手順				傷の状									/		
	(い) 欄のI (い) 欄のI (い) 欄のI (い) 欄のI 法により実) どうかを判定	欄の なび防! 頁目に 施し、	基準に 火設備 応じて その結	該当し 計: 、(ろ)	でいるかと	ごうかを判定	する。	ī	異常が		中程度の 傾斜又 は、ひび 割れがあ る	著しい頃	帳	No. 1、2 の場合 真にちょう	、写真 Iを添	
	! 判定区分 判定は4区: 「□」に「レ」マ- 調査項目に 入れる。	-クをフ	しれる 。			.,,			異常なし	に伴う軽 微なひび 割れあり	地盤沈下 に伴う中 程度のひ び割れが ある	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は異異開閉等に支障ある	を	記載		
	3 その他 ①C判定の場 No.を記載 ②B1、B2、C ③屋根、外壁 考欄にその ④その他、特言	する。 判定の 、外部 旨を記	D場合(3建具(記載する	は、備え の点検(る。	き欄に該き 箇所で雨	当箇所を記漏りがあると	載する。		異常なし	微な腐 朽、損傷 若しくは虫 害がある、 又は緊結	害がある、 又は緊結 金物に中 程度の	Uい腐 朽、損傷 若Uくは虫 害がある、 又は緊結		No. 3 \ 4	管理棟南側。雨漏りしている。	

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建物名称	
建築年月日	
延床面積	
点検日	
点検者職·氏名	

施設番号:

施設名:

建物番号:

建物名称:

建築年 2022/3/31 A判定 B判定 C判定 備者(1) 備考② 経過 数経過 異常なし 著しい劣化 雨漏りがあ 劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 番 部位・号 設備 耐用 保全 該当なし 中程度の劣 不具合があ 点検業者 判定 見積額 年数 区分 区分 (全面にわたる る又は部分 剥落がある 故障等の状況 仕様 年度 点検業者 剥離、シートの切れ、シーリング欠損等)、不具合、 写真No. 積書の 調査方法 化(ひび割 れ等が部分 機能上支 時がある 等から早急 結果 (千円) (点検結果等における指 等の指摘が (西暦) 率 有無 問題なし な改修の指 がに大きなび 頻繁な誤作 (で割れ等) 動がある (予定さむ)等) ある 摘の内容を転記) 摘がある 屋根防水+押さえ 目視、双眼 予 法 建 1 屋根 30 鏡による目 防 築 (アスファルト防 水) 基 準 目視、双眼 予 シート系防水 法 建 2 屋根 鏡による目 20 塗膜防水 防 築 基 進 屋根長尺金属板 (金属板葺き) 目視、双眼 予 法 建 3 屋根 その他 鏡による目 30 防) 築 (スレート・かわら 他) 準 1 目視、双眼 壁ータイル 鏡による目 予 法 建 4 外壁 視又はテス 80 防)築 ※外部天井含む トハンマーに 基 よる打診 準 (1) 外壁仕上塗材 目視、双眼 (複層仕上塗材、 鏡による目 予 法 建 5 外壁 塗装壁他) 視又はテス 15 防 築 トハンマーに 基 ※外部天井含む よる打診 進 目視、双眼 金属板その他 鏡による目 予 法 建 6 外壁 視又はテス 40 防 築 ※外部天井含む トハンマーに 基 よる打診 準 1 目視又は開 監 法 建 7 建具 外部建具 閉の状況に 40 視 築 より確認 基 目視又は開 監視 8 建具 自動扉 閉の状況に 80 より確認 自 項

施設番号:

施設名:

建物番号:

建物名称:

建築年

2022/3/31

	31-0.			775		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	田 つ ・		//EDX1						建物田勺.			是700日10·			廷米十		2022/3/31
											A判定		B判定			C判定		備考①	備考②				
番号	部位• 設備	仕様	調査方法	耐用 年数	保全 区分	区分	該当 なし	更新 年度 (西暦)	経過 年数	耐用年 数経過 率	異常なし問題なし	異音、異 臭、異常振 動がある	不具合があ る 機能上支 障がある	点検業者 等の指摘が ある	点検業者 等から早急 な改修の指 摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 (予定含む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指 摘の内容を転記)	判定 結果	写真No.	業者見 積書の 有無	見積額(千円)
9	受変電	高圧 (高圧受変電)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30		② (電気事業			-	-													
10	発電・ 静止 形電 源	非常用発電 (自家発電装置、 ディーゼル機関等)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	予防	② (電気事業			-	-													
1:	発電· 静止電 形源	交流無停電電源 (無停電電源装 置)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	20		② (電気事業			_	-													
12	中央監視	中央監視(中央監視装置)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	15	予防	① (建築 基準			_	-													
13	通信・ 情報	通信·情報(防 災) (自動火災報知 設備)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	20	監視	② (消防法)			-	-													
14	空調設備	温熱源(ボイ ラー) ※給湯用ボイラーは 22に記載	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	15	予防	③(独自点検)			-	-													
15	空調設備	冷熱源(吸収式 冷温水、冷凍機、 冷却塔) ※給湯用ボイラーは 22に記載	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	20	予防	③(独自点検)			-	-													

施設番号:

施設名:

建物番号:

建物名称:

建築年

2022/3/31

Г											A判定		B判定			C判定		備考①	備考②				
番号	部位• 設備	仕様	調査方法	耐用 年数	保全 区分	区分	該当 なし	更新 年度 (西暦)	経過 年数	耐用年 数経過 率		異音、異 臭、異常振 動がある	不具合がある 機能上支 障がある	点検業者 等の指摘が ある	点検業者 等から早急 な改修の指 摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 (予定含む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指 摘の内容を転記)	判定 結果	写真No.	業者見 積書の 有無	見積額 (千円)
16	空調設備	空気調和機 (パッケージ型、ユニット型、FCU、ヒートボンプマルチパッケージ) 全熱交換器、空気清浄装置、ボンブ、タンク、ダクト、配管	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	20	監視	③(独自点検)			-	-													
17	, 換気 設備	換気設備 (送風機・ダクト) ※換気扇は対象外	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	監視	① (建築 基準			-	-													
18	排煙設備	排煙機 ※排煙窓は7外部 建具	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	25	監視	① () () () () () () () () () () () () ()			-	-													
19	自動制御設備	自動制御	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	15	監視	③(独自点検)			_	-													
	給排 水設 備	給排水 (給水ポンプ)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	監視	① (建築基準			-	-													
	給排 水設 備	給排水 (排水ポンプ)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	監視	① (建築基準			_	-													
22	給排 水設 備	給排水 (給湯用ボイ ラー)	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	監視	① (建築基準			-	-													

施設番号:

施設名:

建物番号:

建物名称:

建築年

2022/3/31

A判定 B判定 C判定 備考① 備考② 更新 年度 (西暦) 耐用年 業者見 耐用 保全 年数 区分 経過 劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 見積額 該当 不具合があ 点検業者 判定 数経過異常なし 点検業者 等の指摘が 仕様 調査方法 指摘の内容 写真No. 積書の 機能上支障がある なし 年数 乗ョ、共 臭、異常振 動がある 等から早急 の状況 結果 (千円) (点検結果等における指 率 機能しない 作動しない 有無 問題なし な改修の指 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 ある 摘の内容を転記) 摘がある (予定含む)等) 目視等又は 給排 専門業者が 監視 給排水 法 建 23 水設 実施した点 30 (給水タンク) 検結果によ り確認 2 目視等又は 給排 専門業者が 浄 監視 給排水 24 水設 実施した点 30 化槽 (浄化槽) 備 検結果によ 法 り確認 給排 監 給排水 法 建 25 水設 目視 30 視 (給水管) 築 準 給排 監視 給排水 法 建 26 水設 目視 30 (排水管) 2 目視等又は 消火設備一式 専門業者が 消火 監 視 消 27 設備 実施した点 30 防 ※消火器は対象外 検結果によ 法 り確認 目視等又は 昇降 専門業者が 監 法 建 28 機 エレベーター 実施した点 30 視 築 その他 検結果によ 基 り確認

様式 2 長寿命化点検票 施設番号:1 施設名:県民文化ホール

建物番号:1

建物名称:県民文化ホール会館

建築年 1975 2020/3/31

14	KIU 4			गुर		الحوظارا	田 つ・1		אמטוו	1 · ÆLG.	XIUN N				廷彻田与			在1011年,宋以入10年 70五届			建未午	13/3	2020/3/31
											A判定		B判定			C判定		備考①	備考②				
番号	部位• 設備	仕様	調査方法	耐用 年数	保全 区分	区分	該当 なし	更新 年度 (西暦)	経過 年数	耐用年数経過率	異常なし 問題なし	中程度の劣 化(ひび割 れ等が部分 的)	不具合がある 機能上支 障がある	点検業者 等の指摘が ある	点検業者 等から早急 な改修の指 摘がある	ロコピノくとるし	雨漏りがある 剥落がある 頻繁な誤作 動がある	劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 剥離、シートの切れ、シーリング欠損等)、不具合、 故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 (予定含む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指 摘の内容を転記)	判定 結果	写真No.	業者見 積書の 有無	見積額(千円)
											A判定		B判定			C判定		備考①	備考②				
番号	部位• 設備	仕様	調査方法	耐用 年数	保全 区分	区分	該当 なし	更新 年度 (西暦)	経過 年数	耐用年 数経過 率	異常なし 問題なし	異音、異 臭、異常振 動がある	不具合がある 機能上支 障がある	点検業者 等の指摘が ある	点検業者 等から早急 な改修の指 摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 (予定合む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指 摘の内容を転記)	判定 結果	写真No.	業者見 積書の 有無	見積額(千円)
1	屋根	屋根防水 + 押さえ コン (アスファルト防 水)	目視、双眼 鏡による目 視	30	予防	① (建築 基準			44	1.47		0						アスファルト防水で、コンクリートのひび割れや シーリングが欠損している箇所が多数あり、全 体的な劣化が進行している。		В	1-1		
2	屋根	シート系防水 塗膜防水	目視、双眼 鏡による目 視	20	予防	① (建築基準		当なし	しに	●をす	ると行	ごと色	がつき	ます。			0	黄色いセルは入力がメ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3 階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。	必要です。	С		取得中	
3	屋根	屋根長尺金属板 (金属板葺き) その他 (スレート・かわら 他)	目視、双眼鏡による目視	30	予防	① (建築基準	•	Z	-	-						ます(該				該当 なし			
4	外壁	壁-タイル ※外部天井含む	目視、双眼 鏡による目 視又はテス トハンマーに よる打診	80	予防	① (建築基準		1999	20	0.25	0	1					0	外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮き が複数ある。		С		有	1,245
5	外壁	外壁仕上塗材 (復層仕上塗材、 塗装壁他) ※外部天井含む	目視、双眼 鏡による目 視又はテス トハンマーに よる打診	15	予防	① (建築基準		2020	44	2.93		0						西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事 務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長 寿命化改修を実施する予定。		R2 更新 予定			
6	外壁	金属板その他 ※外部天井含む	目視、双眼 鏡による目 視又はテス トハンマーに よる打診	40	予防	① (建築 基準	•		-	-										該当 なし			
7	建具	外部建具	目視又は開 閉の状況に より確認	40	監視	① (建築 基準			44	1.10			0					シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。		В		無	

施設番号:1

施設名:県民文化ホール

建物番号:1

建物名称:県民文化ホール会館

建築年 1975 2020/3/31

A判定 B判定 C判定 備考(1) 備者(2) 耐用年 著しい劣化 雨漏りがあ 劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 番 部位・ 設備 経過 中程度の劣 不具合があ 見積額 耐用保全 点検業者 年数 区分 区分 数経過異常なし (全面にわたるる) 剥離、シートのりる又は部分 剥落がある 故障等の状況 点検業者 仕様 調査方法 年度 剥離、シートの切れ、シーリング欠損等)、不具合 指摘の内容 写真No. 積書の 年数 化(ひび割 等から早急 結果 (千円) (点検結果等における指 等の指摘が (西暦) 率 有無 問題なし れ等が部分 機能上支 的) 障がある な改修の指 いた (海球パッツ (海球パッツ (水) 大学 (マン・) 大学 (マン・) 横撃 な線作 ((箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 (予定含む)等) ある 摘の内容を転記) 摘がある A判定 B判定 C判定 備考(1) 備考② 更新 耐用年 業者見 見積額 番 部位・号 設備 耐用 保全 該当なし 経過 不具合があ 点検業者 劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 判定 数経過異常なし 点検業者 指摘の内容 区分 年度 異音、異 写真No. 什様 調査方法 積書の 年数 区分 等から早急 の状況 年数 結果 (千円) (西暦) 臭、異常振 等の指摘が 機能しない 作動しない (点検結果等における指 有無 率 問題なし 機能上支 な改修の指 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 動がある ある 摘の内容を転記) 障がある 摘がある (予定含む)等) 目視又は開 監 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良に 8 建具 自動扉 閉の状況に 0.55 C 80 44 無 視 より頻繁に誤作動する。 より確認 H30.8の法定点検時 に、高圧受変電設備 目視等又は R2 専門業者が が50年以上経過して 9 受変 高圧 予 法 電 更新 9-1 実施した点 30 2020 44 1.47 1 階機械室の受変電設備から異音がする。 おり、いつ故障するか 電 (高圧受変電) 防) 気 検結果によ わからない状況である 予定 り確認 ことから、更新を強く勧 められた。今年度長寿 目視等又は 発電・ 非常用発電 専門業者が 該当 10 静止 予 法 電 (自家発電装置、 実施した点 30 防 気 なし 検結果によ ディーゼル機関等) 源 り確認 目視等又は 発電・ 交流無停雷雷源 専門業者が 静止 予 法 電 (無停電電源装 В 実施した点 20 44 2.20 有 形電 防 気 検結果によ 源 り確認 目視等又は 中央監視 専門業者が 該当 12 中央 監視 予 法 建 (中央監視装 実施した点 15 防 なし 検結果によ り確認 2 目視等又は 通信・情報(防 専門業者が 13-1 通信・ 情報 監 消 実施した点 20 44 2.20 В 13-2 無 視 防 (自動火災報知 検結果によ 13-3 法 設備) り確認

施設番号:1

施設名:県民文化ホール

建物番号:1

建物名称:県民文化ホール会館

建築年 1975 2020/3/31

A判定 B判定 C判定 備考(1) 備者(2) 耐用年 著しい劣化 雨漏りがあ 劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 番 部位・ 設備 経過 中程度の劣 不具合があ 見積額 耐用保全 点検業者 年数 区分 区分 数経過異常なし (全面にわた る る又は部分 剥落がある 点検業者 什様 調査方法 年度 剥離、シートの切れ、シーリング欠損等)、不具合 指摘の内容 写真No. 積書の 年数 化(ひび割 等から早急 結果 (千円) (点検結果等における指 等の指摘が 故障等の状況 (西暦) 率 問題なし 有無 れ等が部分 機能上支 的) 障がある な改修の指 ある 摘の内容を転記) 摘がある A判定 B判定 C判定 備考(1) 備考② 更新 耐用年 業者見 番 部位・号 設備 耐用 保全 該当なし 経過 不具合があ 点検業者 劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 見積額 判定 数経過異常なし 点検業者 指摘の内容 区分 年度 異音、異 写真No. 什様 調査方法 積書の 年数 区分 等から早急 の状況 年数 結果 (千円) (西暦) 臭、異常振 等の指摘が 機能しない 作動しない (点検結果等における指 有無 率 問題なし 機能上支 な改修の指 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 動がある ある 摘の内容を転記) 障がある 摘がある (予定含む)等) (3) 温熱源(ボイ 目視等又は 専門業者が 独 該当 22調 設備 予 実施した点 15 自 防 なし ※給湯用ボイラーは 検結果によ 点 検 22に記載 3 冷熱源(吸収式 目視等又は 冷温水、冷凍機、 専門業者が 独 該当 予防 25 空調設備 冷却塔) 実施した点 自 20 なし ※給湯用ボイラーは 検結果によ 点 検 22に記載 り確認 空気調和機(パッ R1.5のエアコンの保守 3 ケージ型、ユニット 点検時に、冷媒として 目視等又は 型、FCU、ヒートポ 専門業者が 使用されているフロンガ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態 26 空調 独 ンプマルチパッケー 監 16-1 実施した点 20 自 44 2.20 が月に数回発生し、過去に3度修繕を行った ス (R22) がR2年で В 無 設備 視 16-2 点 検結果によ が一時的によくなるものの改善されない。 全廃となり、それ以降 全熱交換器、空気 検 り確認 は修理できないため、 清浄装置、ポンプ、タ ンク、ダクト、配管 更新が必要と指摘さ 目視等又は 換気設備 専門業者が 該当 17 換気 (送風機・ダクト) 監 法 建 30 実施した点 視 設備 なし 検結果によ ※換気扇は対象外 り確認 目視等又は 排煙機 専門業者が 該当 排煙 監視 法 建 実施した点 25 設備 築 ※排煙窓は7外部 なし 検結果によ 建具 り確認 3 目視等又は 自動 専門業者が 独 該当 監 19 制御 白動制御 実施した点 自 15 視 なし 設備 検結果によ 点 り確認 検

施設番号:1

施設名:県民文化ホール

建物番号:1

建物名称:県民文化ホール会館

建築年 1975 2020/3/31

A判定 B判定 C判定 備考(1) 備者(2) 耐用年 著しい劣化 雨漏りがあ 劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 業者見 番 部位・ 設備 経過 中程度の劣 不具合があ 見積額 耐用保全 点検業者 年数 区分 区分 数経過異常なし (全面にわたる) 剥落がある 点検業者 什様 調査方法 年度 剥離、シートの切れ、シーリング欠損等)、不具合 指摘の内容 写真No. 積書の 年数 化(ひび割 等から早急 結果 (千円) 故障等の状況 (点検結果等における指 等の指摘が (西暦) 率 有無 問題なし れ等が部分 機能上支 な改修の指 がに大きなび 頻繁な誤作 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 び割れ等) 動がある (予定含む)等) ある 摘の内容を転記) 障がある 摘がある A判定 B判定 C判定 備考(1) 備考② 更新 耐用年 業者見 番 部位・号 設備 耐用 保全 該当なし 経過 不具合があ 点検業者 劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 見積額 判定 数経過異常なし 点検業者 指摘の内容 区分 年度 異音、異 写真No. 什様 調査方法 積書の 年数 区分 等から早急 の状況 年数 結果 (千円) (西暦) 臭、異常振 等の指摘が 機能しない 作動しない (点検結果等における指 有無 率 問題なし 機能上支 な改修の指 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 動がある ある 摘の内容を転記) 障がある 摘がある (予定含む)等) 目視等又は トイレに使用している井水の揚水ポンプ(給 給排 専門業者が 給排水 監 法 建 水)が作動していない。今のところ自噴してい 20 水設 実施した点 30 44 1.47 C 無 視 (給水ポンプ) 築 るため影響はないが、枯渇した場合はトイレが 検結果によ 使用できなくなるため更新が必要である。 り確認 目視等又は 給排 専門業者が 給排水 監 法 建 21 水設 実施した点 30 44 1.47 視 築 (排水ポンプ) 検結果によ り確認 淮 H30.8の保守点検時 に、給湯用ボイラーの 目視等又は 給排水 専門業者が 経年劣化が見受けら 22-1 給排 監 法 建 22 水設 (給湯用ボイ 実施した点 30 44 1.47 れることから更新又は В 22-2 有 2,500 視 築 備 検結果によ 5-) 分解点検(オーバー 22-3 基 り確認 ホール)を勧められ 目視等又は 給排 専門業者が 給排水 監 法 建 23 水設 実施した点 30 1.47 В 無 44 視 (給水タンク) 築 検結果によ り確認 2 目視等又は 給排 専門業者が 該当 給排水 監 24 水設 実施した点 30 化 一視 (浄化槽) なし 槽 検結果によ り確認 法 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出 給排 給排水 監 る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、 法 建 25 水設 目視 30 44 1.47 C 無 視 (給水管) 築 一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改 備 善されないので使用中止している。

施設番号:1

施設名:県民文化ホール

建物番号:1

建物名称:県民文化ホール会館

建築年 1975 2020/3/31

A判定 B判定 C判定 備考(1) 備考② 耐用年 著しい劣化 雨漏りがあ 劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、 経過 中程度の劣 不具合があ 点検業者 見積額 耐用保全 年数 区分 区分 数経過異常なし 年度 点検業者 指摘の内容 仕様 調査方法 写真No. 積書の 年数 化(ひび割 等から早急 結果 (千円) 等の指摘が (点検結果等における指 (西暦) 率 有無 問題なし れ等が部分 機能上支 障がある な改修の指 ある 摘の内容を転記) 摘がある A判定 B判定 C判定 備考(1) 備考② 経過 耐用年 数経過 異常なし 更新 業者見 見積額 番 部位・号 設備 耐用 保全 該当なし 不具合があ 点検業者 劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 判定 区分 異音、異 点検業者 指摘の内容 什様 調査方法 年度 写真No. 積書の 年数 区分 る 機能上支 障がある 等から早急 の状況 結果 (千円) 一及 (西暦) 臭、異常振 動がある 等の指摘が 機能しない 作動しない (点検結果等における指 率 有無 問題なし (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 な改修の指 ある 摘の内容を転記) 摘がある (予定含む)等) 大雨の時、排水管の詰まりから、排水溝から 給排 給排水 監 法 建 水が溢れるので、今後、詰まりを改善するため 26 水設 目視 30 44 1.47 26-1 取得中 視 (排水管) の改修が必要である。現状、未対応の状態で 大雨の後は大きな水たまりができる。 2 目視等又は 消火設備一式 専門業者が 27 消火 設備 監 消 27-1 В 実施した点 30 44 1.47 無 視 防 27-2 ※消火器は対象外 検結果によ 法 り確認 目視等又は 昇降 専門業者が 監 法 建 28-1 28 機 エレベーター 実施した点 30 44 1.47 В 無 視 築 28-2 その他 検結果によ 基 り確認

点検結果写真帳(屋根)

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号ー連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真は 部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる 枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁)に写真の箇所を示す 等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No.	説明	
No.	説明	

点検結果写真帳 (外壁)

判定結果	
------	--

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号ー連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真は部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No	説明	
No.		
No	量出日	

IVO.	武功	

点検結果写真帳(建具)

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号ー連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真は部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No.	説明	

1		
I		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
I		
I		
I		
1		
1		
I		
I		
I		
I		
I		
I		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
I		
I		
I		
I		
I		
1		
I		
I		
I		
I		
I		
I		
I		
1		
I		
1		
1		
I		
I		
1		
I		
I		
I		
1		
1		
1		
1		
I		
I		
1		
I		
I		
I		

説明

点検結果写真帳 (受変電)

判定結果

No.	説明	
140.	נייטלם	
No	≣出□日	

1101	170 73	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

点検結果写真帳	(非学田発雷)
杰伐加太子吴似	\#rm/mz4\

判定結果	

No.	説明	
No.	説明	

1101	170 73	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

点検結果写直帳	(交流無停電電源)
ハハノハロノト・ファミン	

No.	説明	
1101	270 70	
No.	説明	

1401	ניי טעם	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

点検結果写真帳	(中央監視装置)
ボスルス プラバ	(十八皿)心化巨

判定結果	
------	--

No.	説明	
No.	説明	

	•	•	
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			

占检結里写直帳	(自動火災報知設備)
ベスルスファル	\

判定結果	

No.	説明	
. 10.	270 73	
No.	説明	

点検結果写真帳	(空調設備	(執源))
ベスルスファーブ			

判定結果

No.	説明	
No	説明	

1101	170 73	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

点検結果写真帳 (空調設備)

No.	説明	
No.	説明	

点検結果写真帳(換気設備)

No.	説明	
No	説明	

1101	170 73	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

点検結果写真帳(排煙設備)

No.	説明	
	-Van	
No.	説明	

点検結果写真帳(自動制御装置)

No.	説明	
No.	説明	

	•	•	
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			

点検結果写真帳(給排水設備)

判定結果	
------	--

No.	説明	
No.	説明	

	•	•	
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			

点検結果写真帳(消火設備)

No.	説明	
No	量出日	

1101	170 73	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

点検結果写真帳(エレベーター)

判定結果	
------	--

No.	説明	
No	野田	

1401	ניי טעם	
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

1-5/-	13 口吊尽快录			T	T			
番		(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は)判定基準	支障の有無		備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況			有	無	
	建築物の敷地及び地盤 面		敷地内の排水	目視により確認	排水い不良があること。			
	建築物の敷地及び地盤 面		植栽		植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。			
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帆壁、パラペット、建具	タラップ、庇、とい等の 外観	必要に応じて双眼鏡等を 使用し目視により確認				
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、 手摺、煙突、その他建 築物の屋外に取付け るもの	エキスパンションジョイン ト金物等の外観		漏水、変形、さびその他 の腐食、シーリングの破断 があること。 結合部における緩みがあ ること。 部材に一目で分かるず れ、変形があること。			
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び 固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび 割れ、さびその他の腐食 があること。			
			防火区画の部材の外 観	目視により確認	各部材及び接合部に亀 裂その他の損傷があること。			
			鉄骨の耐火被覆の外 観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。			
	防火区画を構成する各部分(防火戸その他の防火設備を含む)その他防火上主要な部分		防火区画を構成する 床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴 又は破損があること。			
	防火区画を構成する各部分(防火戸その他の防火設備を含む)その他防火上主要な部分		防火区画を構成する 壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴 又は破損があること。			

番		(い) 確認項目		・(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障の	D有無	備考
号	敷地及び建物の各部		確認を要する状況	(つ) 唯祕万法	(は)刊止基準	有	無	
		防火区画を構成する 床、壁、柱及びはり	配管、ダクト等の防火 区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴 又は損傷があること。			
			防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形 マは損傷があること。 取付けが堅固でないこと。			
		防火扉、防火シャッ ター及び防火ダンパー	防火設備の作動		あらかじめ設定された防 火性能を損なうおそれが ある作動不良があること。 感知器との連想に作動 不良があること。			
	屋根、外壁その他の雨水 の浸入を防止し、又は排 除するための部分		排水溝の外観	目視により確認	ルーフドレイン及びといて 排水不良があること。			
14	静穏を必要とする室		静穏に必要な部材の外観		壁、窓、出入口その他当 該室と当該室以外の部 分を区画する部分に防 音上の支障となる亀裂そ の他の損傷、変形又は 腐食があること。			
15	建具	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具 合等により確認	開閉不良又は施錠若しく は解錠の不良があること。 気密性を損ない、かつ室 内環境に悪影響をおよぼ す亀裂その他の損傷、変 形又は腐食があること。			
16	建具	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具 合等により確認	センサー、制動装置その 他の安全装置に作動不 良があること。			

番	(い) 確認項目		・(ろ)確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(は)判定基準	支障の	の有無	備考
号	敷地及び建物の各部	確認を要する状況	7 (つ)唯総万法	(は) 刊止基準	有	無	
17	階段、バルコニー等	階段各部の外観及び 固定	目視及び触診により確認	歩行上の支障となるひび 割れ、さびその他の腐食 があること。 接合部における緩みがあ ること。			
18	階段、バルコニー等		目視及び触診及び建具 の開閉具合等により確認				
19	階段、バルコニー等	非常用エレベーター乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具 の開閉具合等により確認				
20	階段、バルコニー等	避難上有効なバルコ ニーの手摺等の劣化、 損傷		さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
21	階段、バルコニー等	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良があること。 避難器具が使用できないこと。			
22	階段、バルコニー等	防護柵の外観	目視により確認	安全かつ円滑な利用の 支障となるおそれがある亀 裂その他の損傷、変形若 しくは腐食があること。 接合部における緩みがあ ること。			
23	階段、バルコニー等	防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁に亀裂、破損、 変形があること。			

番		(い) 確認項目		・(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障の	D有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(つ)唯認力法	(は)判正基準	有	無	
24	屋内及び屋外の案内表示		案内表示の外観		容易に確認でき、かつ、 利用者を目的地に円滑 に誘導することの支障とな る亀裂、その他の損傷、 変形、腐食若しくは汚 損、変退色があること。 脱落があること。			
25	建築設備	共通	全ての機器類の作動	触診 (発熱)、振動及 び臭気 (異臭) により確認 専門業者による点検結 果の確認	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。作動不良があること。 汚損、損傷、返照、変形、異音、異臭、脱落があること。			
26	建築設備	共通	基礎、架台の外観		基礎、架台部分に亀裂 その他の損傷、変形又は 腐食があること。			
27	建築設備	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び 固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあるること。			
28	建築設備	設備機器	端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあるること。			
29	建築設備	設備機器	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあるること。			
30	建築設備	設備機器	監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。			

番		(い) 確認項目		・(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障0	有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(つ)唯認力法	(は)判正基件	有	無	
31	建築設備	設備機器	自動火災警報装置の 外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
32	建築設備	設備機器	音声誘導装置の外観 及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
33	建築設備	設備機器	インターホンの外観及 び工程		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
34	建築設備	設備機器	トイレ等呼出装置の外 観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあるること。			
35		設備機器	太陽光発電装置の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあることと。			
36	建築設備	設備機器	分力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
37	建築設備	設備機器	構内情報通信網装置 の外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

番		(い) 確認項目		・(ろ)確認方法・・・	(は)判定基準	支障の有無		備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	T (つ) 唯総力法	(は)刊正基準	有	無	
38	建築設備	設備機器	構内交換機(PBX) の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあるること。			
39	建築設備	設備機器	拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
40	建築設備	設備機器	映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
41	建築設備	設備機器	情報表示装置の外観 及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
42	建築設備	設備機器	テレビ共同受信装置の 外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
43	建築設備	設備機器	テレビ電波障害防除 装置の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
44	建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外 観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあるること。			

番		(い)確認項目		(7) There ! . !	/14\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	支障0	D有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
45	建築設備	設備機器	入退室管理装置の外 観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
46	建築設備	設備機器	航空障害灯の外観及 び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
47	建築設備	設備機器	予備電源の外観及び 固定	専門業者による点検結 果の確認	キュービクルの本体及び 接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが 堅固でないこと。			
48	建築設備	設備機器	外灯の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
49	建築設備	設備機器	電光掲示板の外観及 び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
50		設備機器			亀裂、損傷、偏食、腐 食、変形、周囲の沈下、 電線の劣化、断線がある こと。			

番		(い)確認項目		(Z\ I#=+\-\+	(八) 刈字甘淮	支障の有無		備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
51	建築設備	設備機器	構内通信線路の外観 及び固定	必要に応じて双眼鏡等を 使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。			
52	建築設備	設備機器	熱源機器(冷凍機、 冷却塔、ボイラー等) の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結 果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
53	建築設備	設備機器	製缶類(オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等)の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結 果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。			
54	建築設備	設備機器		目視、振動により確認 専門業者による点検結 果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
55	建築設備	設備機器	送風機類の外観及び 固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結 果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

番		(い) 確認項目		(Z\ IΦ≣₹I -/ :+	(1+) 如亭草连	支障の	の有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
56	建築設備	設備機器	ポンプ類の外観及び固定	専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
57	建築設備	設備機器		専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 、人ッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。			
58	建築設備	設備機器	中央監視装置の外観及び固定	専門業者による点検結 果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
59	建築設備	設備機器	自動制御装置の外観 及び固定	専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
60	建築設備		ダクト(給排気口含む)の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。			

番	以3 口市無快素	(い) 確認項目		(7) There ! . !	/14\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	支障(D有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
61	建築設備		防火、防煙ダンパー類 の外観、固定及び作 動		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 ダンパーに作動不良があること。 感知器との連動に作動不良があること。			
62	建築設備	配線、配管及び風道その他のダクト	支持金物の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
63	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配管の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 配管に腐食又は漏水があること。			
64	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配線の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 配線に汚損、損傷、偏食、腐食、断線、変形があること。			
65	建築設備	給水設備及び排水設備		触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認 専門業者による点検結				

番		(い) 確認項目		(7\	(/+) 判定其淮	支障の	D有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
66	建築設備	給水設備及び排水設備	タンク類の外観及び固定		本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎に亀裂があること。			
67	建築設備	給水設備及び排水設 備	衛生器具の外観及び 固定	目視及び触診により確認	取付が堅固でないごと。 一目で分かる亀裂その他 の損傷、変形若しくは腐 食があること。			
68	煙突、高架水槽、擁壁 その他ごれらに類する工 作物			手の届く範囲は必要に応 じて棒の挿入により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 目地部より土砂が流出していること。 水抜きパイプに詰まりがあること。			
69	煙突、高架水槽、擁壁 その他ごれらに類する工 作物		門扉の外観及び作動	により確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 亀裂その他の損傷若しく は腐食、接合部における 緩みがあること。 一目で分かるさび又は損 傷があること又は作動不 良があること。			
70	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		鉄塔の外観	等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび汁があること。 鉄塔に一目で分かる亀 裂、変形、塗装の劣化、 さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。			

番	(い) 確認項目		(∠\ エ╈≅テᠠᅷ:+	(井) 判守其淮	支障の	の有無	備考
号	敷地及び建物の各部	確認を要する状況	- (3) 確認方法	(は)判定基準	有	無	
71	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物	広告塔の外観		転倒のおそれがある傾斜 があること。 基礎に亀裂、欠損、さび 汁があること。 広告塔に一目で分かる 亀裂、変形、塗装の劣 化、さびその他の腐食、 接合部における緩みがあ ること。			
	駐車場及び敷地内の通路	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。 出入口ミラー、区分の白線の視認性に支障があること。 車止めにぐらつきがあること。			
	駐車場及び敷地内の通 路	歩道、玄関ポーチ等の 外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。			
74	災害応急対策を行なう 為に必要な建築物等	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御する機能に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
75	免震構造又は制震構造の建築物等	免震装置又は制震装置の外観	目視により確認	免震又は制震の降下を 損なうおそれがある部材 及び機構の亀裂その他の 損傷、変形若しくは腐食 又はこれらの接合部にお ける緩みがあること。			